

2017（平成 29）年度
自己点検・評価報告書

2018（平成 30）年 6 月
聖マリア学院大学

巻 頭 言

聖マリア学院大学では、教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施しています。

本学では、平成 30 年度に日本高等教育評価機構における大学機関別認証評価（※1）を受審すること、また、認証評価機関の基準項目は、国の政策や社会が大学に求めていることなどが反映されていることから、平成 29 年度自己点検評価（平成 30 年 5 月までの取組みを含む）に関しては、日本高等教育評価機構へ提出する自己点検評価書を作成し、その作成過程において、本学の取組を確認、課題を見出し、改善方策を立てることにより大学独自の自己点検評価といたしました。

また、本学では従前より、学外からの意見を積極的に取り入れるため、外部評価委員会を設置していますが、より地域からの本学に対するニーズを反映することを目的に、新たに地元自治体・地元企業より参画いただき、平成 29 年度の取組みに関し評価いただきました。

自己点検・評価は現状を把握することが最終目的でなく、より良い方向に改善していくことが重要であることは言うまでもありません。今回の自己点検評価報告書には、改善・向上方策（将来計画）に関しても記載しており、今後、記載した改善・向上方策の進捗管理に努め、更なる教育研究水準の向上へと繋がる努力を重ねて参る所存です。

※1. 大学機関別認証評価：法律により、全ての大学等が7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けること。

※2. 次頁以降は、平成 30 年 6 月に日本高等教育評価機構へ提出した自己点検評価書の内容。

2019（平成 31 年）3 月

聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	44
基準 4 教員・職員	64
基準 5 経営・管理と財務	75
基準 6 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 社会貢献・社会との連携	88
基準 B 国際交流	94
V. 特記事項	98
VI. 法令等遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・教育理念・教育目標・目的

本学の設立母体である聖マリア病院（社会医療法人雪の聖母会）は、戦後間もない昭和28(1953)年、キリシタン殉教者を先祖に持つ敬虔なカトリック信徒であった、故ヨハネ井手一郎により創設され、病院を聖母マリアに捧げる意味から、法人名を雪の聖母会と命名、その基本方針を「カトリックの愛の精神」（下行に内容記載）に基づく地域における医療と教育の普及とした。それ故、聖マリア病院の医療活動の中心は地域医療で、不十分な分野に対する医療の提供を行うことにあった。当時「亡国病」と呼ばれていた結核の治療を中心とした診療に始まり、後に、昭和39(1964)年以降、現在に至るまで続けられている24時間365日の救急医療体制に端的に示されている。すなわち、医療を求め、医療を必要とする人々に、常に24時間医療を提供する奉仕の精神であり、これは、苦しむ人々に寄り添い、共に歩むキリスト教の精神に基づく愛の実践に他ならない。

学校法人聖マリア学院は、設立母体である聖マリア病院開設の基本理念「カトリックの愛の精神」を建学の精神として継承し、看護専門学校、短期大学教育を経て、平成18(2006)年4月に聖マリア学院大学、平成22(2010)年4月には聖マリア学院大学大学院を開設し現在に至っている。

○建学の精神：

カトリックの愛の精神

※カトリックの愛の精神とは、主イエスキリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々と共に歩むこと。

○教育理念：

「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成すること。

○目的：

<大学目的・看護学部目的> 聖マリア学院大学学則第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする。

<研究科目的> 聖マリア学院大学大学院学則第2条

本大学院は、大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

<研究科教育研究上の目的> 聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則第2条

本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

○教育目標：

<看護学部看護学科>

- 1) 人間についての真理を探求し、人間の尊厳、すなわち個々の人間の存在そのものに価値を見出し、生命を尊重することが出来る豊かな人間性を養う。
- 2) 人間存在の本質的要素であるケアリング（下行に内容記載）を本学の看護の基本概念とし、さらに看護専門職としてのケアリングを修得することにより、人々の健康に携わることが出来るよう専門的看護の実践能力を養う。
- 3) 看護専門職として科学的思考と問題解決能力を具え、対象が自己実現に向かって向上できるよう、全人的に看護する能力を養う。
- 4) 看護学を体系的・学際的に捉え、探求する姿勢を身につけ、将来、看護に貢献できる自主的な学習能力を養う。
- 5) 保健・医療・福祉の質の向上を目指し、時代と地域のニーズに合わせて、看護専門職が担うべき責務と役割を開拓できる素地を養う。
- 6) 国際社会に貢献できる能力を養う。

※ケアリング：本学におけるケアリングの概念は、カトリックの愛の精神、人間の尊厳、生命倫理から、人間を尊重し、その人の存在価値を高め合うこと、その行為がケアリングである。

<看護学研究科>

(教育目標)

ケアを総合的な立場に位置づけて専門分野を築き、専門職として指導的な役割を果たすことのできる人材、大学等の養成機関でレベルの高い教育を行い、かつ研究開発によって専門分野を発展させることのできる人材、国際的な視野で活動できる人材の養成を行うこと。

(教育目的)

1. 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成
－生命倫理の教育を理念として根底に置く。
2. 医療・保健・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成
－医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。
3. 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護倫理の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成
－わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。
4. 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成
－国際性・学際性を重視した教育を行う。

(2) 大学の個性・特徴

本学は、前述のごとく、聖マリア高等看護学院の専門学校教育から始まり、短期大学では聖マリア病院と協働して、設立理念の具現化を図るための看護教育における生命倫理教育、カリキュラムへのロイ適応看護理論の導入、私学では初めての保健師教育の開始、また、本邦で初めて国際看護の学問的体系化を図り、短期大学での看護教育 20 年が経過した。一方、20 世紀末当時、少子高齢化が進み、先の見えない混沌とした日本社会の中で、聖マリア学院は全学を挙げて本学の存在意義を再確認する時期でもあった。平成 18 (2006) 年 4 月、学校法人聖マリア学院は 21 世紀に向け、すべての人の人間の尊厳を尊重し、ケアを必要とする人々の人間性の復活と希望をもたらす看護者の養成を目指して、聖マリア学院大学を開設、引き続き平成 22(2010)年に聖マリア学院大学大学院を開設した。

高等教育機関としての本学の教育の特徴は、短期大学時代の「生命倫理教育」「ロイ適応看護理論の導入」「国際看護教育」の特色を継承している。特に大学教育における特色は、まず第一に設立理念の具現化を図るため、また、看護(ケア/ケアリング)の本質の理解を促すため、キリスト教の人間観に基づく感性豊かな人間性の涵養に重点を置いている。正課の授業、正課外授業、特に各種ボランティア活動等を促すことにより、学生は人間の尊厳、倫理、ケアリング、奉仕の精神を学んでいる。また、本学では奉仕の精神の具現のため、「地域貢献センター」を設置し、久留米市の中心市街地におけるまちなか保健室「ほっとステーションマリア」の運営にはほとんどの教職員が関与している。第 2 の特色はロイ適応看護理論に基づく看護基礎教育と看護実践能力の養成である。カトリックのシスターであり、看護理論家の Sr. Callista Roy 博士と本学は 30 年来の交流がある。ロイ適応看護理論のカリキュラムへの導入の理由は、①キリスト教の人間観に基づく愛の実践を基盤としていること、②理論からアセスメント・看護介入までの学びで問題解決能力及び看護実践力が養われることである。実習病院である聖マリア病院では、ロイ適応看護理論を基盤とする看護が実践されている。本学の設立母体である聖マリア病院は、1,000 床以上のベッド数があり、新生児医療、救命救急・透析医療の長い歴史を持つ。平成 21(2009)年に社会医療法人に認定され、①救急医療②災害医療③小児救急医療④周産期医療の拠点病院であるため、高い臨床実践力が得られる。実習施設としてこのほかホスピス、老人介護保健施設やヘルスケア・リハビリセンターも併設されており、ライフサイクルに沿ったケアの流れを実践の場で学ぶことが出来る。大学院の CNS (Certified Nurse Specialist) コース等、高度の看護実践教育の充実を図るため、臨床教授、准教授、講師を任命している。第 3 の特色は国際看護教育である。聖マリア病院は本邦において途上国の医療支援の長い歴史を持つ病院の一つである。本学は短期大学時代より看護教育分野における途上国支援を継続しており、学部生の国際看護コースの教育は 30 年の歴史を持つ。

上記の特色の質の向上と新たな展開を図るため、平成 22(2010)年より臨床実践力を重視した大学院教育を開始し、平成 30(2018)年度より「キリスト教文化研究所」「ロイアカデミア看護学研究センター」を開設した。

<看護学部看護学科>

本学は、キリスト教的人間観に基づき、人間の尊厳、すなわち、一人ひとりの人間の存在そのものに価値を見出し、そのかわりを通して自己を高め、より豊かな人間性を育み、

高い倫理観と看護の卓越した知識と技術を持って、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目指している。従って、本学の教育課程は、基礎分野、実践分野、発展分野の全ての分野で一貫して人間の尊厳の理解と高度な看護の専門知識と技術、多様な価値を持つ人々を理解しようとするグローバルな視点を養う科目が配置されている。

基礎分野では、生命を尊重できる豊かな人間性・倫理観、科学的思考と問題解決能力、グローバル思考の基礎を身につける教養科目、看護の基本的知識に関する科目を配置している。

実践分野では、さまざまなライフサイクルにある人と家族に看護を提供するために必要な看護実践能力を身につける科目を配置している。看護実践は、キリスト教的人間観を基盤とするロイ適応看護モデルに基づき、人間の理解、人間と環境の関係、人間の環境への適応、適応を促進するための看護について常に思考し探求する姿勢を重視している。平成30(2018)年4月には、「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置し、米国に本部を置く Roy Adaptation Association によって承認された。今後、本センターで取組んだ研究成果は、看護学部看護学科の教育に反映されることが期待されている。

発展分野では、多様な価値を持つ人々を理解するためにグローバルな視点を持ち、地域社会や国際社会に貢献できる能力を養う科目を配置している。また、各学年に建学の精神である「カトリックの愛の精神」に関する科目を配置している。さらに、「保健師コース」「国際看護コース」や、視野を広げ多様な価値を持つ人々を理解するために語学力を強化し、より豊かなコミュニケーション能力を高めるための「グローバル・スタディーズコース」を設置し学びの機会を提供している。

<看護学研究科>

看護学研究科においては、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を礎に、「人間の尊厳を基盤とした生命倫理の教育（生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成）」「実践力の重視（医療・保健・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成）」「ロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開（看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成）」を教育の特徴として掲げ、本学の使命を果たすことのできる人材の育成を行っている。

聖マリア学院大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

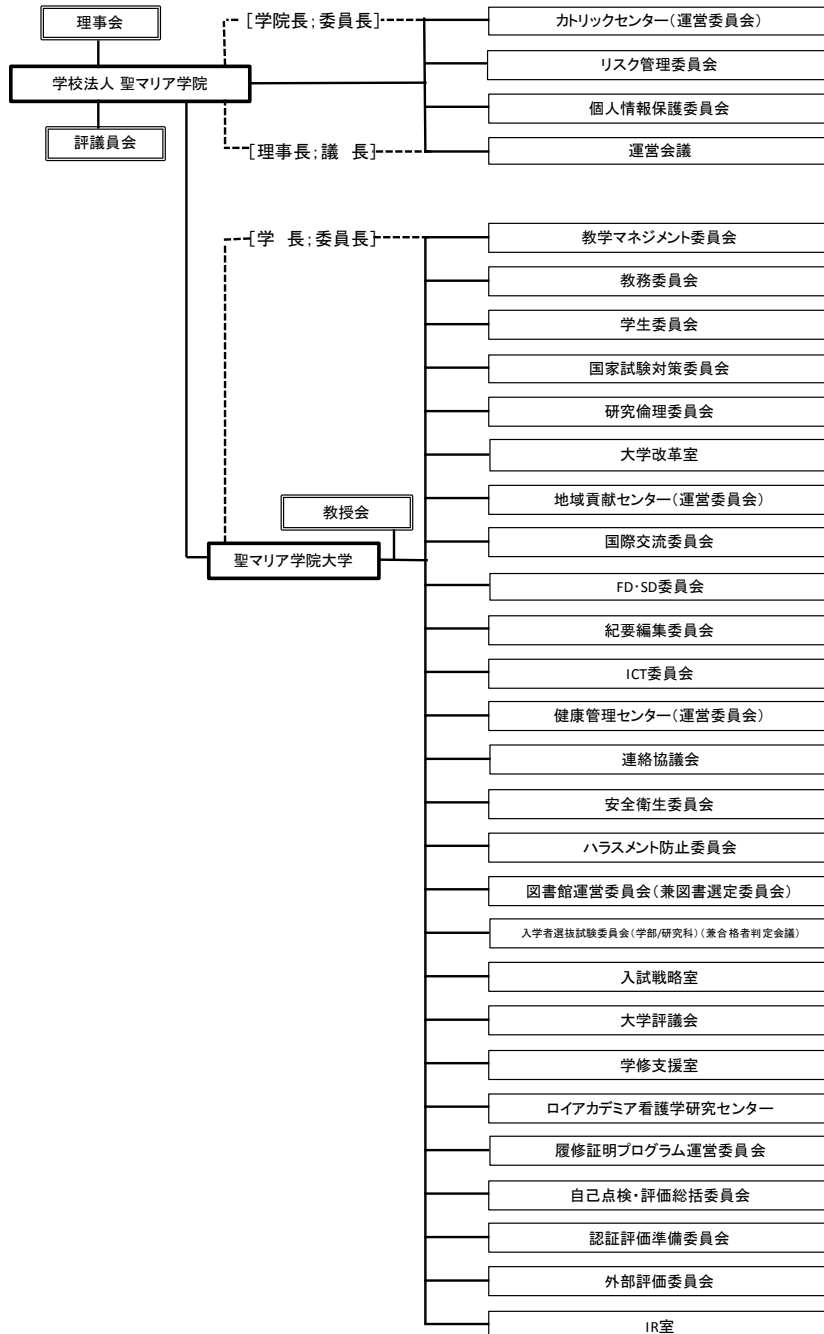
昭和	28(1953)年	9月	医療法人（現：社会医療法人）雪の聖母会聖マリア病院開設
昭和	48(1973)年	4月	医療法人雪の聖母会聖マリア病院附属 聖マリア高等看護学院 第2科看護専門課程設置（2年課程）
昭和	51(1976)年	4月	聖マリア高等看護学院 第1科看護専門課程設置（3年課程）
昭和	51(1976)年	6月	聖マリア高等看護学院を聖マリア看護専門学校と名称変更
昭和	57(1982)年	11月	学校法人聖マリア学院設立
昭和	59(1984)年	4月	聖マリア看護専門学校に保健師養成課程及び助産師養成課程を設置
昭和	61(1986)年	4月	聖マリア学院短期大学看護学科開設
昭和	63(1988)年	3月	聖マリア看護専門学校看護学科第1科及び2科を閉科
平成	元(1989)年	3月	聖マリア看護専門学校保健学科及び助産学科を閉科
平成	元(1989)年	3月	聖マリア看護専門学校閉校
平成	元(1989)年	4月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻及び助産学専攻を設置
平成	2(1990)年	4月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻に地域看護コース及び 国際看護コースを開設
平成	7(1995)年	4月	聖マリア学院医療福祉専門学校介護福祉学科を開設
平成	17(2005)年	12月	聖マリア学院大学看護学部看護学科設置認可
平成	18(2006)年	4月	聖マリア学院大学看護学部看護学科開学
平成	20(2008)年	3月	聖マリア学院短期大学看護学科を閉科
平成	21(2009)年	3月	聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻及び助産学専攻を閉科
平成	21(2009)年	3月	聖マリア学院短期大学閉学
平成	21(2009)年	3月	聖マリア学院医療福祉専門学校介護福祉学科を閉科
平成	21(2009)年	3月	聖マリア学院医療福祉専門学校閉校
平成	22(2010)年	4月	聖マリア学院大学大学院看護学研究科看護学専攻開設
平成	25(2013)年	4月	聖マリア学院大学専攻科助産学専攻開設 (助産師課程を学部選択制から専攻科へ移行)

2. 本学の現況

- ・ 大学名 聖マリア学院大学
- ・ 所在地 福岡県久留米市津福本町 422
- ・ 学部等構成
 - 看護学部看護学科
 - 専攻科助産学専攻
 - 大学院看護学研究科看護学専攻
- ・ 学生数
 - 看護学部看護学科 448人
 - 専攻科助産学専攻 13人
 - 大学院看護学研究科看護学専攻 20人 合計 481人

聖マリア学院大学

- ・教員数 専任教員 35人（教授12人、准教授6人、講師9人、助教8人）
 助手 4人
 兼任教員 126人（うち専攻科助産学専攻のみを担当する兼任教員12人）
- ・職員数 19人
- ・学内委員会等組織図



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

<看護学部看護学科>

本学では、聖マリア学院大学学則第 1 条【資料 1-1-1】に大学の目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする」と定め、本学の教育理念としている。

上記の目的及び建学の精神を踏まえ、教育目標を（図表 1-1-1）のとおり具体的かつ明確に定め、学生便覧 p.4 に明記している【資料 1-1-2】。

（図表 1-1-1）聖マリア学院大学看護学部 教育目標

1. 人間についての真理を探究し、人間の尊厳、すなわち個々の人間の存在そのものに価値を見出し、生命を尊重することができる豊かな人間性を養う。
2. 人間存在の本質的要素であるケアリングを本学の看護の基本概念とし、さらに看護専門職としてのケアリングを修得することにより、人々の健康に携わることができるよう専門的看護の実践能力を養う。
3. 看護専門職として科学的思考と問題解決能力を具え、対象が自己実現に向かって向上できるよう、全人的に看護する能力を養う。
4. 看護学を体系的・学際的に捉え、探求する姿勢を身につけ、将来、看護に貢献できる自主的な学習能力を養う。
5. 保健・医療・福祉の質の向上を目指し、時代と地域のニーズに合わせて、看護専門職が担うべき責務と役割を開拓できる素地を養う。
6. 国際社会に貢献できる能力を養う。

<看護学研究科>

研究科に関しては、聖マリア学院大学大学院学則第 2 条【資料 1-1-3】に「本大学院は、

大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、研究科規則第2条【資料 1-1-4】においては、「本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする」と教育研究上の目的を定めている。

上記目的及び建学の精神を踏まえ、教育目標及び教育目的を（図表 1-1-2）（図表 1-1-3）のとおり具体的かつ明確に定め、学生便覧 p.4【資料 1-1-5】に明記している。

（図表 1-1-2）聖マリア学院大学大学院 教育目標

ケアを総合的な立場に位置づけて専門分野を築き、専門職として指導的な役割を果たすことのできる人材、大学等の養成機関でレベルの高い教育を行い、かつ研究開発によって専門分野を発展させることのできる人材、国際的な視野で活動できる人材の養成を行うことを目標としています。

（図表 1-1-3）聖マリア学院大学大学院 教育目的

1. 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成
－生命倫理の教育を理念として根底に置く
2. 保健・医療・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成
－医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。
3. 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護倫理の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成
－わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。
4. 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成
－国際性・学際性を重視した教育を行う。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 1-1-1】 聖マリア学院大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-1-2】 看護学部看護学科学生便覧 2018（【資料 F-5】と同じ）

【資料 1-1-3】 聖マリア学院大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-1-4】 聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則

【資料 1-1-5】 看護学研究科学生便覧 2018（【資料 F-5】と同じ）

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①に示すとおり、大学の使命・目的は、いずれも平易な文章を用いており、それらを具体化した教育目標・目的においても、看護学部は6項目、大学院においては4項目に項目立てすることにより、文章を短文化、簡潔な文章としている。

また、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に関しては、より具現化した表現として、カトリックの愛の精神とは「主イエスキリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々と共に歩むことです」と看護学部看護学科学生便覧 p.1 及び看護学研究科学生便覧 p.1 に明記し、キリスト教的人間観及び看護の基本である人間の尊厳に基づくケアの本質について理解を促している。

1-1-③ 個性・特色の明示

<看護学部看護学科>

看護学部教育の特色は、大学の個性・特徴において前述のとおり、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく「生命倫理教育」、本学の教育理念に合致しキリスト教的人間観を背景とした「ロイ適応モデルを基盤とした看護教育」、母体となる聖マリア病院から継承され建学の精神を具現化する国際医療協力に関連する「国際看護教育」の三つが挙げられ、大学ホームページにおいて明示している【資料 1-1-6】。

看護学部看護学科の目的には、前述のとおり、「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行うことを明記しており、上記特色を反映している。

教育目標（図表 1-1-1）に関しては、特に教育目標 1・2・6 が本学の特色を反映している。

カリキュラム編成においても、基礎分野内の区分に「人間の尊厳とその理解」を設け、看護職者を目指す者として学び、実践していくための基本理念を理解し、それらを踏まえ看護の専門分野の学びを深める編成としている。更に、看護学部では 1 年次の「カトリックの愛の精神Ⅰ」「キリスト教概論Ⅰ」「生命倫理Ⅰ」「サービス・ラーニング（※）」のみでなく、2 年次の「カトリックの愛の精神Ⅱ」「生命倫理Ⅱ」、3 年次の「キリスト教概論Ⅱ」、4 年次の「ケアリングサイエンス」など本学の建学の精神・教育理念に関連深い科目を各学年の必修科目として配置し（※サービス・ラーニングのみ選択科目）、学修の到達度に応じ段階的に建学の精神・教育理念を考察できるカリキュラムを配置し特色を反映させている。

具体的には、「カトリックの愛の精神Ⅰ」は学生が入学直後に受講する科目であり、学院長が科目責任者を担当する。建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく看護は、すなわちキリスト教（カトリック）の人間観に基づく人間の尊厳を尊重する行為であり、生命の価値・人間の尊厳について学び、いのちの支援者としての本学の社会的使命について理解を深める講義としている。

「ケアリングサイエンス」は 4 年後期に開講する科目であり、4 年間の建学の精神、教育理念等に基づく講義・演習・実習での学びを踏まえ、本学が目指すいのちの支援者について探求する、建学の精神と看護ケアの総括的科目として位置づけている。

国際看護教育をより深めたい学生を対象に、選択コースとして「国際看護コース」「グローバル・スタディーズコース」を設定し、本学の特色及び教育目標を反映したコース設定を行っている。

本学の看護教育は、本学の母体であり福岡県南地域における救急医療の中心的役割を果たしてきた医療法人雪の聖母会（現：社会医療法人雪の聖母会）が昭和 48(1973)年に地域の要請に応じて聖マリア高等看護学院を開学したことに始まる。その設立経緯からも高等

教育機関として保健・医療・福祉分野において地域貢献を果たし、かつ教育・研究分野においては地域の文化創造の一翼を担うことを目的とする地域密着型の大学を目指していることも個性・特色の一つである。

看護学部教育目標の5に示す「保健・医療・福祉の質の向上を目指し、時代と地域のニーズに合わせて、看護専門職が担うべき責務と役割を開拓できる素地を養う」に関しては、地域のニーズに合わせて、地域への貢献を目指す本学の特色を教育目標に反映させているものである。

<看護学研究科>

看護学研究科の特色は、大学の個性・特徴にて前述のとおり、「人間の尊厳を基盤とした生命倫理の教育」「実践力を重視」「ロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開」「国際性・学際性を重視」とし、大学ホームページにおいて明示している【資料1-1-7】。

教育目的（図表1-1-3）に示すとおり、教育目的の4項目は全て本学の特色を反映させた内容となっている。

[エビデンス集資料編]

【資料1-1-6】大学ホームページ（看護学部看護学科）

【資料1-1-7】大学ホームページ（看護学研究科）

1-1-④ 変化への対応

使命・目的及び教育目的については、建学の精神に基づく普遍的内容であることから、平成18(2006)年度の大学設置以降、継承し続けている。

変化への対応としては看護学部においては、建学の精神、使命、目的及び教育目的を具現化する教育課程において、主体的学修への転換など大学教育のあり方、保健・医療・福祉分野の変化への対応等を目的に定期的なカリキュラム改正を実施し、また、大学院においても、平成22(2010)年度の大学院設置以降、看護学専攻内に新たな分野領域の設置、専門看護師教育課程の認定（日本看護系大学協議会）など、保健・医療・福祉分野のニーズへの対応を行っている【資料1-1-8】。

また、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関しても、平成29(2017)年度に改正を実施することで社会情勢の変化への対応を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料1-1-8】近年の主なカリキュラム改正の状況

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、本学の個性・特色を明示し、具体的・明確で簡潔な文章で記載されている。今後も、保健・医療・福祉分野や社会的要請に応じて、運営会議、教学マネジメント委員会等において、内容や文言等について継続して見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

役員に関しては、毎回の理事会・評議員会資料冒頭に「建学の精神」「教育理念」等を記載し理解・支持を得ている。

また、「建学の精神」「教育理念」を具現化するカリキュラム改正に関しては、理事会・評議員会審議に諮ることで役員の関与・参画を図っている。

教職員に対しても、教授会及び教職員連絡会議（全教員・事務職員対象）資料冒頭において同様の精神・理念を提示し理解・支持を得ている【資料 1-2-1】。

教職員に対しては、入学式・卒業式はもとより、「召命のつどい」「やすらぎのつどい」「合同クリスマス」等の学校行事は大学の基本理念・使命・目的を具現化したものとして積極的な参加を求めている。更に、「カトリックセンター」【資料 1-2-2】においては、定期的に（春期と夏期）、教職員全員参加によるカトリック研修会を実施し、建学の精神である「カトリックの愛の精神」及び建学の精神に基づく教育理念の理解を深めるとともに、研修内容をいかに学生教育へ反映させるかなどの意見交換の場としている【資料 1-2-3】。また、同センターにおいて、平成 30(2018)年 2 月及び 3 月に「聖マリア学院のルーツを辿る巡礼の旅」を企画、多数の教職員が参加し、使命・目的の理解を深める機会とした【資料 1-2-4】。

使命・目的、教育目的を具現化するカリキュラム及びポリシーについては、平成 29(2017)年度入学生から改正を実施している。改正に際しては、教育課程及び教学運営に関する全学的な方針の策定や改善の推進を協議する「教学マネジメント委員会」【資料 1-2-5】において策定するが、具体的検討段階においては、教学マネジメント委員会から学内ワーキンググループを発令し、教員及び事務職員の教職協働での検討を実施することにより、多くの教職員が使命・目的を具現化する内容に関与・参画を持つ機会とした【資料 1-2-6】。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-1】 理事会・評議員会・教授会・教職員連絡会議資料

【資料 1-2-2】 カトリックセンター規程

【資料 1-2-3】 カトリックセンター主催研修会案内

【資料 1-2-4】 聖マリア学院のルーツを辿る巡礼の旅案内

【資料 1-2-5】 教学マネジメント委員会規程

【資料 1-2-6】カリキュラム改正ワーキンググループ会議録

1-2-② 学内外への周知

1-2-①に記載のとおり、役員に対しては理事会・評議員会、教職員に対しては教授会・教職員連絡会議の資料冒頭に「建学の精神」「教育理念」等を提示することで周知している。

平成 20(2008)年に学内に開設した前述の「カトリックセンター」は、建学の精神を継承し、本学の教育に浸透させ、学内外に周知することを設置の目的としている。

また、平成 30(2018)年度には、本学の設立理念に基づき、「キリスト教文化研究所」【資料 1-2-7】を開設し、キリスト教文化の教育研究の充実を図るものとしている。

学生に対しては、学生便覧による周知の他、入学時オリエンテーション及び学内講義、特に 1 年次前期科目「カトリックの愛の精神 I」が建学の精神及び教育理念について周知する重要な機会となっている。

また、教職員同様、学生に対しても「召命のつどい」「やすらぎのつどい」「合同クリスマス」など、建学の精神を具現化する学校行事には、対象学年は全員参加、又は積極的参加を促し、建学の精神の周知を図っている。

学内各所には、建学の精神を示す十字架、マリア像を設置しており、また、平成 29(2017)年 9 月に竣工した図書館正面の塔には「ミゼリコルディアの鐘 (※)」を設置し、指定時間には大学施設に鐘の音が響くことで、学生・教職員は常に建学の精神に触れ、思い起こすことができる。(※ミゼリコルディア：いつくしみ)

加えて、本学の設立理念や使命・目的等の学内外への周知を深くかつ平易な文章で周知するため、また平成 30(2018)年度に開設されたキリスト教文化研究所の設立準備の意味合いも含め、設立理念の源に関して「Our St. Mary's Heritage」の小冊子を発刊し【資料 1-2-8】、学内外へ配布した。なお、平成 30(2018)年度には同冊子の英語版及び韓国語版の発行を予定し現在準備中である。同冊子は、新設した図書館 1 階の St. Mary's Gallery にて、学内外者が随時無料で入手できるよう常備している。

保護者に向けては、年 2 回、大学広報誌「MADONNA」を郵送し、毎号に教育理念と教育の特色を掲載するとともに、学生及び教職員の建学の精神、教育理念に基づく諸活動の状況を報告している【資料 1-2-9】。

学外者に向けては、ホームページ上【資料 1-2-10】に教育理念等を掲載し、また、平成 21(2009)年 2 月には、久留米市中心市街地に市民を対象とした健康相談室「ほっとステーションマリア」を開設した【資料 1-2-11】。「ほっとステーションマリア」は看護の専門性を活かした地域貢献の場であると同時に、本学の使命・目的について直接的に地域住民に周知することができる貴重な場となっている。詳細については独自基準において述べる。

看護師を志す高校生、受験生及び高校教員に対しては、上記ホームページの他、「キャンパス・入試ガイド」【資料 1-2-12】に建学の精神、教育理念等を掲載し、高校訪問、入試説明会やオープンキャンパス等を通じて周知している。

平成 29(2017)年 9 月、本学開学 10 周年記念事業として「Misericordia et Caritas (いつくしみと愛)」をメインテーマに学術講演会を開催した。キリスト教的人間観を背景とし、本学の看護教育の基盤としているロイ適応看護モデルの提唱者である Sr. Callista Roy 博士に講演いただくことにより、学内教職員は元より、地域及び県内外の看護職者を中心と

した一般の方々にも聴講いただくことで、本学の使命・目的を学内外へ周知及び理解を深める機会とした【資料 1-2-13】。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-7】 キリスト教文化研究所規程

【資料 1-2-8】 「Our St. Mary's Heritage」 小冊子

【資料 1-2-9】 広報誌「MADONNA」

【資料 1-2-10】 大学ホームページ（看護学部看護学科・看護学研究科）

【資料 1-2-11】 ほっとステーションマリア冊子

【資料 1-2-12】 看護学部看護学科キャンパス・入試ガイド 2019（【資料 F-2】と同じ）

【資料 1-2-13】 開学 10 周年記念事業学術講演会チラシ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの中長期行動計画を策定している。

理事会・評議員会において中長期構想を審議した際には、建学の精神、教育理念、教育の特色を資料に明示し、また、中長期構想策定の基本的考えを、「私学としてのミッション（使命、理念）に基づくキリスト教的全人教育を堅持し、時代のすう勢と社会の要請に応え得る人材育成」としている【資料 1-2-14】。

建学の精神に基づく教育研究を発展的に継続させていくため、中長期行動指針の柱となる五つの重点目標・項目（教育の質保証、学生支援策の充実、入試改革の推進、社会連携、経営基盤・組織の強化）を設定するなど、建学の精神、教育理念を念頭に置いた中長期計画を策定している。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-14】 理事会・評議員会資料（第三次 5 カ年計画）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

<看護学部看護学科>

ーディプロマ・ポリシーー

ディプロマ・ポリシー冒頭には、「キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解し、看護専門職を目指す者として、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての態度を身につけているとともに、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践力を具えていることを求める」と記載し【資料 1-2-15】、本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」及び学則第 1 条に規定する目的【資料 1-2-16】を反映させている。

なお、教育目標とディプロマ・ポリシーの主な関連は【資料 1-2-17】のとおりであり、ディプロマ・ポリシーは教育目標を反映した内容となっている。

ーカリキュラム・ポリシーー

カリキュラム・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図るため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定める」とし、建学の精神及び目的を念頭に置いたカリキュラム・ポリシーとしている【資料 1-2-18】。更に、小項目にある「5.各学年に建学の精神‘カトリックの愛の精神’に関する科目を配置し、学修到達度に応じた建学の精神の考察ができる教育課程を編成」「8.建学の精神である‘カトリックの愛の精神’に基づく基礎教育・看護知識と実践を融合した教育を行うことで、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての姿勢を育成」は、建学の精神の理解と、その理解を踏まえた看護専門職者の育成を強く意識したものである。

なお、教育目標とカリキュラム・ポリシーの主な関連は【資料 1-2-17】のとおりであり、カリキュラム・ポリシーは教育目標を反映した内容となっている。

ーアドミッション・ポリシーー

看護学部看護学科のアドミッション・ポリシーは【資料 1-2-19】に示すとおりである。特に小項目「3.他者に関心をもち、多様な価値観を持つ人を尊重することができる」及び「地域社会、国際社会に関心をもち、貢献しようとする姿勢を有している」は、本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく看護専門職者の育成を意識したものである。

なお、教育目標とアドミッション・ポリシーの主な関連は【資料 1-2-17】のとおりであり、アドミッション・ポリシーは教育目標を反映した内容となっている。

<看護学研究科>

ーディプロマ・ポリシーー

ディプロマ・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する」と記載し【資料 1-2-20】、また、ディプロマ・ポリシーの各項目が示すとおり、本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」及び大学院学則第 2 条に規定する目的【資料 1-2-21】及び研究科規則第 2 条に規定する教育研究上の目的【資料 1-2-22】を念頭に置いた内容となっている。

なお、教育目標・目的とディプロマ・ポリシーの主な関連は【資料 1-2-23】のとおりであり、ディプロマ・ポリシーは教育目標・目的を反映した内容となっている。

ーカリキュラム・ポリシーー

カリキュラム・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のことを意図し、カリキュラムを編成する」と記載し、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している【資料 1-2-24】。

看護学研究科のカリキュラム・ポリシーは、教育目的を大項目とし、大項目ごとにカリ

キュラム・ポリシーを設定することにより、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーとしている。なお、教育目標・目的とカリキュラム・ポリシーの主な関係は【資料 1-2-23】のとおりである。

ーアドミッション・ポリシーー

アドミッション・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢をふまえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています」とし、それらを踏まえ求める人材像を示しており【資料 1-2-25】、本学の建学の精神及び目的等を反映させている。

なお、教育目的とアドミッション・ポリシーの主な関連は【資料 1-2-23】のとおりであり、アドミッション・ポリシーは教育目的を反映した内容となっている。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-15】 看護学部看護学科ディプロマ・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

【資料 1-2-16】 聖マリア学院大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-2-17】 教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学部看護学科）

【資料 1-2-18】 看護学部看護学科カリキュラム・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

【資料 1-2-19】 看護学部看護学科アドミッション・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

【資料 1-2-20】 看護学研究科ディプロマ・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

【資料 1-2-21】 聖マリア学院大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-2-22】 聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則

【資料 1-2-23】 教育目標と三つのポリシーの関連性（看護学研究科）

【資料 1-2-24】 看護学研究科カリキュラム・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

【資料 1-2-25】 看護学研究科アドミッション・ポリシー（【資料 F-13】と同じ）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部看護学科（看護師課程及び選択コースによる保健師課程）、専攻科助産学専攻（助産師課程）、大学院看護学研究科を設置し、目的を達成するための教育研究組織となっている。

また、看護学部内には、教育目標の一つである「国際社会に貢献できる能力を養う」ことを達成するため、上記教育目標に関連する必修科目の他、選択コースとして「国際看護コース」及び「グローバル・スタディーズコース」を設定している。

大学院においては、研究科規則第 2 条に掲げる教育研究上の目的である「実践と研究を通じて看護学の発展に寄与」また、教育目的にある「実践力を重視」を達成するため、修士論文コースの他、専門看護師コースを設定している。

また、学内組織として、前述のとおり、建学の精神を継承し、本学の教育に浸透させ、学内外に周知させることを目的として「カトリックセンター」を設置、更に、平成 28(2016)年度には、「地域貢献センター」を開設した。両センターは協働し、学生・教職員のボラン

ティア活動を支援し、他者のために自己を活かすことを通して、「カトリックの愛の精神」を具現化するための実践の場の提供にも寄与している。

加えて、本学の使命・目的等に関して、キリスト教文化における教育・研究分野への貢献をより具体的かつ明確に示すため、従前からの学則附置研究所である「医療福祉研究所」を改組し、平成 30(2018)年度よりカトリック大学連盟下の全国組織がある「キリスト教文化研究所」を設置した。更に本学看護教育の特色がロイ看護モデルであることに鑑み、「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置した【資料 1-2-26】。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-26】ロイアカデミア看護学研究センター規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 31(2019)年度に第三次 5 カ年計画を終えるため、今後、次期 5 カ年計画作成に取り掛かることになる。現在の 5 カ年計画においても、使命・目的及び教育目的（目標）を反映した内容となっているが、その取組みについて、関連する各種委員会及び自己点検・評価総括委員会において再度進捗状況を確認・点検・評価を実施し、次の段階においていかに使命・目的及び教育目的を反映した取組みを実施するか検討を始め、次期 5 カ年計画に反映させるものとする。

また、平成 30(2018)年度より学則附置研究所として「キリスト教文化研究所」「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置した。これら研究所は、使命・目的、教育目的に深く関連する組織である。1-2-⑤において前述した各組織の目的を達成するための具体的取組みを開始する。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神を踏まえた大学の目的・教育目的を具体的かつ簡潔に明文化し、学則・学生便覧・ホームページ等で学内外へ周知している。

役員に対しては理事会・評議員会において建学の精神等を毎回通知するとともに、学生・教職員に関しては、資料・口頭による説明の他、建学の精神を具現化する学校行事への積極的参加を促し理解を深める機会を設けている。

目的・教育目的は中長期計画、ポリシーにも反映され、ポリシーの策定にあっては、教学マネジメント委員会が主導し、検討ワーキンググループが発令され、より多くの教職員が関与・参画できる体制で検討を実施している。

大学の目的、教育目的を達成するための適切な学科、研究科、コースを設定し、また、既存の「カトリックセンター」「地域貢献センター」に加え、平成 30(2018)年度からは、「キリスト教文化研究所」及び「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置するなど、キリスト教理念の探求及び具現化のための学内組織を強化した。

以上のことから、「基準 1 使命・目的等」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーについて、以下（図表 2-1-1）のとおり学部、大学院ともに策定がなされており、キャンパス・入試ガイド【資料 2-1-1】、学生募集要項【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】、本学ホームページ【資料 2-1-4】等に明示することで、受験希望者をはじめとするステークホルダーへの周知体制がとられている。なお、基準 1-2-④で記載のとおり、アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえた内容となっている。

（図表 2-1-1） アドミッション・ポリシー

<看護学部看護学科>

—知識・技能—

1. 高等学校の教育課程を幅広く履修し、基礎的な学力を修得している。
2. 看護職として活躍していくためのコミュニケーション能力を身につける素地がある。

—思考力・判断力・表現力—

3. 他者に関心を持ち、多様な価値観を持つ人を尊重することができる。
4. 自己の考えを適切に表現し、他者に伝えることができる。

—協働・態度—

5. 将来、保健・医療・福祉の場で活躍を希望し、主体的に探求していく姿勢を有している。
6. 他者と協調し、問題解決に向けて努力する姿勢を有している。
7. 地域社会、国際社会に関心を持ち、貢献しようとする姿勢を有している。

上記に基づき、入学者選抜の評価方法を次のように定めます。

1) 推薦入試

推薦入試では、小論文において思考力・判断力・表現力、面接においてコミュニケーション能力や表現力・態度等を評価する。基礎学力は高等学校の推薦に基づき、調査書を参考にする。評価については小論文と面接を重視し、調査書は参考として利用する。

2) 学士・短期大学士入試

学士・短期大学士入試では、小論文において思考力・判断力・表現力、面接において

コミュニケーション能力や表現力・態度等を評価する。知識・技能は大学・短期大学の成績証明書を参考にする。評価については、小論文と面接を重視し、成績証明書は参考として利用する。

3) 社会人入試

社会人入試では、小論文において思考力・判断力・表現力、面接においてコミュニケーション能力や表現力・態度等を評価する。基礎学力は高等学校の調査書を参考にする。評価については小論文と面接を重視し、調査書は参考として利用する。

4) 一般入試

一般入試では、学科試験（英語、国語、理科）において基礎学力、面接においてコミュニケーション能力や表現力、態度等を評価する。評価については学科試験の成績を重視し、面接は適性等の参考として利用する。

5) センター試験利用入試

センター試験利用入試では、大学入試センター試験の成績（英語、国語、理科）において基礎学力、面接においてコミュニケーション能力や表現力、態度等を評価する。評価については大学入試センター試験の成績を重視し、面接は適性等の参考として利用する。

<看護学研究科>

1. 豊かな人間性と、人間の尊厳を基盤に置く高い倫理観を求める者
2. 本学看護研究科の教育を受けるための基礎学力を有する者
3. 看護学に対する強い興味と探究心を持ち、自立性および向学の志が高い者
4. 修士課程を修了し、その研究成果の応用によって看護の分野における地域社会および国際社会の幸福と健康に寄与する意思を有する者

[エビデンス集資料編]

【資料 2-1-1】 看護学部看護学科キャンパス・入試ガイド 2019 p.1 (【資料 F-2】と同じ)

【資料 2-1-2】 看護学部看護学科平成 30 年度学生募集要項 (【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-3】 看護学研究科平成 30 年度学生募集要項 (【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-4】 大学ホームページ

(学部) <http://www.st-mary.ac.jp/exam/admissions-policy/>

(大学院) <http://www.st-mary.ac.jp/graduate-school/admissions/>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<実施体制とその検証>

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについては、入学者選抜規程【資料 2-1-5】に基づき、「入学者選抜委員会」（以下、「入試委員会」）において、入学者選抜の概要が策定され、教授会の意見を徴し、学長が決定している。なお、入試委員会については、「入試委員会（学部・専攻科）」「入試委員会（研究科）」がそれぞれ組織され、入学者選抜の計画、実施運営にあたっている。また、学生募集や入学試験の内容等について検

討するワーキンググループを発展させた「入試戦略室」において、当該事項に係る意見を聴取した上で、入試委員会への提言等を行っている【資料 2-1-6】。

なお、本学オープンキャンパスや大学見学会、高等学校教員向け説明会等において、アドミッション・ポリシーに言及し、受験生や保護者、高等学校教員等のステークホルダーへの周知に努めている。

入試問題作成にあたっては、一般入試、推薦入試、社会人入試、学士・短期大学士入試のそれぞれについて本学自ら作成している。入試問題作成委員の一部は外部委嘱であるが、各科目、必ず1人は本学もしくは系属校教員が担当し、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成されている。

入試の実施体制については、事前に担当者打ち合わせ会を実施し、実施要領の説明や実施に伴う注意事項の連絡等、実施についての体制を整えている。

推薦入試等で実施している小論文の採点については、正確な採点基準を設け採点担当者で共有し正確かつ公平に採点できるようにしている。また、面接実施前に面接評価表に基づき、評価の基準や質問内容について面接官相互に確認の上実施するなど、公正で適正な入試の実施に細心の注意を払っている。

看護学部看護学科では、アドミッション・ポリシーに基づき、面接評価基準等の評価方法について入試委員会において検証し、前述の面接評価表をよりアドミッション・ポリシーとの連動性の高いものへと変更した。

<入学試験の概要>

本学の入学試験の概要は以下のとおりである。社会人入試、学士・短期大学士入試の実施等、社会経験者や高等教育経験者に対しても学び直しの機会を提供するなど、多様な学生の受け入れに努めている。

1) 看護学部看護学科

[推薦入試（系属校、指定校、公募制）]

推薦入試は、本学での学修を強く望んでいる者に対し、出身学校長の推薦に基づき学科試験を免除し、小論文、面接及び調査書等の出願書類をもとに総合的に判断し、可否を決定している。公募制推薦については、出願資格に全体の評定平均値 3.5 以上という条件を定め、基礎学力の担保を行っている。なお、系属校推薦入試、指定校推薦入試については専願で高等学校もしくは中等教育学校卒業見込みの者に限るが、公募制推薦入試については、受験生の受験機会を多く確保するため、併願を認め、前年度高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者にも出願資格を与えている。また、公募制推薦入試は進学意欲の高い受験生を確保するため、前期、後期の2回実施している。

[一般入試]

一般入試は、学科試験に基づく選抜方法として2月上旬に実施している。試験科目は、国語総合（古文・漢文を除く）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ）、理科（「生物基礎・生物」、「化学基礎・化学」より1科目選択）である。本試験では学科試験の成績が重視されるが、面接を実施することで適性・意欲等を評価し、

アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得に努めている。

[センター試験利用入試]

センター試験利用入試は、学力試験（大学入試センター試験）の成績を重視するが、一般入試と同様に面接を実施することで適性・意欲等を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得に努めている。なお、同試験区分については、前期（2月下旬）、後期（3月上旬）の2回実施している。

[社会人入試]

社会人入試は、高等学校もしくは中等教育学校卒業後、3年以上の社会経験を有し、入学時に満21歳以上である者に出願資格を認め、学修意欲の高い社会人を受け入れることを目的とする。また、社会人経験者に学修の機会を提供するだけでなく、社会人経験者を受け入れることで他の学生に刺激を与え、大学全体が活性化されることも期待する。選抜方法は小論文、面接の結果及び志願書等の出願書類をもとに総合的に判断し可否を決定する。

[学士・短期大学士入試]

学士・短期大学士入試は、大学もしくは短期大学を卒業・卒業見込みの者に出願資格を認め、基礎学力が高く、将来を見据え学び直しの意欲が高い学生の獲得を目的とする。社会人入試と同様、学び直しの機会を提供するだけでなく、他の学生との相乗効果で学内が活性化されることも期待している。選抜方法についても、社会人入試同様、小論文、面接の結果及び志願書等の出願書類をもとに総合的に判断し可否を決定する【資料2-1-7】。

2) 看護学研究科

大学院入試については、秋期（10月下旬）、春期（2月下旬）の2回実施している。試験科目は、英語、専門科目、面接であり、その結果と研究計画書等の内容を精査し、可否を決定している。なお、両日程とも一般選抜、社会人特別選抜（看護職として3年以上職務経験がある者が対象）を実施している。試験科目は同じであるが、社会人特別選抜は専門科目加重配点とし、社会人でも受験しやすい状況を整え、受験機会を確保している。また、出願にあたっては、志望分野の担当教員と事前相談を必ず行い、研究の方向性を定めた上で出願するように求めている【資料2-1-8】。

[エビデンス集資料編]

【資料2-1-5】 入学者選抜規程

【資料2-1-6】 入試戦略室規程

【資料2-1-7】 看護学部看護学科平成30年度学生募集要項 p.2-23（【資料F-4】と同じ）

【資料2-1-8】 看護学研究科平成30年度学生募集要項 p.2-6（【資料F-4】と同じ）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下（図表2-1-2）のとおりである。

看護学部看護学科については、過去5年間定員を確保しており、大学を運営する上で問題は無い。また、入学者数及び在籍者数についても定員の120%を超えておらず、教育を

行う上で問題はない。

大学院看護学研究科については、開設以来定員を確保できていない状態が続いている。これは、学部からの進学率の低迷が大きな要因となっている。今後、学部学生へのガイダンスの強化など、学部学生の進学意欲を喚起するための対策を行うとともに、入学者の大半を占める社会人へ、教員からの個別アプローチを通して定員確保に努めるものとする。

以上のように看護学部看護学科は大幅な定員超過や定員割れは見られず、適正な学生の受入れが行われている。なお、大学院看護学研究科は入学定員を満たしていないが、看護学部看護学科を含め総合的に定員は充足している。

(図表 2-1-2) 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移 (平成 30 年 5 月 1 日現在)

学部	項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
看護学部看護学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	118	115	110	111	115
	入学定員充足率	1.18	1.15	1.10	1.11	1.15
	収容定員	400	400	400	400	400
	在籍者数	468	472	457	449	448
	収容定員充足率	1.17	1.18	1.14	1.12	1.12
大学院看護学研究科	入学定員	12	12	12	12	12
	入学者数	9	10	9	5	5
	入学定員充足率	0.75	0.83	0.75	0.42	0.42
	収容定員	24	24	24	24	24
	在籍者数	23	26	28	24	20
	収容定員充足率	0.96	1.08	1.17	1.00	0.83

※大学院看護学研究科の入学定員充足率に対して収容定員充足率が高いのは、長期履修の学生が在籍しているためである。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

アドミッション・ポリシーについては、大学案内や本学ホームページ等で引き続き周知に努める。また、アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験の内容について入試戦略室、入試委員会を中心に継続的に検討していくものとする。特に高大接続改革に基づく入試制度改革への対応について、概要を平成 30(2018)年度内に決定し、公表する予定である。

適正な学生受入れについては、看護学部看護学科に関して定員は充足しているが、近年の少子化、競合校の増加の影響もあり、志願者数は漸減傾向にある。このような状況を鑑み、特に地元の高校へのアプローチを強化し、他地区への流出を最小限に抑えるよう募集活動に努める。その際、三つのポリシーに基づいた本学の教育の特色について周知し、広く理解を求めていく。

大学院看護学研究科については、現時点で定員を満たしていない状況から、本学学部生への更なる周知を通して進学意欲を喚起するとともに、現在の志願者の中心である社会人を対象に、入試委員会委員（研究科）から積極的にアプローチすること、研究科ホームペ

ージやリーフレットの内容を改善することで、本研究科の内容について理解を促進し、定員充足に努めることとする。当該案件については、入試委員会委員（研究科）を中心に活動を進め、平成 31(2019)年度の定員充足率 100%を目指すものである。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

円滑な教職員協働による学修支援を行うために、本学では従前より、事務部門各課が各種委員会の事務局となり、また、委員として発令を受け、教員と互いに連携をとりながら教育活動を支援している。

本学の学修支援体制を支えるものとして、「チューター教員」「アカデミックアドバイザー教員」「学修支援室」が挙げられる。

チューター教員は、学生にとって、学修や学生生活に関する相談者として身近な存在となる教員である。配置や業務内容等については「学生委員会」【資料 2-2-1】において検討がなされており、相談内容に応じて学生課職員をはじめ、教務課職員ほか、関係する事務職員も適宜、情報提供を行っている。特に、情報提供の要望が多い授業の出席状況や成績に関することは、教務課より学内の共有サーバーへ定期的に情報（科目ごとの欠席数集計結果、再試験受験状況、学年末の GPA（Grade Point Average）に基づく席次、留年者の情報など）を載せ、閲覧できるようにしている。

アカデミックアドバイザー教員は、教務委員長及び学生委員長がその役割を担っており、主に、単位修得状況から生じる学修や生活面に関する支援や、チューター教員から特別な指導や支援の依頼がなされた学生への支援等を行っている【資料 2-2-2】。留年となった学生に対しては保護者を交えた面談を行い、安易に退学に繋がらないよう、彼らの今後の学修や学生生活に対する不安を聞き出し、個々に応じたアドバイスを行うのもアカデミックアドバイザー教員の業務の一つである。休学する学生に対しては、復学後スムーズに大学生活に戻れるよう、休学中も可能な限り定期的に大学へ出向きチューター教員と話をすること、規則正しい生活リズムを崩さないこと、大学図書館や学生ラウンジを利用し、学習する時間を作ることなど、休学中に大学から完全に離れてしまうことがないよう助言を行っている。なお、面談には、教務課職員や学生課職員（場合によってはチューター教員）も同席し、面談時に付随して相談される事務的内容（具体的な履修登録のこと、留年・休学中の学納金のこと、奨学金手続きのことなど）にも速やかに対応できるよう情報を共有し、学生や保護者の不安要素を取り除くことができるよう心がけている。

「学修支援室」は、「教学マネジメント委員会」による教育改革推進事業の一環として、多様な学生に対応する学修支援体制構築と主体的学修姿勢への転換を目標とし、平成

29(2017)年度より準備室として活動を開始した組織である。準備期間中は新入生に対する入学時テスト、1・2年生に対する解剖生理学修会（参加は自由であるが、成績不振者は必須）、リメディアル教育の実施（系属校教員による化学の講義）、学修会に参加しなかった学生や留年生との面談を実施した。平成30(2018)年度より正式な組織となり、従来、科目担当者や上述のチューター教員など個々の支援に拠るところが大きかった学修支援を組織的に関わるものと捉え、低学年層への学修支援を重点項目とし、学生の主体的・能動的学修姿勢を育成し学修意欲及び学修理解の向上を図ることを目的とする組織として活動している【資料2-2-3】。今年度初めより、週1回のペースで、1～3年生を対象に学生ラウンジを使用しグループ学修形式で学修会を開催しており、希望者ほか、学年末模擬試験の成績不振者及び留年生に対して面談で参加を勧奨している。対象となった学生で出席が芳しくない者については早期に面談を行い、支援が途切れないようにしている。また、今年度は、1～3年生の学修行動実態の把握を目的として「学修行動調査」【資料2-2-4】を実施し、学修支援計画に反映させる予定である。

〔エビデンス集資料編〕

【資料2-2-1】 学生委員会規程

【資料2-2-2】 学生指導及び支援に関する規程

【資料2-2-3】 学修支援室規程

【資料2-2-4】 学修行動調査

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TAについては制度の整備がなされている【資料2-2-5】。近年の大学院入学生がほぼ社会人であることから、直近5年間の採用状況は、平成26(2014)年度3人、平成27(2015)年度2人、平成28(2016)年度1人、平成29(2017)年度・平成30(2018)年度0人となっている。

TA以外による学修支援も従前より行われている。1年次の必修科目である「情報リテラシー」の授業では「ICT委員会」委員が授業の支援を行っている。また、3年次必修科目である「臨床看護実践学」「スキルラボ臨床 レベル3」の授業では客観的臨床能力試験(OSCE(オスキー): Objective Structured Clinical Examination)が行われるが、実習病院である聖マリア病院の実習指導者も実習指導者教育の一環として学生と共に授業を受講していることから、OSCEの際に患者役を担当し学生にアドバイスを行うなど、各科目に応じた効果的な学修支援がなされている。「学修支援室」においては学部学生同士による学修支援を行っており、3年生7～8人のグループに対して4年生数人を配置し、低学年層よりも更に学生主体の学修活動となるよう、学びの場を提供している。

障がいのある学生への配慮については、従前より、対象学生から相談を受けたチューター教員や科目担当教員、学生課・教務課において把握し、必要に応じ関連する委員会に対応する、あるいは、「学生相談室」(カウンセラー・ソーシャルワーカーによる個別相談)へつなぐなど、個々に対応を行ってきた。対応例としては、授業を聞きながらノートをとることが困難である学生についてパソコンの使用を認める、また、心身に不調(適応障害など)を来している学生に対して定期試験時に別室受験を認める、などが挙げられる。障

がいのある学生は、成績が低迷し、結果として留年する学生が多く見受けられ、上述のアカデミックアドバイザー教員による面談で分かることも多い。大学としてどのような支援が良いのかを学ぶ企画として、平成 29(2017)年 9 月に、「FD・SD 委員会」主催による「発達障害のある学生に対する修学支援」研修会が行われ、教育機関として適切な合理的配慮の提供の重要性を改めて認識する機会となった。また、平成 29(2017)年度入学生より、入学時に学生課へ提出する「学生身上書」へ「配慮申請」の記載欄を設けており、ニーズがある学生は書面による申し出ができるようになってきている。学生課は、記載内容に応じ、関係する部署や委員会等へ情報を伝え、対応するよう働きかけを行っている。さらに、平成 30(2018)年 4 月より「学生サポートセンター」を設置した。これは、学修支援室が主として低学年層への学修支援を担う組織であるのに対し、留年生のサポートや発達障害傾向をもつ学生の相談窓口としての機能を担っている【資料 2-2-6】。

教員のオフィスアワーについては、各科目のシラバスに明記するとともに、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」巻末に一覧表にしたものを掲載しており、周知がなされている【資料 2-2-7】。

その他、事前・事後課題や資料の提示には WebClass (学内 e-learning system) を利用、種々伝達事項については Office365 グループメール等の活用など、創意工夫しながら教育活動に取り組んでいる。

研究科学生への学修支援については、主指導教員に拠るところが大きいですが、必要に応じ、研究科長や教務部長・学生部長他、教務課・学生課職員も協働し、学部学生とは違い様々なキャリアをもつ研究科学生に対し、個々に対応している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-5】 ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-2-6】 M Pass p.26-28

【資料 2-2-7】 看護学部看護学科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018

看護学研究科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 (【資料 F-12】と同じ)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学生支援をより充実したものに発展させていくため、新たに全学的な支援体制として立ち上がった学修支援室、学生サポートセンターを含め、従前のチューター教員やアカデミックアドバイザー教員による支援、また、関連する学内委員会や事務部門の連携体制を見直し、再構築する。学内委員会組織については、本学の中長期計画遂行に合わせて改編を検討しており、平成 31(2019)年度より新たな体制となることから、学修支援に関する連携体制構築についても、委員会組織再編と合わせて進めていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

就職・進学に対する相談・助言は、学生委員会及びチューター教員を主とし、全教職員が担っており、学生の動向を把握しながら一人ひとりの状況に合わせた個別支援を行っている【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】。平成 29(2017)年度卒業生進路状況は【資料 2-3-5】のとおりである。

受験情報及びインターンシップ情報については、3号館2階「学生ラウンジ」に就職関係情報誌や各病院からの募集案内を設置するとともに、学内 e-learning system 「WebClass」を活用し、学生への情報提供を行っている。また、卒業生の就職及び進学試験の受験報告書を事務室学生課カウンターに設置しており自由に閲覧が可能である。

また、学外からのサポートとして「福岡県若者サポートセンター」キャリアコンサルタントが来学し希望学生に対し、履歴書添削や模擬面接を行っている。また、ハローワークでも同様の支援について学生に案内している（図表 2-3-1）。

(図表 2-3-1) 平成 29(2017)年度キャリア支援調査結果

n=90

	チューター	チューター以外の 教員	事務職員	若者サポート*	ハローワーク	その他	相談していない
1. 進路選択の際に誰に相談したか	63(70)	19(21.1)	11(12.2)	13(14.4)	5(5.6)	6(6.7)	17(18.9)
2. 履歴書作成について添削指導を受けたか	61(67.8)	27(30)	4(4.4)	23(25.6)	4(4.4)	2(2.2)	8(8.9)
3. 小論文の添削指導を受けたか	14(15.6)	7(7.8)	1(1.1)	4(4.4)	2(2.2)	0	67(74.4)
4. 面接の指導を受けたか	19(21.1)	6(6.7)	4(4.4)	38(42.2)	16(17.8)	2(2.2)	32(35.6)

*福岡県若者ごとサポートセンター

人(%)

教育課程内においては、1年次開講の「コミュニケーション演習」及び「コミュニティ演習」において、演習後にグループディスカッションやプレゼンテーションにより学びを共有することで、看護への学修の動機づけを高めている。

教育課程外におけるキャリア支援講座やガイダンスは、「学生委員会」が中心となり、企画及び運営を行っており、学年ごとに、時期に応じた内容で実施している。平成 29(2017)年度は、教員による「就職ガイダンス」、聖マリア病院主催の「先輩看護師の講話」や「病院説明会」、学外講師による「就職対策講座」や「履歴書・面接対策講座」「マナー講座」「ストレス対策講座」等の各種講座を実施した【資料 2-3-6】。

「先輩看護師の講話」では、キャリア段階の異なる先輩看護師数名から、現在の業務内容や大学時代の就職活動、国家試験対策等についての体験談を聞くことで、身近なキャリアモデルに触れる機会を提供した。

「聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター病棟別ブース説明会」では、自身のキャリア形成を具体的にイメージする機会とし、臨床現場の業務内容と看護実践について理解を深めている。

資格取得に向けた国家試験対策については、国家試験対策委員やチューター教員をはじめ全教員で支援しており、平成 29(2017)年度の看護師国家試験合格率は、99.1%で全国平

均（新卒者）96.3%を上回った。また、保健師、助産師国家試験の合格率は共に 100%であった。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】 学生委員会規程

【資料 2-3-2】 チューターの役割

【資料 2-3-3】 M Pass p.30、31（【資料 2-2-6】と同じ）

【資料 2-3-4】 看護学部看護学科キャンパス・入試ガイド 2019 p.12（【資料 F-2】と同じ）

【資料 2-3-5】 卒業生進路状況一覧

【資料 2-3-6】 平成 29(2017)年度キャリア支援計画

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内における「初年次ゼミナール I」の演習では、事務職員へのインタビューを通して社会的・職業的自立について考察し、また、まとめとしてのプレゼンテーションを行うことにより、自分の将来の仕事について考えを深め、医療職者としての将来像に基づいた大学生活をイメージすることが出来るよう学修を進める。

教育課程外での「キャリア支援講座」については、29(2017)年度受講学生からの「実施時期を早めて欲しい」との要望を受け、4月に3年生・4年生を対象とした「自分にあった病院の探し方講座」、5月に4年生を対象とした「履歴書の書き方講座」を計画している。また、低学年からのキャリア教育の充実を図るべく、1年生を対象とした「ロジカルシンキング講座」「分かりやすい文書作成講座」「タイムマネジメント講座」「実習マナー&コミュニケーション講座」、2年生を対象とした「医療接遇実習前マナー講座」を計画している。

1年前期「初年次ゼミナール I」講義終了後の授業評価を受けて、学生委員会を中心に、次年度以降の教育課程内外を通じてのキャリア支援体制の更なる充実を図る。

また、各講座終了後のアンケート結果及びキャリア支援調査結果により、実態の把握を行うとともに、学生の意見・要望を汲み取り、学生委員会での検討を行いながら、学生のニーズに応じたキャリア支援に繋げていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援組織

学生支援組織として、学生生活の充実を図るうえで必要な事項を審議、調査、又は処理するため、「学生委員会」を設置し、毎月 2 回定例会議を開催している【資料 2-4-1】。ま

た、学生の健康問題や保健の課題に対処するため、「健康管理センター運営委員会」を設置している【資料2-4-2】。学校医である専任教員が、学生の体調不良時は、保健室にて診察し、受診が必要な場合は医療機関に紹介している。また、昼休み時間帯は保健室に看護師免許を持った教員が待機している【資料2-4-3】【資料2-4-4 (p.8、23)】。

充実し安定した学生生活のために学生生活全般の支援を行う「チューター教員」を配置しており、修学、学生生活、進路等の学生の相談の対応を行っている。また、教学・学生生活全般をサポートする「アカデミックアドバイザー教員」を配置し、教務委員長・学生委員長がその役割を担っている【資料2-4-4 (p.26)】【資料2-4-5】。

2) 学生への経済的な支援

学生への経済的支援として、奨学金の案内及び手続き支援また学費納入に際し延納・分納の手続き案内などを行っている。期限までの納入が困難な学生については、個々に事情を聴取し、学費の延納・分納を認めている【資料2-4-4 (p.35)】。

奨学金の受給を希望する学生に対しては、全体に概要説明を行い、その後、個別相談の場を設け、個々の事情を聴取している。出願に際しては聴取した事情に合わせ書類準備のサポートを行っている。

本学独自の奨学金制度としては、前年度の成績優秀・品行方正な看護学部学生に対して授業料の減免を行う「特待生奨学金制度」、関係者の子弟等である学生に対しての「子弟奨学金制度」、家計の急変に対応する「緊急時奨学金制度」を設けている【資料2-4-4 (p.38)】。

平成29(2017)年度には、熊本地震により被災した新入生への支援措置として、入学試験検定料(3万円)の免除及び1年次の授業料一部減免(年間20万円)並びに寮費の助成(月額半額18,000円×12ヶ月)を行った。

学外団体奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」「聖マリア病院からの奨学金」等があり、受給者数は看護学部学生全体の約7割となっている【資料2-4-6】。

3) 学生の課外活動への支援

学生の課外活動への支援として、活動助成金30万円を予算化している。平成29(2017)年度は、予算申請を行った6団体への助成を行った。各クラブへの予算配分については、各クラブの申請内容に基づき、学生で構成する「クラブ委員会」による審議、「学生委員会」での審議を行っている。平成29(2017)年度の大学公認クラブ・サークル活動状況は別表に示す【資料2-4-4 (p.32、33)】。平成29(2017)年度においては、「バドミントンクラブ」及び「剣道部」所属の学生が関係の大会で入賞を果たした。東日本大震災後、現地でボランティアを行った学生により設立された「ふいりあ」は、本学の教育理念にも合致し、設立当初よりの活動について、学院祭や新入生オリエンテーションの場で発表し学びを共有している。

学生による自主的な学生生活運営のために、学生による「学年運営委員会」を設置している【資料2-4-7】。学部生全員がいずれかの委員会に所属し、教職員組織である学生委員会を中心に各種関連委員会による支援を行っている。学生は、学生委員会委員と直接連絡をとりながら、学生が主体となる行事(学院祭、新入生歓迎行事)の企画・運営や種々の取組みを行っている。平成30(2018)年度より、学生の「図書委員会・広報委員会」を新設

しており、「広報委員会」では学内行事、イベント等の取材やPR活動、学内SNSの記事作成、広報企画の提案、「図書委員会」ではキャンパスツアーの補助、学院祭での企画、図書館ツアーの補助、図書館広報誌の作成等の活動を予定しており、学内委員会の教職員と連携し活動を開始している。

4) 学生の心身に関する支援

学生の健康相談、及び講義中、実習中の体調不良者に対しては、学校医、教職員が随時対応している。学校医は、その都度、保健室にて診察を行い、症状により受診が必要な場合は医療機関に紹介している。担当教員や学生課職員は、学生の症状に応じ、講義教室・実習場所などからの搬送、病院受診の補助、保護者への連絡・説明等を行っている。入院加療を要する場合には、学校医や教員が医療機関の担当医師、保護者と症状の確認を行いながら、学生のその後の修学がスムーズとなるようサポートしている。また、健康診断後のフォローや健康相談については、学生からの相談を待つだけでなく、健康診断結果データに基づき、より積極的な介入を行っている。

「学生相談室」では、カウンセラー（臨床心理士）及びソーシャルワーカー（保健師・思春期相談員）が、学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等の相談に応じている。開室時間帯は、カウンセラーは毎週金曜日10時～17時、ソーシャルワーカーは毎週月曜日の14時～19時であるが、学生の講義等に合わせ柔軟に対応している【資料2-4-4（p.8、22）】。

平成29(2017)年度より相談環境の改善のため、相談室を防音設備のある部屋に移動した。

特別な支援を希望する学生については状況を把握し適切な支援を行うため、学生身上書の裏面に配慮申請欄を設けている。申請のない場合についても、気がかりな学生の情報は、個人情報保護に配慮しつつ、各種委員会や担当教職員間で適宜、情報を共有し、個別に対応を検討している。特別な配慮や支援が必要な場合は、チューター教員、実習担当教員、学生課、教務課が連携し学生の状態に応じた対応を行っている。

在学生の一親等に弔事があった際には、大学より学生部長、チューター教員、学生課職員などが葬儀か通夜に参列、または、後日、自宅に伺い学生及びご遺族へのお悔やみを表し、その後も喪失体験に伴う学生の心理面にも配慮した関わりを行っている。

5) 学生生活を円滑に過ごすための支援

学生生活全般に必要な情報提供、また、不安や戸惑いを軽減し学生生活を円滑に過ごすための基盤づくりとして、「新入生オリエンテーション」を実施している。「新入生オリエンテーション」の中では、学生課、教務課をはじめとした各種ガイダンスや「キャンパスツアー」「コミュニケーション講座」等を実施している【資料2-4-8】。キャンパスツアーでは、2・3年生の学生がツアーガイドとなり学内を案内している。学生からの提案により、平成30(2018)年度より、新入生の疑問に答える懇親会の場を設定した。コミュニケーション講座は、学生相談室のカウンセラーとソーシャルワーカーが実施し、学生委員会委員がサポートを行っている。「身につけたい○○力」や「学生生活で不安なこと」等をテーマに、KJ法を用いてグループディスカッションや発表等を行い、新入生同士のコミュニケーションを図るきっかけ作りとしている。

チューター教員と学生、また学生同士の交流を目的とした「チューター交流会」を実施している。交流会費として、学生1人当たり1,000円を予算化している。上級学年では、看護研究ゼミナールごとに交流会を実施し、国家試験や看護研究等の指導・アドバイスをを行っている。

平成29(2017)年度に4年生109人を対象に実施した、「学生生活の中で相談したいことがあった際の相談先」については、チューター教員が51.1%と約半数であった(図表2-4-1)。

(図表2-4-1) 平成29(2017)年度 4年生対象 学生生活支援実態調査 n=90

	チューター 教員	チューター以外の 教員	事務職員	カウンセラー	その他	相談していない
学生生活の中で相談したいことがあった際、誰に相談したか	46(51.1)	16(17.8)	1(1.1)	2(2.2)	6(6.7)	32(35.6)

人 (%)

また、学生サポート体制・学内マナー等の学生生活に有用な情報については冊子としてまとめ、平成27(2015)年度入学生より「M Pass」として配布している【資料2-4-4】。

6) 社会人学生への支援 (研究科)

研究科に在籍する学生は職業を有する者が多いことから、勤務と学業の両立に対する修学支援が必須である。教育課程の履修に関わる支援として、聖マリア学院大学大学院学則第5条の2において標準年限2年を超える履修を可能とする制度(長期履修制度)、また第31条の2において夜間その他特定の時間などに授業を行うことができる制度(教育方法の特例)を設け、環境を整備した【資料2-4-9】【資料2-4-10】。上記規程の整備により、平成30(2018)年度については在籍者全20人中17人が長期履修制度を利用している状況である。授業の昼夜開講については、勤務との調整がしやすいよう、予め曜日によって授業を行う時間帯を設定(昼間の時間帯に授業を行う曜日は○曜日、夕刻のみは○曜日など)するなど工夫し実施している。更に週末の授業開講や、研究指導時間を個別に設けるなど、社会人学生へ柔軟に対応し支援している。

[エビデンス集資料編]

【資料2-4-1】 学生委員会規程

【資料2-4-2】 健康管理センター運営委員会規程

【資料2-4-3】 保健室の利用状況、学生相談室利用者数

【資料2-4-4】 M Pass (【資料2-2-6】と同じ)

【資料2-4-5】 チューターの役割

【資料2-4-6】 奨学金受給状況

【資料2-4-7】 自治会および学年運営委員について

【資料2-4-8】 新年度オリエンテーションスケジュール、アンケート結果

【資料2-4-9】 聖マリア学院大学大学院学則 (【資料F-3】と同じ)

【資料2-4-10】 聖マリア学院大学大学院 長期履修規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

前年度までの学生生活安定のための支援を継続するとともに、学生生活のより一層の充実に寄与することを目的とし、平成 30(2018)年度に新たな試みとして「学生サポートセンター」を設置し、下記の取組みを開始する【資料 2-4-4 (p.28)】。

- 1) 相談窓口を週1~2回程度、昼休み時間帯に設け、教員が学生ラウンジに待機し生活上の相談、人間関係の相談及び学修上の相談などに対応する。
- 2) 障がい（主に発達障害）傾向をもつ学生からの相談窓口を設け、相談へ対応するとともに、関係部署と連携をとる。
- 3) サポートセンタースタッフ間で毎週1回の会議を実施、情報交換を行う。
- 4) 学生サポーターを募集し、上級学生から下級生へのアドバイス等を行う縦のつながりのシステム構築を行う。
- 5) 教員によるメンタルヘルスプログラムの実施を企画する。
- 6) 留年生や休学者に対し、サポートグループ及び個別面談を実施し、大学での最近の様子を聞き取りながら、個別サポートを計画する。生活や学修上で困ったことなど自由に話ができる場を作る。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

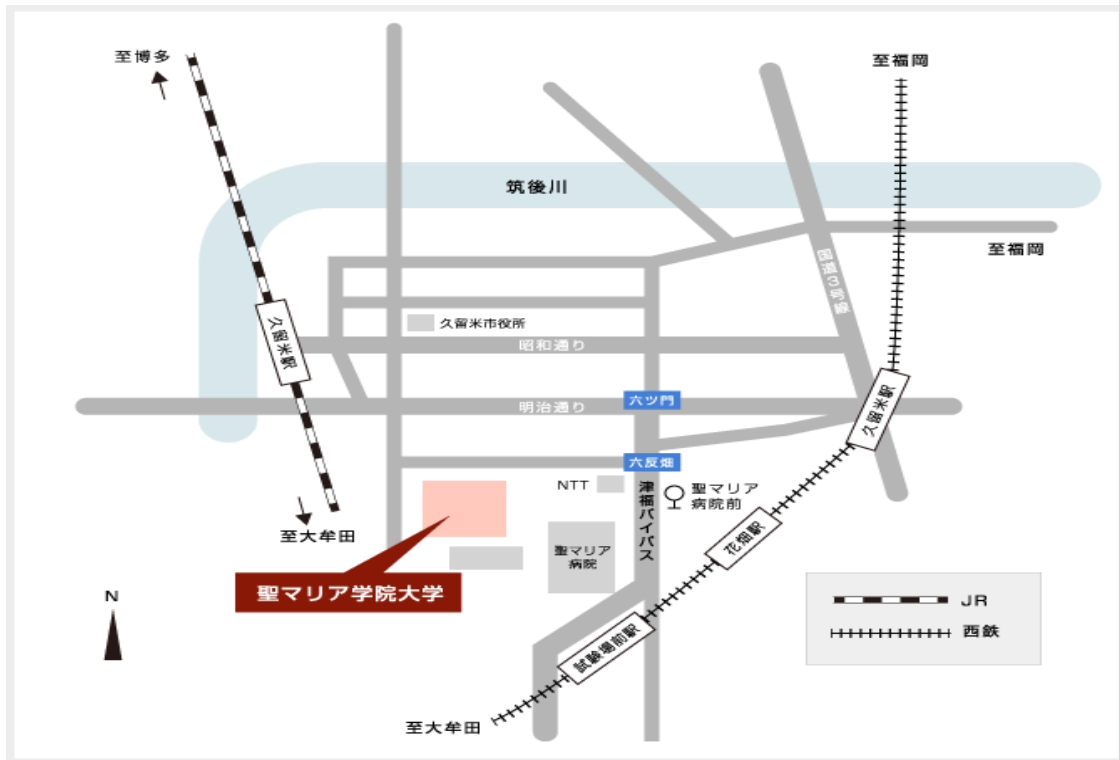
(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 設置場所

本学の校地及び校舎は、福岡県久留米市のほぼ中央部、津福本町 422 番地に位置しており、西日本鉄道大牟田線の試験場前駅より徒歩 7 分、特急の停車駅である花畑駅より徒歩 15 分の場所にある（図表 2-5-1）。福岡（天神）駅や大牟田駅から特急電車で花畑駅まで 30 分の距離であり、更に、JR 久留米駅からもバスで 15 分の聖マリア病院前バス停留所より徒歩 5 分の位置にあり、交通の利便性はよいことから、学生の通学範囲は福岡市、大牟田市をはじめとして、更にその以遠にまで及んでいる。

(図表 2-5-1) 大学周辺図



2) 校地・校舎等

現在の本学の施設・設備等は、既設の聖マリア学院短期大学の施設・設備等を受け継ぎ（2号館・3号館・5号館・別館・体育館）、更に4年制大学として教育・研究環境の充実を図るため、新たな施設・設備を整備（6号館・グラウンド）、平成22(2010)年3月には、新しく大学院棟（7号館）を建築、それに伴い、キャンパス敷地を分断する金丸川の河川工事に伴う護岸工事が実施され、2～6号館と7号館との間に連絡橋が完成した。

更に、平成29(2017)年9月には図書館棟が完成し、学生の学修環境の充実を図っている（図表2-5-2）。

(図表2-5-2) 校舎概要、キャンパス校舎配置図



校地・校舎面積は、(図表 2-5-3) に示すとおり、大学設置基準の数値を上回り、看護の単科大学としては十分な校地・校舎等の面積を有している。

(図表 2-5-3) 大学設置基準上の面積と本学の校地・校舎面積

本学の校地面積		大学設置基準上の面積	本学の校舎面積		大学設置基準上の面積
校舎等敷地	16,256 m ²		4,000 m ²	校舎等施設	
運動場敷地	2,746 m ²				
合計	19,002 m ²				

※大学設置基準上参入しない面積を除く

<看護学部看護学科>

(1) 講義教室

講義教室に関しては、看護学部の入学定員である 100 人以上が収容可能な講義教室を 5 教室 (521 教室、522 教室、651 教室、652 教室、221 教室)、中教室を 1 教室 (231 教室) 有している。

521 教室・522 教室は各教室 162 人の収容が可能であり、521 教室は看護学部 1 年、522 教室は看護学部 2 年が主に利用する。651 教室・652 教室は各 120 人程度の収容が可能な教室であるが、通常は中央の仕切りを外し看護学部 3 年が主に利用する。651 教室・652 教室は可動式の机を配置しており演習方式の授業にも対応可能である。651 教室・652 教室を主に利用する看護学部 3 年生は後期から実習期間となり原則教室を利用しない。その

期間においては他学年において演習形式の科目を行う際は、実習室の他、651 教室・652 教室の利用も可能とし有効に活用している。

221 教室は 120 人収容可能な教室であり看護学部 4 年が主に利用する。231 教室は 80 人程度の収容が可能で特に学年を定めず多目的に活用している。

収容定員が 120 人を超える 521 教室・522 教室には各教室 3 台のプロジェクター及びスクリーンを配置することにより、学生がより良い環境で学修できるよう整備している。

651 教室・652 教室に関しては、平成 29(2017)年度にスクリーンのワイド化・大型化を図り学生の学修環境の向上を図った。また、両教室に各 2 台のテレビモニター設置することで、特に教室後方に座る学生の学修環境に配慮した。

(図表 2-5-4) 看護学部講義教室の面積・収容人員・利用学年

講義教室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)	主な利用学年
521 教室 (5 号館 2 階)	251.65	162	1 年
522 教室 (5 号館 2 階)	250.57	162	2 年
651 教室 (6 号館 5 階)	140.40	※120	3 年
652 教室 (6 号館 5 階)	132.60	※120	3 年
221 教室 (2 号館 1 階)	140.60	120	4 年
231 教室 (2 号館 3 階)	99.48	※80	多学年

※の教室の収容人員は机の配置状況(可動式机)により変動する。

(2) 実習室

看護技術指導に必要な実習室については、4 室(基礎看護学実習室、母子看護学実習室、成人・老年看護学実習室、地域看護学実習室)を有している。各実習室を利用する領域は(図表 2-5-5)のとおりであるが、複数領域で使用する実習室に関しては、利用が重複しないよう時間割作成時に調整を行っている。

実習室には、シミュレーション教育が可能となるよう、プロジェクター及びスクリーンを設置し演習で活用している。

(図表 2-5-5) 看護学部実習室の面積・利用領域

実習室名	面積 (m ²)	利用領域
基礎看護学実習室 (5 号館 3 階)	345.82	基盤臨床看護学(基礎看護学・成人看護学)
母子看護学実習室 (5 号館 3 階)	139.83	母性看護学、小児看護学
成人・老年看護学実習室 (6 号館 4 階)	320.32	基盤臨床看護学(基礎看護学・成人看護学) 老年看護学
地域看護学実習室 (3 号館 1 階)	294.40	在宅看護学 地域看護学

(3) カンファレンス室

カンファレンス室(10人~20人程度が利用可能)を9室(大学院との併用を併せ15室)有し、各カンファレンス室には移動式白板を配置し、学生の主体的学修や少人数教育に対応している。

(4) 学生ラウンジ(自修室)

平成29(2017)年9月の図書館新設に伴い旧図書館スペースを学生ラウンジとして改修、また平成30(2018)年4月に7号館(大学院棟)の2階及び4階のオープンスペースをパーティーションで間仕切りし、学生ラウンジとして学部生も利用可能なスペースとし学修環境の拡充を図っている。

学生ラウンジは予約なく利用が可能であり、静かな環境で学修したい、学生同士で会話しながら学修したいなど多様な学生要望に応えるため、3号館学生ラウンジ(旧図書館)は食事・会話が可能なスペース、7号館学生ラウンジは静かな環境で学修したい学生向けのスペースとし、多様な学生要望に応える設定とした。

(5) 情報処理室(パソコン室)及びICT(情報通信技術)環境

情報処理室を2教室(241教室<99.48 m²>・242教室<99.48 m²>)有し、各教室にインターネット利用可能なパソコンを60台(2教室合計120台)配置している。

241教室に関しては予約を必要とせず、学生が多目的に利用可能としている。242教室は原則としてパソコンを利用する講義教室として活用するが、241教室が満室の場合などは、利用を許可するなど有効に活用している。

なお、パソコンを利用する科目については、前述のとおり242教室で実施するが、2クラス制で実施するため学生数のパソコン台数は確保されている。更に大学院棟に情報処理室1室(パソコン8台)を有し、大学院生を優先とするが、利用状況に応じ学部生の利用も可能としている。

この他、大学院棟及び図書館にはWi-Fi設備を導入しており、大学院棟は主に大学院生を中心に、研究活動等に利用している。但しセキュリティの都合上、フリーWi-Fiとはしていない。図書館についてはフリーWi-Fiを導入しており、学修環境の強化を図っている。

本学におけるネットワークサービスとしては、e-learningシステム「WebClass」及びポータルサイト「Office365」の二つを運用している。

WebClassは平成19(2007)年より事業推進のための組織体制チームにより、一部の専門分野で展開していたが、後に正式な委員会組織としてICT(Information and Communication Technology)委員会【資料2-5-1】が設置され、同委員会所轄の下で全学活用を推進することとなった。現在では、語学関連分野を含むほぼすべての分野で利用されており、厳重な管理体制の下でWebClassを用いた定期試験を実施した分野もある。WebClassのサポート体制としては、学生には全員ユーザー登録を行った上で正課講義「情報リテラシー」にて使用方法を講義しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして適宜対応している。

Office365は、平成29(2017)年より本格運用を開始したマイクロソフト社のクラウドサービスである。平成18(2006)年の大学開学後より本学独自のポータルサイトを運用していたが、機能面で不都合が多かったことや、Office365は他の看護大学でも導入実績がある

ことから、約1年の準備期間を経て移行する形で運用を開始した。マイクロソフト社のビジネスソフト「Office」を踏襲したサービスとなっていることから、メール機能を通じた学生との直接の連絡が可能のほか、時間割変更や施設予約などの情報共有がスムーズにできる点で利便性が向上した。Office365のサポート体制としては、学生にはWebClass同様「情報リテラシー」にて使用方法を講義しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして適宜対応している。

(6) 図書館（※大学院共用）

平成29(2017)年10月に、アクティブ・ラーニングに対応するためのラーニングコモンズ機能を備えた新図書館を開館した。建物は3階建てで、大学キャンパスの北側に位置し、総面積1,660.22 m²、閲覧席数208席、収容可能冊数約90,000冊を整備している。

活用状況については、2-5-②において記載する。

(7) 体育施設（※大学院共用）

本学では、体育館及びグラウンド(フットサルコート<兼テニスコート>)を有しており、正課科目(体育実技)及び課外活動に活用している。また、体育館は入学式、卒業式にも活用している。

(8) 厚生施設（※大学院共用）

5号館1階に学生食堂(ラ・カサ・デラ・マドンナ)を有しており、学生の昼食の場であるとともに、学食営業時間外は自己学修スペースとしても有効活用している。また、同階に書店(毎週水曜営業)を設定し、学生及び教職員が学内において図書の購入が出来るよう配慮している。

また、同グループであり実習施設である聖マリア病院が隣接しており、学生は病院内コンビニエンスストア、銀行ATM、カフェテリアも利用可能である。

学内敷地内には収容定員20人の学生寮(Villa Maria II)を有し、主に県外からの入学者を対象とし、遠方からでも本学での学びを希望する学生への配慮を行っている。

<看護学研究科>

平成22(2010)年4月の大学院開設に伴い、平成22(2010)年3月に7号館(大学院棟:5階建)を建築し、大学院の講義・演習及び教員研究室を中心に活用している。

(1) 講義・ゼミ室(Class Room)・セミナールーム

講義・ゼミ室(Class Room)を9室配置している。

2階・3階・4階の各階に3室配置し、主に2階を基盤教育及び健康・療養支援看護学領域、3階をMCH(周産期・母子)看護学領域、4階を統合看護学領域が利用するが、各年度の領域在学学生状況により臨機応変に対応することで有効に活用している。

(図表 2-5-6) 看護学研究科の講義・ゼミ室の面積・収容人員・利用領域

講義・ゼミ室名	面積 (m ²)	収容人員(人)	主な利用領域
Class Room 727 (7号館2階)	48.22	18程度	・基盤教育 ・健康・療養支援看護学領域
Class Room 726 (//)	26.01	12程度	
Class Room 725 (//)	26.01	12程度	
Class Room 737 (7号館3階)	48.22	18程度	・MCH(周産期・母子)看護学領域
Class Room 736 (//)	26.01	12程度	
Class Room 735 (//)	26.01	12程度	
Class Room 747 (7号館4階)	48.22	18程度	・統合看護学領域
Class Room 746 (//)	26.01	12程度	
Class Room 745 (//)	26.01	12程度	

※収容人員は机の配置状況(可動式机)により変動する。

また、上記のほか、セミナールーム4室(15.88 m²、15.60 m²、15.60 m²、20.21 m²)を有している。

(2) テレビ会議室

テレビ会議が可能な会議室を2室(34.78 m²、34.96 m²)配置し、米国の Sr. Callista Roy 博士(ロイ理論提唱者で本学元客員教授)など著名な講師とシステムを活用した講義を実施する際にも活用している。

(3) 共同実験スペース・共同データ処理室(パソコン室)・学生ラウンジ

共同実験スペース1部屋(80.51 m²)、共同データ処理室(46.08 m²、パソコン8台)を配置している。

また、学生が自修を行うスペースとして学生ラウンジを2・4階に配置している。

(4) 院生研究室

別館1階にネット環境を備えた個人机(30台)や給湯室を配置した院生研究室(118.46 m²)を配置、24時間の利用を可能とし、研究に集中できる環境を整えている。

なお、近年では、大学院における社会人学生率が高く、大学院生の施設利用は夜間や土曜日が中心となる傾向にある。施設の有効活用の観点から、平成29(2017)年度からは、7号館においても一部施設においては学部生の利用も可能としている。

3) 運営、管理

学内施設・設備に関する計画は、「教務委員会」、「教学マネジメント委員会」、ICTを利用した学修環境については「ICT委員会」が主に担当し、施設・設備の運用状況に基づく更新及びメンテナンスは、総務課、教務課、会計課が行っている。

また、安全管理に関し「リスク管理委員会」において、年度初めに学生及び教職員に対し、防災に関するガイダンスを実施し、更に学内防災掲示板の設置、消防訓練の実施など、学生及び教職員の防災意識を高めている【資料2-5-2】。

なお、耐震に関しては、全校舎において新耐震基準を満たしている。平成23(2011)年度に受審した認証評価において、新耐震基準を満たしていない建物(1号館・2号館)につ

いては、耐震診断を行い耐震補強計画を策定することが改善を要する点として挙げられたが、該当した2号館については平成25(2013)年6月～同年11月を工期に対応済みである【資料2-5-3】。なお、1号館については老朽化が激しく仮に耐震工事を実施した場合であっても用途に制限があることから取壊しを選択し、新たな建物建築の用地として確保している。

〔エビデンス集資料編〕

【資料2-5-1】 ICT (Information and Communication Technology) 委員会規程

【資料2-5-2】 防災関連資料 (ガイダンス、消防訓練に関する資料)

【資料2-5-3】 認証評価で指摘された事項への対応状況 (【資料F-15】と同じ)

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

大学の主な実習施設は、大学に隣接する社会医療法人雪の聖母会(聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンター、聖母の家など)である。聖マリア病院は、病床数1,097床41診療科(平成30(2018)年3月26日現在/公式ホームページより)を有し、厚生労働省・福岡県・久留米市・各学会研修施設等、多数の認定を受けている総合病院である【資料2-5-4】。

保健所・市町村実習における公衆衛生看護学実習、訪問看護ステーション等における在宅看護学実習、精神看護学実習など、一部の実習を除き、ほとんどの看護実習を聖マリア病院及び関連グループ施設で実施しており、看護師養成を目指す大学として臨地実習に相応しい環境にある。

聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターとは同じ設立理念を持ち、共通の行動指針(カトリックの愛の精神に基づく教育)により指導が可能である。両施設とは、看護部長、教育担当副部長参加のもと、月1回の連絡協議会を開催している【資料2-5-5】。協議会においては、実習調整の他、教育モデル病棟の設置及び大学教員と臨床教育者との連携の在り方についても検討し、実習環境の改善を図っている。

教育モデル病棟は、聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンターに各1病棟ずつ、学生にとって最適な学修環境となり得る病棟を選定し、大学教員と臨床看護教授、臨床看護講師(平成30(2018)年5月1日現在:10人)が協力し【資料2-5-6】、教育モデル病棟の実習指導者やスタッフナースに対し教育方法を指導することで学修環境を充実させるものである。本取組みが有効と判断された場合は、聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンターの全実習病棟で同様の方法を用い実習環境を整える取組みである。なお、本協議会では、広く医療情勢を巡る諸課題の意見交換等、臨床と教育との現場レベルでの情報共有や、フィードバック機能を担う関係性を構築している。

聖マリア病院等のグループ法人以外の実習施設についても、教員が密に実習施設を訪問することにより、協力体制を築いている。

2) 図書館

平成29(2017)年10月に、アクティブ・ラーニングに対応するためのラーニングコモンズ機能を備えた新図書館を開館した。建物は3階建てで、大学キャンパスの北側に位置し、総面積1,660.22m²、閲覧席数208席、収容可能冊数約90,000冊を有している。新図書館

の開館に備え、新たに入退館管理システムと UHF-IC タグを導入した。入退館管理システムの導入により、利用者の入退館状況や利用統計を随時把握することが可能となった。また、図書の所蔵冊数約 70,000 冊を UHF-IC タグで管理することで、自動貸出機の導入が可能となった。これにより、カウンターでの待ち時間が減少し、利用者の利便性が向上した。

図書館内の IT 環境を整備し、全館フリーWi-Fi とした。これにより、貸出用ノートパソコンや持込みモバイルでの情報アクセスを可能とし、蔵書検索やデータベースによる文献検索等をスムーズに行えるようになった。この結果、平成 29(2017)年度には月平均 1,200 件の論文が閲覧され、論文入手を容易にしていることが推測される。

フロアの構造として、1 階はグループ学修が可能なラーニングコモンズで、可動式の机と椅子を設置し、最大 40 人が一度に利用できるように整備した。また、6 人掛けテーブルを 4 台設置し、少人数のグループにも対応できるようにした。更に、デスクトップパソコン 7 台、貸出用ノートパソコン 10 台、個人用 AV ブース 4 席、グループ用 AV ブース 4 席を設置した。1 階は開放的な空間にもなっており、連日多くの学生で賑わっている。2～3 階は主に書架を中心とした配置とし、個人で静かに学修できるようキャレル席や個人学修室を設置した。これにより、学生が利用目的別にフロアを利用できるようになり、入館者数が増加した。開館してから半年間の 1 日平均入館者数は約 150 人となり、旧図書館の約 80 人を大きく上回っている。

図書館の開館時間は、平日 9 時から 20 時までとし、講義及び実習終了後の学生が利用可能となるよう、また、通常講義及び実習が行われていない土曜日にも 10 時から 15 時まで開館するなど、利便性を図っている。更に、教職員、大学院生に限り、24 時間開館を実施し、職員が不在の夜間や日祝日でも図書館を利用できるようにした。

図書館の地域開放については、18 歳以上の市民や医療従事者などの受入を行っている。

1 日平均 1～2 人だが、近隣住民が継続して利用しているケースが多く、生涯学習の場として定着している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-5-4】 大学と主たる実習施設（聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター）の位置関係及び実習施設における施設認定の状況

【資料 2-5-5】 連絡協議会規程

【資料 2-5-6】 臨床教授等の称号付与に関する規程

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、2-5-①のキャンパス校舎配置図（図表 2-5-2）に示すとおり、比較的校舎は隣接しており、また、2 号館～6 号館については、学内通用路で繋げるなど利便性は優れている。

バリアフリーに関しては、車椅子対応エレベーターの設置やエレベーターを設置していない校舎（3 号館）へは、段差階段をスロープ形式に変更することにより、車椅子利用者においても、学内校舎全ての場所へ移動できるよう利便性に配慮している。

また、主要施設においては、車椅子用トイレを整備している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学看護学科は、1 学年 100 人定員の小規模校であることもあり、通常の講義科目は合同講義で実施している。合同講義を行う教室については 2-5-①で記載のとおり、教室構造に応じてスクリーンの複数設置や TV モニターの配置など、学修環境への配慮を行っている。

また、情報系科目における 2 クラス制、「初年次ゼミナールⅡ」「コミュニティ演習」「コミュニケーション演習」など演習系科目における少人数制など、内容に応じた学生数で講義等を実施し、また看護系演習科目については合同講義（100 人講義）の場合であっても、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学内施設においては、学生へのアンケート結果などを踏まえ、継続して学修環境の向上に努める。

平成 30(2018)年度は、平成 29(2017)年度の図書館及び学生ラウンジの新設、6 号館 5 階 AV 機器の更新に続き、5 号館 2 階の講義教室（521 教室、522 教室）の AV 機器の更新を予定する。本件は、教学マネジメント委員会が中心となり進めるものとする。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各チューター教員においては随時、個別面談時に学修支援に関する意見・要望を聴き早期の対応、改善に努めている。4 年生に対しては「国家試験対策委員会」が国家試験に関連した支援について、アンケート調査を行い意見や要望など把握している【資料 2-6-1】。平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度の要望や意見として多かったのが、低学年からの支援希望、少人数学修会、解剖生理学の支援強化などであった。そこで、従前は 4 年次 4 月に開催していた保護者も参加の国家試験フェアを平成 28(2017)年度は、3 年次にプレ国家試験フェアとして開催した。実施後のアンケート結果では、「大変良い」「良い」が 97% を占めた。そこで、平成 30(2018)年度は、国家試験フェアを 3 年次 8 月に前倒して計画している。また、低学年からの学修支援要望については、平成 29(2017)年度に学修支援準備室を設置し、平成 30(2018)年度からは「学修支援室」【資料 2-6-2】として支援を開始し、「人体の構造と機能」についての学修支援も行っている。別途、高校生の時に化学を履修

していない学生に対しては、平成 29(2017)年度にリメディアル教育として化学の補講を実施、受講後のアンケート結果では、受講者全員が今後もサポート希望であり、次年度も継続方向である。

その他、毎年、「教務委員会」が主となり、授業評価アンケートを実施している。分析結果については、教務課より各科目責任者にフィードバックし、科目責任者は授業評価に対する考察とともに、学生からの意見や要望に対する対応や改善策について教務課に報告している。全科目についての報告書は、「授業評価アンケート」【資料 2-6-3】としてまとめ、図書館内で閲覧できるようにしている。また、学修支援の質向上への取組みとして研修等が望ましいテーマなどについては、「FD・SD 委員会」と連携して取り組んでいる

【資料 2-6-4】。科目によっては毎回の授業終了時に出席シートなどを活用して学生の意見や要望を随時把握し改善に努めており、それぞれの教員において学生の意見や要望の把握、及び改善に向けた取組みの工夫が見受けられる。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-6-1】 学修支援に関連する意見

【資料 2-6-2】 学修支援室規程

【資料 2-6-3】 授業評価アンケート

【資料 2-6-4】 FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度） p.3-6

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、学生相談室において対応している。予約制でのカウンセラーやソーシャルワーカーの利用、及び、昼休み時間帯は、看護師免許を持つ教員が、保健室で待機し対応している【資料 2-6-5】。経済的支援に関する相談については、学生課が窓口となり対応している。奨学金制度に関することや、学納金の分納・延納についても対応し、経済的支援体制については、M Pass にも掲載している。また、各チューター教員も随時個別相談に対応し、奨学金制度がある病院の紹介などの情報提供も行っている。約 7 割の学生が、各種の奨学金制度を利用している【資料 2-6-6】。平成 28(2016)年度に学生課窓口での対応の際に「書類関係が隣の人から見える」などの個人情報の扱い等に対する要望があり、窓口カウンターに目隠し用のつい立を設置し、内容によっては相談室での対応としている。

その他、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握は、「学生相談箱」、年度初めの各学年の代表委員による学年代表委員会【資料 2-6-7】及び各部活・各サークルの代表者によるクラブ会【資料 2-6-8】、寮生においては寮会などを通して行っている。クラブ会からは物品の収納庫の要望があり、平成 30(2018)年度より、別館 1 階に各クラブ用のキャビネットを設けている。このほか、学生課の窓口においても、随時、学生からの情報収集を心掛けており、特に学生からの不満・要望については、関係部署に報告し早期の対応、改善に繋げている。「学生相談箱」は、「WebClass」内にフォルダを設置しており、匿名での投稿も可能である。内容については事務部長、修学支援統轄、学生支援担当係長が随時確認し、対応が必要な案件については早期解決に努めている。平成 27(2015)年度は 14 件、

平成 28(2016)年度は 47 件、平成 29(2017)年度は 10 件の相談があり、大多数が匿名投稿であった。相談の多くは、「図書館や授業中の私語が迷惑」「喫煙学生を見かけた」等の学生生活上のマナーに関する苦情や情報提供であった。学内マナーなどについては、その都度学内ホームページ上に注意喚起を掲示、合わせて教職員連絡会議でも報告し、気づいた際はその場で注意するよう全教職員に協力を依頼し、改善に取り組んでいる。内容により「FD・SD 委員会」「教務委員会」及び「ハラスメント防止委員会」などの関連する部署に報告、教職員への啓蒙事業として講習会など実施している【資料 2-6-9】。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-6-5】 保健室の利用状況、学生相談室利用者数

【資料2-6-6】 奨学金受給状況

【資料2-6-7】 自治会および学年運営委員について

【資料2-6-8】 クラブ活動状況

【資料 2-6-9】 FD 活動報告書第 11 号（平成 28 年度） p.38-44

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

IR (Institutional Research) 室が中心となり、在学生（大学院含む）を対象に無記名での学生生活満足度調査を実施している。平成 28(2016)年度は、WebClass による無記名調査として一定期間を設けて実施したが、回答率は 21%と低かった。そこで、平成 29(2017)年度は、学生が集まりやすい授業後などの時間を活用して、同様に WebClass での無記名調査を実施した。回答率は、看護学科 1 年生と 2 年生は約 97%、4 年生は 62%と増加したが、3 年生と研究科大学院生は 5%と著しく低かった。3 年生と 4 年生は実習関係などで集合する機会が少ないことが影響していると考え、次年度は、調査を実習開始前や実習終了後に設けるなど時期を検討する。主な調査結果は、(図表 2-6-1) に示した。満足度が低かった講義室については、平成 29(2017)年度に 651・652 教室内のプロジェクター、スクリーン、教壇の改修工事を終えている。521・522 教室については、平成 30(2018)年度に AV 機器の更新を計画当中である。また、学生が主体的に学修できる場所として、3 号館に学生ラウンジを新設し、7 号館 2 階と 4 階にも大学院生、学部学生が利用できる学生ラウンジを設置した。このほか、教務課の窓口においても、随時、学生からの情報収集を心掛けており、特に学生からの意見・要望については、関係部署に報告し早期の対応、改善に繋げている。

(図表 2-6-1) 学生満足度調査

	点数平均 ¹⁾
新図書館	4.2
WebClass	3.6
実習室	3.6
自主的学修環境	3.5
Office 365	3.6
体育館・グラウンド	3.4
講義室	3.4
パソコン室	3.3
大学によるアルバイトの紹介	3.0

1) 「とても満足」5～「とても不満」1とし、点数の平均点

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望の把握として、日頃の授業終了時の出席カードの活用や各科目終了後の授業評価、随時投稿できる学生相談箱の設置及び年に1回の学生生活満足度調査を実施している。学生相談箱については、随時確認し、問題があれば早期の対応へと繋いでいる。しかし、授業評価アンケートや学生生活満足度調査については全学年、全科目を対象としていることもあり、結果の分析が調査時期より遅くなり、担当者への結果の報告が年度末になっている現状もある。問題の早期発見と早期改善に繋がるよう調査結果の分析や結果報告の時期等については、IR室や「教務委員会」で検討予定である。

【基準2の自己評価】

学部、大学院ともに教育理念に基づいたアドミッション・ポリシーが策定されており、大学案内、学生募集要項、ホームページをはじめ、オープンキャンパス、大学見学会及び高等学校教員向け説明会等において周知している。また、入学者の受け入れについては、面接評価基準等の評価方法について入試委員会において検証し、よりアドミッション・ポリシーとの連動性の高いものへと変更している。入学者数及び在籍者数についても定員の120%を超えておらず、教育を行う上で問題はない。

学修支援体制としては、チューター教員制度、アカデミックアドバイザー教員及び平成30(2018)年度より学修支援室が立ち上がり、「教務委員会」「学生委員会」「国家試験対策委員会」などとも連携した支援体制が整備されている。

キャリア支援体制としては、各学年に応じたキャリア形成のための各種講座などを学内外の講師により開催し、個別対応としては履歴書添削、小論文添削、及び面接指導等についても教職員をはじめ福岡県若者サポートセンター職員などによる支援体制を整えている。就職希望者の過去3年間の内定率は99%である。段階的に自己のキャリア形成のための種々の取組みを実施するとともに、学生が主体的な進路決定を行うための相談体制を整えている。国家試験対策については、国家試験対策委員やチューター教員をはじめ全教員で支援しており、平成29(2017)年度の看護師国家試験合格率は99.1%で、全国平均（新卒者）96.3%を上回った。また、保健師、助産師国家試験の合格率は共に100%であった。

学生生活安定のための支援としては、奨学金などの経済的な支援、心身の健康に関する支援及び年度初めには各種ガイダンスを実施するなどの大学生生活が円滑に送れるよう支援

体制を整えている。

学修環境の整備としては、校地・校舎面積は、大学設置基準の数値を上回り十分な校地・校舎等の面積を有している。平成 29(2017)年 9 月の図書館新設に伴い旧図書館スペースを学生ラウンジとして改修、また平成 30(2018)年 4 月に 7 号館（大学院棟）の 2 階及び 4 階のオープンスペースを学生ラウンジとして学部生も利用可能なスペースとし、学修環境の拡充を図っている。バリアフリーに関しては、車椅子対応エレベーターの設置や、エレベーターを設置していない校舎（3 号館）へは、段差階段をスロープ形式に変更することにより、車椅子利用者においても学内校舎全ての場所へ移動できるよう利便性に配慮している。また、各看護学実習においては在宅看護実習、精神看護学実習、公衆衛生看護学実習を除き、隣接した聖マリア病院及び関連グループ施設で実施しており学修環境として極めて恵まれている。

学生の意見・要望の把握と対応としては、学修支援については、4 年生対象のアンケート調査結果では低学年からの学修支援、少人数学修会、解剖生理学の支援強化などの要望が多かった。そこで、平成 29(2017)年度に学修支援準備室を設置、平成 30(2018)年度からは学修支援室として支援を開始し、低学年からの学修支援の強化を図っている。合わせて平成 30(2018)年度は、国家試験フェアを従前の 4 年次から 3 年次 8 月開催予定に早めている。また、毎年、全学生を対象とした学生生活満足度調査を実施し満足度が低いものについての改善、及び全科目に対しては授業評価アンケートを実施し、アンケート結果については科目責任者が課題や改善策を記載し公開し改善に努めている。

以上のことから、「基準 2 学生」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<看護学部看護学科>

教育目標とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）の主な関連は基準 1-2-④で述べたとおりであり、ディプロマ・ポリシーは教育目標を踏まえて策定されており【資料 3-1-1】、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.3 に明記し学生に周知している【資料 3-1-2】。以下、その内容を（図表 3-1-1）に示す。

また、学年初めに実施する履修ガイダンスにおいてもディプロマ・ポリシーについて改めて説明し、周知に努めている。その他、大学ホームページや「キャンパス・入試ガイド 2019」p.4 にも明示し、学外へも周知している【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】。

（図表 3-1-1）看護学部看護学科ディプロマ・ポリシー

<ディプロマ・ポリシー（平成 29(2017)年度以降入学者）>

キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解し、看護専門職を目指す者として、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての態度を身につけているとともに、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践力を具えていることを求め、以下のとおりディプロマ・ポリシーを定めます。

—知識・理解—

1. キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解している。
2. 豊かな人間性の基礎となる教養を身につけている。
3. 看護実践に必要な基本的かつ専門的知識を身につけている。

—思考・判断—

4. 論理的、科学的思考に基づいて看護実践の場における諸問題を発見することができる。
5. 看護実践の場における問題を解決するための実践的な判断力を身につけている。

—技能—

<汎用的技能>

6. 国際化する現代社会において必要とされる基本的な語学力・コミュニケーションスキルを身につけている。
7. 情報化する現代社会において必要とされる ICT を用いて多様な情報を適切に収集・分

析し、モラルに則って効果的に活用することができる。

〈専門的技能〉

8. 看護実践に必要な基本的技術を身につけている。
9. 科学的根拠に基づいた看護を提供できる。
10. 看護専門職を目指すものとして、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングを実践できる。

—関心・意欲・態度—

11. 多様な価値を持つ人々を尊重しようとする姿勢を身につけている。
12. 保健医療福祉にかかわる多職種と協調し、リーダーシップやフォロワーシップを発揮する能力を身につけている。
13. 地域社会や国際社会の発展を追究し、主体的に貢献する姿勢を身につけている。
14. 看護学の発展に寄与することを望み、生涯に亘り主体的に探求する姿勢を身につけている。

〈看護学研究科〉

教育目標とディプロマ・ポリシーの主な関連は基準 1-2-④で述べたとおりであり、ディプロマ・ポリシーは教育目標を踏まえて策定されている【資料 3-1-5】。以下、その内容を(図表 3-1-2)に示す。

「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.7において「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成したカリキュラムの内容について、卒業までに下記(図表 3-1-2)にあげる到達目標を達成し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士(看護学)の学位を授与する」と明記し、学生に周知している【資料 3-1-6】。研究科入学生に対しては、入学後に実施する履修ガイダンスにおいて説明し、周知に努めている。その他、大学ホームページにも明示し学外へも周知している【資料 3-1-7】。

(図表 3-1-2) 看護学研究科ディプロマ・ポリシー

〈ディプロマ・ポリシー(平成 28(2016)年度以降入学者)〉

本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士(看護学)の学位を授与する。

1. 「カトリックの愛の精神」に基づく、生命の価値、人間の尊厳について考え、保健医療福祉における全人的ケアについて探求する姿勢を身につけることができる。
2. 人間の生命と派生する諸問題に関心をもち、人間の尊厳を尊重した社会のあり方、倫理の本質について研究の視点で捉え、知識を深め、実践することができる。
3. 看護の知識と研究する態度に基づいた医療・保健・福祉現場での看護実践を追求することができる。

4. 知識の探求力、他職種との協働力、現場環境への対応力を身につけ、現場の質向上に貢献できる高度実践看護師をめざすことができる。
5. ロイ看護モデルを含めた看護理論の開発・発展の過程を学び、看護実践への理論の活用について探求することができる。
6. 看護理論を看護実践において活用し、理論の有益性を検討・検証できる力を身につけることができる。
7. 看護の知識を実践・教育・研究のそれぞれにおいて、国際性・学際性をもって吟味し探求することができる。
8. 高度専門職業人として、看護の実践、教育、研究の分野で国際的、学際的な探求を行い、看護学の知識基盤の検証と発展に寄与することができる。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-1-1】 教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学部看護学科)

【資料 3-1-2】 看護学部看護学科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018
(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-1-3】 大学ホームページ (看護学部看護学科)

【資料 3-1-4】 看護学部看護学科キャンパス・入試ガイド 2019 (【資料 F-2】と同じ)

【資料 3-1-5】 教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学研究科)

【資料 3-1-6】 看護学研究科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 (【資料 F-12】
と同じ)

【資料 3-1-7】 大学ホームページ (看護学研究科)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

<看護学部看護学科>

単位認定については、学則第 25 条 (単位の授与)、第 26 条 (学習の評価) 及び「試験および評価規程第 4 条 (評価の基準)」に規定している【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】。

学則第 25 条において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。試験は各学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等を定期試験に代えることがある。成績評価をどの方法で行うのかについては各科目の担当者がその割合と共にシラバスに明記し学生に周知している【資料 3-1-10】。なお、科目責任者に対し、シラバスにおける「成績評価方法・基準」を記載するにあたり、学生に公表するシラバスとは別様式において、ディプロマ・ポリシーに記載された「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の各項目について、当該科目内における到達目標及び成績評価方法・割合の記載を依頼し、ディプロマ・ポリシーを意識した科目内容及び単位認定基準を求めている【資料 3-1-11】。

単位認定に関わる追試験・再試験や追実習・再実習、不正行為等については「試験および評価規程」において詳細に定め、また、本学入学生には他大学等の卒業生も含まれているが、学則第 30 条 (他の大学等における既修得単位の認定) により、入学前の既修得単

位認定について定めている。

進級基準については、「科目の履修および進級に関する規程第 5 条（進級及び仮進級）」に規定している【資料 3-1-12】。

進級要件とは別に、各臨地実習及び一部科目を履修するにあたっては、履修を開始するまでに修めておくべき授業科目を定めており、「臨地実習の履修要件」「科目の履修要件」として、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.26-28 に明示している。

卒業認定に関しては、学則第 31 条（卒業）に規定している。また、看護学部では、選択コースとして、「保健師コース」「国際看護コース」「グローバル・スタディーズコース」を設けているが、それぞれのコース修了要件については、学則第 31 条別表第 2 において規定している。

単位認定、進級基準、卒業認定に関しては、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.31-44 において明示し、更に、年度初めの履修ガイダンスで学生に説明している【資料 3-1-13】。

<看護学研究科>

単位認定については、大学院学則第 33 条（単位の授与）、第 34 条（学習の評価）及び研究科規則第 8 条（成績の評価及び判定）に規定している【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】。大学院学則第 33 条（単位の授与）において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。成績評価は、シラバスに学修到達目標に対する達成度を、どのように測るかについて、評価種別、割合、基準について記載し周知している【資料 3-1-16】。

修了認定については、大学院学則第 38 条（修了の要件）、第 39 条（修了の認定）及び研究科規則第 10 条（修了要件）に規定している。

大学院学則第 38 条には、「修士課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 30 条第 2 項に規定する授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。」と規定し、修士論文の審査及び最終試験については、学位規程第 4 条（学位論文提出手続）、第 5 条（学位論文の審査）、第 6 条（最終試験）に規定している【資料 3-1-17】。

また、研究科においては修士論文コース及び専門看護師コースを設置するが、それぞれのコース修了要件については、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.17-18 に記載し学生に周知している。

単位認定、修了認定に関しては、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.17-37、学位論文の提出手続については p.179-198 に記載し、また、年度初めの履修ガイダンスで学生に説明している【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-1-8】 聖マリア学院大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 3-1-9】 試験および評価規程

【資料 3-1-10】 看護学部看護学科各科目シラバス（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-1-11】 シラバス記載依頼様式

- 【資料 3-1-12】 科目の履修および進級に関する規程
- 【資料 3-1-13】 看護学部看護学科履修ガイダンス資料
- 【資料 3-1-14】 聖マリア学院大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 3-1-15】 聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則
- 【資料 3-1-16】 看護学研究科各科目シラバス（【資料 F-12】と同じ）
- 【資料 3-1-17】 学位規程
- 【資料 3-1-18】 看護学研究科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018（【資料 F-12】と同じ）
- 【資料 3-1-19】 看護学研究科履修ガイダンス資料

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<看護学部看護学科>

単位認定については、各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行っており、進級判定、実習・科目の履修要件、卒業認定については、科目責任者から提出された評価に基づき、教務委員会において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学学則第 31 条）。

本学の進級基準は看護学を体系的に学ぶことを目的に、当該学年に開講される全ての必修科目の単位修得を要件としている（仮進級制度<科目の履修および進級に関する規程第 5 条>を適用する 1 年を除く）。上記を踏まえ、進級判定の審議の際は、未修得科目のある学生については科目責任者及びチューター教員から当該学生の状況が報告されるなど厳正な審議を行っている。

また、本学では、GPA（Grade Point Average：グレード・ポイント・アベレージ）制度を適用している【資料 3-1-20】。進級基準が前述のとおり看護学を体系的に学ぶことを目的としていることに鑑み、GPA による進級要件に差異は設けていないが、GPA が 1.3 以下の学生に対しては、留年者と共に修学指導の対象としており、度重なる修学指導にも関わらず学修意欲の向上が見受けられない場合は、（2 年連続して在籍年次開講必修科目 GPA が 0.5 以下）、原則として退学勧告を行うものとしている（科目の履修および進級に関する規程第 5 条の 2）。なお、GPA 制度導入以降、チューター教員、アカデミックアドバイザー教員等の事前指導（面談）により、学業継続の意思がある学生に関して退学勧告に至った者はいない。

<看護学研究科>

単位認定については、各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行っており、修了の認定については、科目責任者から提出された評価に基づき、教務委員会において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学院学則第 39 条）。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-1-20】 GPA 制度に関する実施要項

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準や進級基準、卒業・修了認定基準は策定され、学生に対しては「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」における明示及び履修ガイダンスでの周知が行われている。

看護学部を進級判定においては、例年、数人の留年生が生じているが、過年度の留年・仮進級者の状況等を踏まえ、現行基準のあり方について（GPA の進級基準への適用、仮進級対象科目など）、改正の必要性を含め、教務委員会において検討を行う。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<看護学部看護学科>

本学の教育理念、建学の精神、教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するため、(図表 3-2-1) のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている。

(図表 3-2-1) 看護学部看護学科カリキュラム・ポリシー（平成 30(2018)年度以降入学生対象）

本学の教育理念、建学の精神、教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図るため、以下のとおり教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めます。

一編成方法・教育内容一

1. 看護学を体系的に学ぶために、教育課程を「基礎」「実践」「発展」の3分野で編成します。
2. 基礎分野では、看護専門職者として人を支援する上で必要な、「生命を尊重できる豊かな人間性・倫理観」、「科学的思考と問題解決能力」、「グローバル思考」の基礎を身につける教養科目及び「看護の基本的知識」に関する科目を配置します。
3. 実践分野では、基礎分野での学びを基に、看護実践の場において、様々なライフサイクルにある人と家族に看護を提供するために必要な看護実践能力を身につける科目を配置します。看護実践は、ケアリングを基本概念とする理論である「ロイ適応看護モデル」を基盤とします。合わせて、それぞれのライフサイクルと健康の段

階に適した理論を用い教育します。

4. 発展分野では、基礎分野・実践分野での学びを基に、保健・医療・福祉の質の向上を目指し、時代と地域のニーズに合わせて、看護専門職者が担うべき責務と役割を開拓できる素地を養います。また、多様な価値をもつ人々を理解しようとするグローバルな視点を持ち、地域社会や国際社会に貢献できる能力を養う科目を配置します。
5. 各学年に建学の精神「カトリックの愛の精神」に関する科目を配置し、学修到達度に応じた建学の精神の考察ができる教育課程を編成します。
6. 更に学びを深めることを希望する学生には、保健師コース、国際看護コース、グローバルスタディーズコースを設定します。

－教育方法と評価方法－

7. 大学における学修への円滑な移行を促すため初年次教育に関する科目を配置し、主体的学修への転換を図り、自ら探究する姿勢を育成します。
8. 建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく基礎教育・看護知識と実践を融合した教育を行うことで、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての姿勢を育成します。
9. 各科目のシラバス（授業計画）に時間外学修の内容を明記し、十分な学修時間の確保を促します。
10. 各科目の内容に応じた適正な評価方法をシラバス（授業計画）に明記し、「知識・理解」、「思考・判断力」、「技能」、「関心・意欲・態度」など様々な視点から学修成果の評価を行います。

学生に対しては、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.6【資料 3-2-1】において明示し、社会に対しては本学ホームページ【資料 3-2-2】、受験生向けには、「キャンパス・入試ガイド 2019」 p.7【資料 3-2-3】において公表している。

なお、基準 1-2-④において示すとおり、カリキュラム・ポリシーは教育目標（目的）を踏まえ作成している【資料 3-2-4】。

<看護学研究科>

本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、(図表 3-2-2) のとおり、カリキュラム・ポリシーを策定している。

なお、(図表 3-2-2) はカリキュラム・ポリシーの概要を示しており、細部を含めたカリキュラム・ポリシーは【資料 3-2-5】 のとおりである。

(図表 3-2-2) 看護学研究科カリキュラム・ポリシー (平成 28(2016)年度以降入学生対象)

本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のことを意図し、カリキュラムを編成する

- ①生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成
—生命倫理の教育を理念として根底に置く。
- ②保健・医療・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成
—医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。
- ③看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成
—わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。
- ④国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成
—国際性・学際性を重視した教育を行う。

学生に対しては、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.8-9【資料 3-2-6】において明示し、受験生を含む社会に対しては本学ホームページ【資料 3-2-7】において公表している。

なお、基準 1-2-④において示すとおり、カリキュラム・ポリシーは教育目標（目的）を踏まえ作成している【資料 3-2-8】。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-1】 看護学部看護学科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018
(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-2】 大学ホームページ (看護学部看護学科)

【資料 3-2-3】 看護学部看護学科キャンパス・入試ガイド 2019 (【資料 F-2】と同じ)

【資料 3-2-4】 教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学部看護学科)

【資料 3-2-5】 看護学研究科カリキュラム・ポリシー (【資料 F-13】と同じ)

【資料 3-2-6】 看護学研究科履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 (【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-7】 大学ホームページ (看護学研究科)

【資料 3-2-8】 教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学研究科)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<看護学部看護学科>

ディプロマ・ポリシーにおいては、キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解し、看護専門職を目指すものとして、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての態度を身につけているとともに、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を具えていることを求め、「知識・理解」「思考・判

断」「技能」「関心・意欲・態度」の視点から具体的内容について、(図表 3-2-3) のとおり定めている。

カリキュラム・ポリシーにおいては、上記内容を実現するためのカリキュラム編成方針を定めており、具体的には、(図表 3-2-3) に示すとおり、両ポリシーの一貫性・関連性を確保している。

(図表 3-2-3) 看護学部看護学科カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連

ディプロマ・ポリシー	主に関連するカリキュラム・ポリシー(※)
<p>キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解し、看護専門職を目指す者として、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングの実践者としての態度を身につけているとともに、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を求めていることを求め、以下のとおりディプロマ・ポリシーを定めます。</p> <p>－知識・理解－</p> <p>1. キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解している。 2・3・4・5・6・8</p> <p>2. 豊かな人間性の基礎となる教養を身につけている。 2・5・8</p> <p>3. 看護実践に必要な基本的かつ専門的知識を身につけている。 3</p> <p>－思考・判断－</p> <p>4. 論理的、科学的思考に基づいて看護実践の場における諸問題を発見することができる。 2.3.4</p> <p>5. 看護実践の場における問題を解決するための実践的な判断力を身につけている。 2.3.4</p> <p>－技能－</p> <p>〈汎用的技能〉</p> <p>6. 国際化する現代社会において必要とされる基本的な語学力・コミュニケーションスキルを身につけている。 2.6</p> <p>7. 情報化する現代社会において必要とされる ICT を用いて多様な情報を適切に収集・分析し、モラルに則って効果的に活用することができる。 2</p> <p>〈専門的技能〉</p> <p>8. 看護実践に必要な基本的技術を身につけている。 3</p> <p>9. 科学的根拠に基づいた看護を提供できる。 2.3.4</p>	

10. 看護専門職を目指すものとして、常に倫理的姿勢を持ち、人々に関心を寄せるケアリングを実践できる。	2・3・4・5・6・8
－関心・意欲・態度－	
11. 多様な価値を持つ人々を尊重しようとする姿勢を身につけている。	2・3・4・5・6・8
12. 保健医療福祉にかかわる多職種と協調し、リーダーシップやフォロワーシップを発揮する能力を身につけている。	4・6
13. 地域社会や国際社会の発展を追究し、主体的に貢献する姿勢を身に着けている。	4・6
14. 看護学の発展に寄与することを望み、生涯に亘り主体的に探求する姿勢を身につけている。	4

※カリキュラム・ポリシー欄の数値は（図表 3-2-1）におけるカリキュラム・ポリシーの項目

平成 29(2017)年度より、各科目のシラバスには、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を示し【資料 3-2-9】、学生は、卒業までに身につけるべき内容と当該科目の関連性を理解した上で受講ができるようにシラバス様式を変更した。

なお、年度初めの履修ガイダンスにおいて、ディプロマ・ポリシーと各科目の関連性について説明し、受講している科目が、卒業時の到達目標を達成するための、どのような位置づけの科目に該当するかを理解した上で講義を受講するよう促している。

<看護学研究科>

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定にあつては、教育目的である、「生命倫理の教育を理念」「実践力の重視」「ロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開」「国際性・学際性の重視」を念頭に置いており、（図表 3-2-4）に示すとおり、両ポリシーは一貫性を有している。

（図表 3-2-4）看護学研究科カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連

ディプロマ・ポリシー	主に関連するカリキュラム・ポリシー（※）
本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する	

1. 「カトリックの愛の精神」に基づく、生命の価値、人間の尊厳について考え、保健医療福祉における全人的ケアについて探求する姿勢を身につけることができる。	1
2. 人間の生命と派生する諸問題に関心を持ち、人間の尊厳を尊重した社会のあり方、倫理の本質について研究の視点で捉え、知識を深め、実践することができる。	1
3. 看護の知識と研究する態度に基づいた医療・保健・福祉現場での看護実践を追求することができる。	2
4. 知識の探求力、他職種との協働力、現場環境への対応力を身につけ、現場の質向上に貢献できる高度実践看護師をめざすことができる。	2
5. ロイ看護モデルを含めた看護理論の開発・発展の過程を学び、看護実践への理論の活用について探求することができる。	3
6. 看護理論を看護実践において活用し、理論の有益性を検討・検証できる力を身につけることができる。	3
7. 看護の知識を実践・教育・研究のそれぞれにおいて、国際性・学際性をもって吟味し探求することができる。	4
8. 高度専門職業人として、看護の実践、教育、研究の分野で国際的、学際的な探求を行い、看護学の知識基盤の検証と発展に寄与することができる。	4

※カリキュラム・ポリシー欄の数値は（図表 3-2-2）におけるカリキュラム・ポリシーの項目

平成 29(2017)年度より、各科目のシラバスには、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を示し【資料 3-2-10】、学生は、修了までに身につけるべき内容と当該科目の関連性を理解した上で受講ができるようにシラバス様式を変更した。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-2-9】 看護学部看護学科各科目シラバス（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-2-10】 看護学研究科各科目シラバス（【資料 F-12】と同じ）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<看護学部看護学科>

1) 教育課程の体系的編成

看護学部看護学科のカリキュラムは、教育課程を体系的に学ぶため、「基礎分野（共通基礎・看護の基礎）」「実践分野」「発展分野」で構成し、各分野の編成方針及び内容は、カリキュラム・ポリシーに記載のとおりである（図表3-2-1）。

また、本学の目的・教育理念が「カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を

養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成すること」であることを踏まえ、通常の看護師課程としての体系的編成のみでなく、建学の精神を踏まえた看護教育を体系的に学ぶことも念頭に置いている。具体的には、基礎分野（共通基礎）において「人間の尊厳とその理解」の区分を設け、「カトリックの愛の精神」「キリスト教概論」「生命倫理」「サービス・ラーニング」等の科目を配置し、建学の精神である「カトリックの愛の精神：主イエス キリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々とともに歩むこと」の理解を深めている。

その理解を基盤とし、実践分野においては、キリスト教的人間観を背景とするロイ適応看護モデルを基盤とした看護実践能力を養う科目、発展分野においては多様な価値を持つ人々を理解しようとするグローバルな視点に基づく地域社会や国際社会への貢献、発展的思考を育成する科目を配置するなど、基礎分野のみでなく教育課程全体において、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく看護専門職者の育成を目指す体系的内容としている。

なお、具体的科目配置として、基礎分野では前述の「人間の尊厳とその理解」等を配置する共通基礎のほか、看護の基礎として「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復促進」「保健・医療・福祉と生活者の健康」「健康科学の疫学」及び「各看護専門領域における概論科目」を配置、実践分野では、各看護専門領域における「技術論」「スキルラボ」「方法論」「実習」に関する科目、発展分野では「地域看護学（在宅・公衆衛生）」「国際看護学」「共通・統合科目（「チームケアとナーシングリーダーシップ」「看護研究」「ケアリングサイエンス」「総合看護学実習）」などを配置する。

基礎分野での学びを基に実践分野を学び、更に発展分野へ繋げていく体系的な教育課程を編成している。

また、本学では、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、選択コースとして「保健師コース」「国際看護コース」「グローバル・スタディーズコース」を設定している。

「保健師コース（18人：2年後期選考）」は、保健師国家試験受験資格を希望する学生向けのコースであり、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく科目を配置する。

「国際看護コース（10人程度：3年前期選考）」は、世界規模、特に開発途上国における保健・医療・福祉の現状や課題、取組みを学び、その上で、将来、日本国内外で展開される看護の実践を行うことを目的とし、全学生が必修科目として受講する国際看護学に関する科目の他、自由科目として、実際に海外（フィリピン・ラオス・タイ等）において実習を行う「フィールドスタディⅠ・Ⅱ」などを受講する。

「グローバル・スタディーズコース（10人程度：1年前期選考）」は、平成30(2018)年度から新たに開始するコースであり、互いの文化・考えを理解した上でディスカッションを可能とする語学力、思考力を身につけ、その能力を看護専門知識に繋げることにより、海外（先進国など）や国内における外国人の方を対象に活躍できる人材育成を目指すコースである。

英語のみを利用しディスカッションを行う「English Communication」、国内で多文化に触れ交流し理解する「Intercultural Awareness」、海外における語学研修及び異文化交流を行う「English Practice Abroad」などを受講する。

2) 履修登録単位数の上限

履修登録単位数の上限は、各学年共通して1年間に48単位と設定されており（CAP制）シラバス、及び学生便覧に明記されている（「履修の手引きSYLLABUS授業概要2018」p.31）。

3) シラバスの適切な整備

教務委員会において、各科目のシラバス記載内容を教員間にて確認を行うシステムを構築している【資料 3-2-11】。また、シラバスに記載する内容については、平成 29(2017)年度から、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性、予習・復習の内容と時間を記載する欄を追加するなど、修正・改善を行っている。

<看護学研究科>

本学研究科は看護学研究科看護学専攻の1専攻であり、(図表 3-2-5) に示すとおり、3領域（健康・療養支援慢性看護学領域／MCH（周産期・母子）看護学領域／統合看護学領域）、2コース（修士論文コース／専門看護師コース）、9分野（健康・療養支援慢性看護学領域修士論文コース6分野、MCH（周産期・母子）看護学領域修士論文コース1分野／統合看護学領域修士論文コース2分野）で構成する。

(図表 3-2-5) 看護学専攻の領域、分野、コース設定

看護学専攻の3領域	修士論文の研究分野	専門看護師コース
健康・療養支援看護学領域	①ヘルスプロモーション看護学 ②小児・子育て支援看護学 ③クリティカルケア看護学 ④療養支援慢性看護学 ⑤老年看護学 ⑥精神看護学	慢性専門看護師
MCH(周産期・母子)看護学領域	⑦MCH（周産期・母子）看護学	母性専門看護師
統合看護学領域	⑧看護政策・管理・教育システム（国際比較） ⑨国際看護学	—

研究科のカリキュラム・ポリシーには、大項目として以下の4項目を挙げている。

1. 生命・医療倫理の原則に基づき職務を遂行できる高度専門職業人の養成
 ー 生命倫理の教育を理念として根底に置く
2. 保健・医療・福祉現場の看護の質向上に直接的に寄与できる高度専門職業人の養成
 ー 医療等現場の質向上に寄与できる実践力を重視する。
3. 看護の実践・教育・研究を通して、わが国におけるロイ理論を含めた看護倫理の基盤形成と展開に寄与する高度専門職業人の養成
 ー わが国におけるロイ理論を含めた看護理論の基盤形成と展開を図る。
4. 国際的視野のもとに看護の実践・教育・研究を学際的に遂行できる高度専門職業人の養成
 ー 国際性・学際性を重視した教育を行う。

また、カリキュラム・ポリシーには、上記大項目と教育課程との関連性を示した小項目を記載しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程となっている。

なお、大学院においても、教務委員会において、各科目のシラバス記載内容を教員間にて確認を行うシステムを構築している。また、シラバスに記載する内容については、平成29(2017)年度から、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性、予習・復習の内容と時間を記載する欄を追加するなど、修正・改善を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-11】シラバスチェック表

3-2-④ 教養教育の実施

<看護学部看護学科>

本学の教養教育は、基礎分野（共通基礎）に配置された科目において実施されている。

基礎分野（共通基礎）では、看護専門職者として人を支援する上で必要な、「生命を尊重できる豊かな人間性・倫理観」「科学的思考と問題解決能力」「グローバル思考」の基礎を身につける教養科目を配置し、具体的には「人間の尊厳とその理解」「科学的思考の基礎」「人間と社会」「人間と言語」「世界との関わり」の5構成としている。

「人間の尊厳とその理解」では、「カトリックの愛の精神Ⅰ・Ⅱ」「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」「生命倫理Ⅰ・Ⅱ」「サービス・ラーニング」など、建学の精神の理解を深める科目を中心に9科目配置している。当該科目は、今後、看護専門科目を学ぶにあたり、また将来看護職として働く上で、基本理念となる重要な科目であることから、学修到達度に応じた学修が可能となるよう、1年次のみでなく2年・3年にも配置している。

「科学的思考の基礎」では、「化学」「情報リテラシー」など10科目、「人間と社会」では「人間と法（日本国憲法）」「人間関係論」など3科目、「人間と言語」では「英語Ⅰ」など6カ国の語学系科目を9科目、「世界との関わり」では「多文化の尊重」など3科目、合計34科目を開設している。また、平成29(2017)年度からは、大学教育において自ら学修計画を立て、主体的学びを実践する意識を身につける科目として「初年次ゼミナールⅠ・Ⅱ」、平成30(2018)年度からは、前述のグローバル・スタディーズコース科目である「English Communication」等の追加を行うなど、見直し・改善を図り、適切に実施を行っている（「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.14-21）。

<看護学研究科>

看護学研究科では、看護の実践、教育、研究の基盤的科目として、「生命倫理」「看護倫理」「看護学研究法」を配し、高度専門職業人教育の根幹として医療倫理原理の修得を位置づけている。さらに、看護の科学としての基盤構築、看護の知識・技術・態度・スピリットを獲得するために、「看護理論」「看護管理論」「看護政策論」「看護教育論」を配置している（「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018」p.3）。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<看護学部看護学科>

教授方法については、従来の講義形式の授業については、必要に応じクラス分け（1クラス60人程度）を行うなど工夫をしている。看護大学であることから、多くの主要科目において、グループワーク、課題学習、演習、スキルラボ、ゼミナール、施設見学、臨地実習など、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業方法を採用している。各科目のシラバスには、学生の自主的学修を促すべく、授業の各回において必要な予習・復習（学習課題）の内容と要する取組時間を明記し、1単位を修得するために要する学修時間が45時間であること、単位修得には大学で行われる授業に加えて自ら学修する時間が必須であることを認識させている。併せて、1年間に登録できる履修科目単位数の上限を定め（48単位）単位の実質化も図っている【資料3-2-12】。

アクティブ・ラーニングを取り入れている科目においては、具体的には以下のような授業を展開し、学修効果を高める工夫をしている。

大学の理念である「カトリックの愛の精神」を具現化するものとして「サービス・ラーニング」を配置し（1年次）、Early Exposure として地域への貢献を体験させ、思いやりや信頼、奉仕の精神について学び、豊かな人間性の育成し、自ら考えさせる教育を行っている。また、「コミュニケーション演習」（1年次配置）は、学生を3～4人のグループに分け、入院中の患者やスタッフとのコミュニケーションを図ることで、今後学修するケアリングや専門的な看護学領域への動機付けを高める内容となっている。「コミュニティ演習」（1年次配置）では、10人程度のグループに分かれ、事前学習の後に地域の福祉施設等において自ら利用者と触れ合い、学びのまとめを発表する内容となっている。さらに、平成30(2018)年度入学生カリキュラムより開設したグローバル・スタディーズコースは、選択制ではあるが、世界の多様な人々と交流し支援するために求められるコミュニケーション能力やディスカッション能力、多様な文化を理解する能力などを身につけることを目的としたカリキュラム構成となっている。

「基盤臨床看護学」及び各専門領域での科目においては、学生の概念やスキルの発達、批判的な思考の育成を目指し、シミュレーション、体験学習の方法等を導入し臨床知の形成に役立てている。特に「基盤臨床看護学」領域においては、クリティカルシンキングに基づいたスキルラボを利用した看護技術演習を実施している。また、授業時間外にもスキルラボを設定し、事例に基づく演習や技術トレーニング、技術チェックを実施している。さらに3年次の「スキルラボ臨床 レベル3」においては、臨床実習前に対象者にアプローチし、状態をアセスメントし判断する技術・能力を習得できるようOSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）を実施している。

理論的な学習を踏まえた実践的能力の向上には、臨床に沿った教育が要となる。そのため、主たる実習施設である聖マリア病院の実習指導者も含めた一貫した教育・指導を行うために、事前指導、全教員参加による実習指導・調整、事後指導を徹底している。定期的な「連絡協議会」の実施【資料3-2-13】だけではなく、例えば、聖マリア病院の実習指導者も「臨床看護実践学」及びOSCEに患者役として参加し、学生にフィードバックを行うことを通して学生の学修内容を把握し、臨地実習での指導に役立てている。また、平成29(2017)年度より、教学マネジメント委員会主催による「教育改革推進事業」の一つとして、「臨床教

育／臨床と大学の協働による看護基礎教育における最適な臨床教育／学修環境と学修モデルの構築」に向けた取組みに着手し、聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンター内に、教育モデル病棟を1病棟ずつ選定した。併せて、臨床教育に携わる者の教育力について検討し、特に、大学院修了者には臨床看護教授、臨床看護准教授、臨床看護講師等の称号付与に関する規程を整備し【資料3-2-14】、聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンター看護師2人に対して臨床看護教授を、8人の看護師に臨床看護講師の称号を付与し、臨床実習教育体制を整えた。教育モデル病棟2病棟のうち、既に臨床教育をスタートしている1病棟においては、臨床看護講師の称号を付与された病棟師長を中心に病棟スタッフと大学教員が協働し教育に当たっており、実習学生からは良い評価を得ている。

また、少人数ではあるが、大学コンソーシアム事業（ケアリング・アイランド九州沖縄大学コンソーシアム）における「単位互換・相互受講」制度を利用し、連携大学で開講される特長的科目をビデオオンデマンドシステムにより受講し、意欲的に学ぶ学生もいる【資料3-2-15】。

全教員が教授方法の工夫・開発と効果的な実施ができるよう、学生による授業評価アンケートを実施し、科目の担当教員にフィードバックしている【資料3-2-16】。また、「FD・SD委員会」により、授業公開や講義の聴講、教授方法の工夫についてのアンケートが企画され、授業の改善に活用させている【資料3-2-17】。更に「教員活動状況評価」の中でも、自身の教え方に関する独自の工夫等について記載できる項目を設けており、内容は学内で周知・共有され、各人が教育内容や方法の改善に活用できるようにしている。

以上のように、アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫が行われており、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

<看護学研究科>

大学院における教育では、本学の理念である「カトリックの愛の精神」から導かれた「人間の尊厳・生命を尊重する倫理・生命倫理教育」によるケアリングの実践能力の育成と看護の質向上に寄与できる高度専門職の育成を特色としている。

教育方法は、講義、演習、実習により実施している。まず、看護実践の基盤として「生命倫理」及びロイ看護モデルを含む看護理論について「看護理論」「看護教育論」「調査研究処理法」等の講義科目により学修する。次に、基盤教育として「臨床病態生理学」「臨床薬理学」「ライフスパンフィジカルアセスメント」「看護政策論」「保健医療福祉政策論」各領域の看護支援の基礎となる特論、専門的な看護支援技術科目について、講義・演習科目により段階的・重層的に学修する。

修士論文コースでは、将来の教育者・研究者の育成のために看護の科学としての基盤構築に寄与可能な研究課題について研究を行う。研究のプロセスにおいては、自らの研究課題に基づき、指導教員の指導のもと文献検索とその解読を徹底的に行った上で研究計画を立て、研究を実施し修士論文を完成させている。

専門看護師コースでは、演習科目において、OSCEや病院における医師や専門看護師のクリニカルラウンドに同行し臨床推論の技術・能力を修得し、実習では、専門看護師の役割機能の習得に加えて、専門看護師において将来必要となる、薬剤調整、組織の改善について、医師や薬剤師、専門看護師、担当教員の指導のもと修得できる構成にしている。

大学院研究科においても、教授法の工夫・開発と効果的な実施できるよう、平成 29(2017)年度から学生による授業評価アンケートを実施し、科目の担当教員にフィードバックしている【資料 3-2-18】。また、「教員活動状況評価」における、教え方に関する独自の工夫等の活用についても、看護学部同様に行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-12】 科目の履修および進級に関する規程

【資料 3-2-13】 連絡協議会規程

【資料 3-2-14】 臨床教授等の称号付与に関する規程

【資料 3-2-15】 特別聴講学生募集案内

【資料 3-2-16】 看護学部看護学科授業評価アンケート様式及び集計結果通知様式

【資料 3-2-17】 FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度）p.30-37（【資料 2-6-4】と同じ）

【資料 3-2-18】 看護学研究科授業評価アンケート様式

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

<看護学部看護学科>

平成 29(2017)年度より改正されたカリキュラムによって、学生が主体的に学ぶ姿勢を身につけることができたか、変動著しい保健・医療・福祉の分野において、主体的に課題に取組み、柔軟に対応し、発展的思考を持って活躍できる力を身につけることができたか評価するために、今後、卒業時到達目標アンケートの結果の活用について、教務委員会、教学マネジメント委員会において検討していく予定である。

<看護学研究科>

本学のカリキュラムは、教育理念、建学の精神、ディプロマ・ポリシーの教育目標を実現するために、教育課程を明確に示した編成となっている。今後も社会動向を踏まえ教育課程を編成し、体系的に学修できるよう厳正に適用していく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<看護学部看護学科>

学修成果の点検については、教務委員会において全ての授業を終えた 4 年生を対象に、ディプロマ・ポリシーに関連する項目について自身の学びの到達度を自己評価形式で問う

「卒業時到達目標アンケート」及び学生による「授業評価アンケート」、国家試験対策委員会における「模擬試験結果」「国家試験合格率」、学修支援室における「学修支援に関するアンケート」「学修行動調査」などを実施している【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】。

また、本学では平成 20(2008)年度より教育の質の改善・向上に向けた取組みの一つとして、FD・SD 委員会主催で授業公開を実施している。平成 28(2016)年度は専任教員 2 人、平成 29(2017)年度は 2 人の授業公開を実施した。授業終了後には授業討論会を開催し、授業を参観した教員の意見をもらう機会を設けている【資料 3-3-5】。

<看護学研究科>

大学院においては、修士論文の計画・実施・成果発表について、学修成果の点検・評価体制が構築されている。「看護学研究科規則」第 5 条【資料 3-3-6】の定めに則り、学生の履修、研究及び論文の指導のために主指導教員及び副指導教員を置いている。修士論文コース及び専門看護師コースともに、指導教員の指導を受けて研究計画書を作成するが、研究計画書は、教授会において多角的な視点から審議がなされ、必要な修正の後、再審査後に研究開始となる。「中間発表会」は、修士論文コースにおいて実施され、研究の進捗状況について他教員のフィードバックを受ける機会となっている。「修士論文審査及び最終試験」は、修士論文コース及び専門看護師コースともに 3 人の審査員より実施される。審査員は教授会の審議を経て決定され、合否判定は、修士論文審査及び最終試験の結果から教授会の審議を経て厳正に実施されている。修士論文の学修成果は、全教員対象となる「修士論文発表会」において公表され、他教員からフィードバックを受ける機会となる他、学修成果を共有できる機会となり、学修指導等の改善に役立てられている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-1】 卒業時到達目標アンケート様式

【資料 3-3-2】 授業評価アンケート様式

【資料 3-3-3】 学修支援に関するアンケート様式

【資料 3-3-4】 学修行動調査様式

【資料 3-3-5】 FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度）p.30（【資料 2-6-4】と同じ）

【資料 3-3-6】 聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<看護学部看護学科>

「教務委員会」が実施する「卒業時到達目標アンケート」は、看護学部カリキュラムを受講し終えた看護学部 4 年生の卒業時到達度に関する自己評価を問う内容であり、その結果を学内に通知することで、ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラム編成や各科目担当者の授業方法に関して改善すべき点を把握する機会としている。

「授業評価アンケート」は、学生からの授業に対する評価であるが、その結果により学生の学修理解度を知ることができ、自身の授業方法、授業内容のレベル等の改善に繋げる

機会としている。具体的には、「授業評価アンケート」の分析結果については、教務委員会で集計し、各質問の5段階評価の結果（全体平均との比較）及び学生の感想等の自由記述内容を各科目責任者にフィードバックしている【資料3-3-7】。各科目責任者は、評価結果に対する考察と課題（科目の現状・考察・問題点・次年度に向けての改善案等）について記述し、学生に公開、教育内容・方法及び学習指導等の改善に活用している。更に、平成28(2016)年度には、教学マネジメント委員会において、平成24(2012)～27(2015)年度の4年分の授業評価結果が上位10分の1に該当した7科目を「優秀授業」とし、当該科目の科目責任者を表彰するとともに、下位10分の1に該当した7科目は科目責任者に通知し改善を求めた【資料3-3-8】。

「FD・SD委員会」が実施する授業公開の際には、参観者が「授業公開評価用紙」にコメントを記載し提出するとともに、授業終了後の授業討論会に参加し、互いに意見交換することで、授業公開者及び授業参観者の教育方法の改善に役立てている【資料3-3-9】。

近年の本学学生の保健師・助産師・看護師の国家試験の結果を踏まえ、学内教職員からは低学年からの学修習慣確立の必要性に関する意見が出され、また、学生からも低学年からの学修支援に対する希望もあり、これらに応えるため、教学マネジメント委員会において学修支援体制を検討し、平成29(2017)年度より、低学年からの学修を支援する「学修支援室（準備室）」を立ち上げ学修会を開始、平成30(2018)年度に正式な学修支援室としてスタートした【資料3-3-10】。

平成30(2018)年3月卒業生の国家試験合格率は、看護師99.1%、保健師100%、助産師100%となり、全国平均を上回る結果となり、希望する進路へ予定通り進むことができた。今回の結果は、高学年を主に対象とする国家試験対策委員会等の従前からの取組みの成果が大きいと考えられるが、今回設置した学修支援室とも協働し、低学年から高学年までの支援により、今後も継続して高い合格率が維持できるよう支援内容の検討・改善を図っていく。

また低学年からの主体的学修姿勢の必要性や、国家試験模擬試験結果における「人体の構造と機能」に関する内容強化の必要性、更に他大学カリキュラムを分析した結果、当該内容時間数が他大学比で同等又は少ない結果となったこと等を踏まえ、平成29(2017)年度入学生から、1年次に主体的学修に関する動機付けを行う「初年次ゼミナールⅠ・Ⅱ」や「人体の構造と機能演習」を新設し、改善を図っている。

<看護学研究科>

資格取得及び就職の状況として、平成28(2016)～29(2017)年度修了生の進路状況及び専門看護師資格取得状況は【資料3-3-11】に示すとおりである。

学生による学修成果の点検・評価としては、「授業評価アンケート」【資料3-3-12】が挙げられる。当該アンケートは学生からの授業に対する評価であるが、その結果により学生の学修理解度や学生からの意見を知らることができ、自身の授業方法、授業内容のレベル等の改善に繋げる機会としている。平成29(2017)年度実績分に関しては、集計が終わり次第、科目責任者へ返却し改善に繋げる。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-7】 授業評価アンケート集計結果通知様式

【資料 3-3-8】 「優秀授業」「改善要請」通知文書

【資料 3-3-9】 FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度） p.30（【資料 2-6-4】 と同じ）

【資料 3-3-10】 学修支援室規程

【資料 3-3-11】 専門看護師資格取得状況

【資料 3-3-12】 看護学研究科授業評価アンケート様式

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価については、前述のとおり各種委員会において実施しており、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

今後は、各種委員会で実施している内容が委員会範囲内での取組みで終結しないように、必要な結果は全学的方針を検討する教学マネジメント委員会、運営会議等に報告し、全学的なポリシーを踏まえた点検評価を行い改善に繋げる方策を検討する。

上記については、教学マネジメント委員会、運営会議において本年 9 月までに検討する。

【基準 3 の自己評価】

建学の精神・教育目的を踏まえ、看護学部看護学科・看護学研究科ごとにディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、各科ともに単位認定基準、進級基準、修了認定基準を定め、厳正に適用している。

看護学部看護学科・看護学研究科ともに、教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即した独自の工夫・開発を実施しており、「カトリックの愛の精神」から導かれた人間の尊厳の尊重とケアリングを重視した看護基礎教育を基盤とし、看護実践能力の修得を重視したアクティブ・ラーニング等、教授内容・方法の工夫を実施し、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用している。

看護学部看護学科における学修成果の点検・評価は、三つのポリシーを踏まえ、学生による卒業時到達目標アンケート、目的学部としての国家試験模擬試験結果の分析、授業評価アンケート等を実施しており、当該アンケート結果を活用し教育方法の改善を目的とした「優秀授業」表彰、「改善要請」科目の通知を行っている。看護学研究科では、修士論文の計画・実施・成果発表において成果の点検・評価を実施している。また、看護学部看護学科・看護学研究科ともに進路状況・資格取得を重視し積極的な支援に取り組んでいる。

以上のことから、「基準 3 教育課程」を満たしていると判断する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、教育課程及び教学運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進などの重要事項について協議するとともに学内の必要な調整を行うため、学長を長とした教学マネジメント委員会を設置している【資料 4-1-1】。

教学マネジメント委員会での検討事項は、毎回の教授会冒頭及び全教職員を対象とした教職員連絡会議において、今後の大学方針として報告し、他の委員会とは位置づけを異にし、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制としている【資料 4-1-2】。

平成 28(2016)年度からは、教育改善、経営戦略等の大学運営に必要な各種情報の収集、蓄積及び調査分析を行うことにより、本学が大学運営の企画立案、意思決定を行う際の支援を行うことを目的とした IR (Institutional Research) 室を設置した【資料 4-1-3】。

更に、特命学長補佐の役職を設け、主たる実習施設である聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンターとの協働体制の構築及び平成 30(2018)年度に学則附置研究所として開設したロイアカデミア看護学研究センター関連事項について学長の補佐を行うものとし、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-1-1】 教学マネジメント委員会規程

【資料 4-1-2】 教授会資料表紙及び教職員連絡会議資料表紙

【資料 4-1-3】 IR (Institutional Research) 室規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立するため、学則第 41 条及び教授会の運営に関する規程第 5 条（大学院に関しては大学院学則第 11 条及び研究科教授会の運営に関する規程第 5 条）において、教授会は、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、学長と教授会の役割や両者の関係性を明確にしている。

また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育に関する重要な事項についても、上記規程において明示している【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】。

更に、教学マネジメントに関する PDCA サイクルを図式化し（図表 4-1-1）、全教職員を対象とした教職員連絡会議において説明することにより、学長、教学マネジメント委員会、

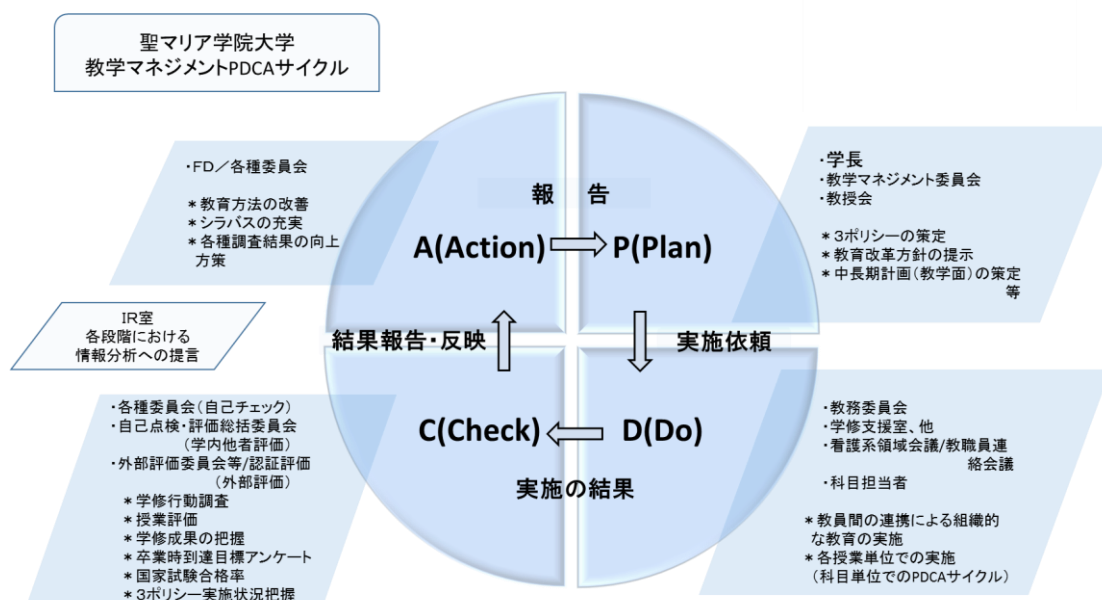
教授会、各種委員会等の学内 PDCA サイクルにおける役割の明確化とその周知を図った【資料 4-1-8】。

具体的には、(図表 4-1-1) に示すとおり、学長は、教学マネジメント委員会、教授会の意見を徴して、大学方針の決定を行い、その方針に基づく実施を関連する各種委員会等へ打診する。

各種委員会等は実施を行い、各種委員会自身による自己評価、自己点検・評価総括委員会における学内他者評価、外部評価委員会及び認証評価受審による外部評価、更に各種アンケート結果を踏まえ、各種委員会において改善策を策定し、必要と判断する事項については、教学マネジメント委員会（内容により教授会）へ報告する。

報告を受けた教学マネジメント委員会（長は学長：内容により教授会）は新たな大学方針を検討し、学長が決定する一連の流れ・責任体制を明確にした。

(図表 4-1-1) 聖マリア学院大学教学マネジメント PDCA サイクル



なお、新たに決定した大学方針の実現に向け、具体的検討が必要な際は、各種委員会の他、教学マネジメント委員会からの指示の下、教員及び事務職員によるワーキンググループを設定し検討を依頼することで、一部権限を分散、また多数の教職員が検討に参加することで全学的参画意識を高めている。

近年では、平成 29(2017)年度からの看護学部カリキュラム改正及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の改正、社会人を対象とした履修証明プログラム及び大学院カリキュラムの改正、学修支援組織の検討、グローバル・スタディーズコースの新設に関するワーキンググループなどが挙げられ、これらは本学の建学の精神、使命・目的を具現化させるための内容も含まれる【資料 4-1-9】。

ワーキンググループで審議された結果は、教学マネジメント委員会へ報告され、教学マネジメント委員会における審議を経て、教学マネジメント委員会の責任の下、教授会へ報告又は意見を徴し、学長が決定している。

また、平成 27(2015)年度より、教育理念に則り、高度な人材育成を目的とした教育改革を推進するための事業に対し、学長が学長裁量経費において支援・助成を行う「教育改革推進に係る助成制度」【資料 4-1-10】を設け、教職協働のもと【資料 4-1-11】に記載する取組みを実施し、教育改革・改善に取り組んでいる。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-1-4】 聖マリア学院大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 4-1-5】 教授会の運営に関する規程

【資料 4-1-6】 聖マリア学院大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 4-1-7】 研究科教授会の運営に関する規程

【資料 4-1-8】 教職員連絡会議議事録及び資料

【資料 4-1-9】 ワーキンググループへの検討依頼内容及びその構成員

【資料 4-1-10】 教育改革推進に係る助成制度規程

【資料 4-1-11】 教育改革推進助成事業一覧

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメント委員会規程では、学長を委員長とし、構成員を学部長、研究科長、教務部長、教学マネジメント担当事務職員としている。

教学マネジメント事務担当職員については、教務・企画系事務課長 2 人を委員として発令し、教職協働による教学マネジメント機能を構築している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記記載のとおり、内部質保証における各組織の役割・責任体制は明確化されており、教学マネジメントに関する PDCA サイクルを明確にしている。

今後、より学内の課題・状況を把握した上で教学マネジメント委員会、教授会による検討を踏まえ学長が大学方針を決定することを可能とするため、各種委員会から教学マネジメント等への報告内容及び時期を予め定め、より効果的な運用方法を構築するものとする。

上記については、教学マネジメント委員会において本年 9 月までに決定する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員採用及び昇任については、「聖マリア学院大学教員選考基準」「聖マリア学院

大学教員選考規程「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に規定している【資料 4-2-1】
【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】。

聖マリア学院大学教員選考基準第 1 条 1 号には、教員の基礎要件として、「本学の目的、使命を十分に理解し、この達成に誠実である者」とし、教育目的に即した教員の採用を行っている。また、同基準 2 条に「本学の教授、准教授、講師、助教、及び助手の資格は、学校教育法並びに大学設置基準の他、関係法令に定める資格基準を満たし、かつ別に定める「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」における各資格基準を満たすこととする。」と定め、法令に基づく採用を行っている。

採用手順については、聖マリア学院大学教員選考規程第 4 条に基づき、原則として公募により行い、同 5 条の選考委員会により候補適任者を選出、結果を教授会に報告している。

教授会においては、「教授会の運営に関する規程」第 5 条【資料 4-2-4】及び「研究科教授会の運営に関する規程」第 5 条【資料 4-2-5】に基づき審議ののち、学長へ意見を述べ学長が採否を決定している。昇任手順に関しては、教員の採用及び昇任に係る選考基準細則第 7 条により教科領域長の推薦を受けたのち、聖マリア学院大学教員選考規程を準用し同規程第 5 条の選考委員会にて適任の可否を判断し、結果を教授会に報告している。教授会においても採用時と同様に、教授会の運営に関する規程第 5 条及び研究科教授会の運営に関する規程第 5 条に基づき審議ののち、学長へ意見を述べ最終的に学長が昇任の採否を決定している。

平成 30(2018)年度 5 月 1 日現在の教員数は、以下の(図表 4-2-1)に示すとおりであり、大学設置基準及び大学院設置基準を上回る。また、本学看護学部は保健師学校・看護師学校、専攻科助産学専攻は助産師学校としての指定を受けているが、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく専任教員数を上回り、教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

(図表 4-2-1) 専任教員配置数と大学設置基準及び指定規則との比較
(看護学科、専攻科)

学部・専攻科名	専任教員数					助手	設置基準上 必要数		保・助・看指定 規則必要教員 数
	教授	准教授	講師	助教	計		教員数	教授数	
看護学部看護学科 (保健師・看護師学校)	12	4	8	8	32	4	19	10	11 (看 8・保 3)
専攻科助産学専攻 (助産師学校)	0	2	1	0	3	0			3
大学合計	12	6	9	8	35	4	19	10	14

(研究科)

研究科名	専任教員数			助手	設置基準上必要数	
	研究指導教員 (うち教授)	研究指導補 助教員	計		研究指導教員 (うち教授)	研究指導補助教員
大学院看護学研究科	13(10)	14	27	0	6(4)	6

[エビデンス集資料編]

- 【資料 4-2-1】 聖マリア学院大学教員選考基準
- 【資料 4-2-2】 聖マリア学院大学教員選考規程
- 【資料 4-2-3】 教員の採用及び昇任に係る選考基準細則
- 【資料 4-2-4】 教授会の運営に関する規程
- 【資料 4-2-5】 研究科教授会の運営に関する規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

従前より「FD・SD 委員会」【資料 4-2-6】として、組織的な取組みを実施しており、各年度の実績を「FD 活動報告書」【資料 4-2-7】として同委員会にて取りまとめている。平成 29(2017)年度版の同報告書より取組みを抜粋し、以下にその概要を示す。

- ①京都大学 学生総合支援センターの村田淳氏を招聘し、「発達障害のある学生に対する修学支援」に関する研修会の実施
- ②ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップへの委員派遣
- ③第 23 回大学コンソーシアム京都 FD フォーラムへの委員派遣
- ④教務委員会、学生委員会、FD・SD 委員会による合同連絡会を行い、各委員会が抱える課題を共有
- ⑤授業公開及び自主的な講義聴講の推進

以上に記載した取組みはすべて「教育内容・方法等の改善」に資すること」等を目的として、企画・実施したものである。

その他、FD・SD 委員会による企画とは別に、建学の精神や教育理念の具現化への理解を目的とした学校行事（「召命のつどい」や「合同クリスマス」）への参加や、「カトリックセンター」主催による教職員研修会（春季・夏季の年 2 回実施）を前年度に引き続き実施した。

これらの研修会や授業公開等は、原則、全教員を対象に開催しており、教育内容・方法の改善に向けた共通認識を持つ機会となっている。

さらに、上記②、③の参加型研修会へ派遣された教員にて、「教職員連絡会議」での研修内容の伝達講習が実施され、知識の共有へとつなげる取組みを行った。

本学では、授業改善につながる取組みとして、「教務委員会」による「授業評価アンケート」、「教学マネジメント委員会」における「教員活動状況評価」を実施している。

「授業評価アンケート」に関しては、基準 3-3 で述べたとおり教務委員会で集計し、各質問の 5 段階評価の平均値及び学生の感想等の自由記述内容を各科目責任者にフィードバックしている。各科目責任者は、評価結果に対する「科目の現状・考察・問題点・次年度に向けての改善案等」について記述し、学生に公開できる内容については公開し、教育内容・方法及び学習指導等の改善に活用している。

「教員活動状況評価」では、「教育」「研究」「社会・地域貢献」「大学運営」の 4 項目について自己評価形式で実施している。各教員から提出された自己評価を集計し、教員個々に対し、全体平均に対する各教員の位置づけを示した資料を返却し、大学全体の活性化を図るとともに、自由記載で記載された「教え方に関する独自の工夫」等に関しては全教員に結果を共有することで教育内容・方法の改善につなげている。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-6】FD・SD 委員会規程

【資料 4-2-7】FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度）（【資料 2-6-4】と同じ）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、教育目的及び教育課程に即した教員の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉分野の動向等を踏まえ、現在の小区分（看護専門分野）ごとの教員組織体制の見直しを検討し、看護を横断的に捉えることが可能な教員組織体制を検討する。

教員組織体制の検討については、「教学マネジメント委員会」において平成 30(2018)年度内に方向性を示す。

また、教育内容・方法等の改善を図るために、例えば授業公開や他者の講義聴講の推進等継続的に行うべき取組みに加え、学内のニーズを吸い上げ、その時々に応じた重点課題の解決を図るための取組みを併行してバランスよく行っていく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

「FD・SD 委員会」において、全学的な組織的取組みを行い、活動報告書【資料 4-3-1】としてその実績を取りまとめることにより、年次の振り返りを行い、改善的、継続的な活動へと繋げている。

以下、平成 29(2017)年度活動報告書より、活動項目を抜粋して示す。

- ①京都大学 村田淳氏を招聘しての研修会
「発達障害のある学生に対する修学支援」
- ②学外研修会への委員派遣
「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」
「第23回大学コンソーシアム京都 FD フォーラム」
- ③学内教職員による講話
「個人情報保護法の改正とそれに伴う倫理指針の改正」
- ④SD 研修会
「職員による主体的、主導的な業務改善への取組」
- ⑤他委員会との連携
「他委員会合同連絡会」
- ⑥学内での取組み報告
- ⑦授業公開及び自主的な講義聴講

他方で、大学職員としての組織マネジメント能力向上のため、各種セミナーへの派遣、更には長期的な大学アドミニストレーター育成の観点から、特定の履修コース・プログラムへの派遣など、課題別・職域別の、より実践的な研修に取り組んでいる【資料 4-3-2】。

また、教員の任期制に関する規則【資料 4-3-3】について、任期制雇用制度の適用対象職位を順次拡大してきた経緯があり、いわゆる成果主義、自己研鑽的な業務遂行の意識付けの醸成を図っている。

なお、より広義の職員研修の観点からは、前述（基準 1-2）のとおり、入学式、卒業式、召命のつどい、クリスマス等は、本学の教育理念や使命を具現化し理解するための催事としても位置付けられており、職員の参加を促している。更には、全職員参加の研修会（春季・夏季）を定期的で開催し、建学の精神である「カトリックの愛の精神」の継承と本学の構成員たる意識の向上に努めている。

これらのことから、評価視点であるところの、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への「取組み」という点においては、一定の取組み実績が認められるところ、しかしながら、各種研修を通しての果実、つまりは、結果としてどのように大学の運営に生かされているか、その本来の目的であるべき研修成果の評価へと視点を移していくことが、SD の実質化へ繋がっていくものと思われる。

この点に関しては、定例の教職員連絡会議において、研修内容の報告会として情報共有を図るのみならず、その成果をいかにして業務改善の取組みとするのか、具体的、建設的に提言を行う機会として位置付けた見直しに、平成 29(2017)年度より着手したところである【資料 4-3-4】。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-3-1】 FD 活動報告書第 12 号（平成 29 年度）（【資料 2-6-4】と同じ）

【資料 4-3-2】 各種セミナー・研修会等への派遣状況一覧

【資料 4-3-3】 教員の任期制に関する規則

【資料 4-3-4】 SD 研修会（出張報告による業務改善提案）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

単年度における網羅的、散発的な催事の実施のみならず、例えば、複数年度の経過評価を踏まえて、必要度の高い重点課題を掲げ集中的かつ効果的な課題解決を図る等、各種活動を通して、その本来の趣旨である改革、改善の度合い（結果）の評価へと繋げための取組みが望まれる。

そのためには、各種研修のフィードバックがどのように行われているか、また、改善の結果をどのような評価基準（数値化等）で表すのが適当か等、研修の実施そのものではなく、研修後の状況に関する評価に力点を置いた取組みが、より有効的であると思われ、競争的環境下、大学マネジメントを担い得る職員の養成として、人材育成の観点から中長期構想における研修計画の明確化を図る必要があるものと考えられる。

併せて、SD 活動の位置付けに関する考え方としては、通常の教育活動や学内行政活動と区分けされた特別な取組みということではなく、例えば、教育職員（教員）、事務職員が、その職種、職域、役職等に関わらず、各種委員会に発令され、広域的、横断的に大学運営業務への関わりを持つこと、例えば、大学における中長期事業計画の作成や見直しに際し、一部の役職者のみではなく、広く教職員の意見が反映される過程（大学全体の経営計画を達成するための個々人の役割や、日々の業務との連動性を認識する過程）を経ることで自身の業務範疇を自ら狭めることなく、マクロ的に自身の組織内役割を認識すること等、これら通常業務上における SD 的視点の意識付けを行うことが、大学構成員としての資質向上を図り、大学としての教育の質保証を担保する PDCA サイクルを好転させる契機と成り得るものと思われる。

以上のことから、FD・SD 委員会において短期的サイクル（1 年ごと）での恒常的活動、点検を継続していくことに加え、中長期サイクル（3 年～5 年ごと）での人材育成の視点から、学長が主導的役割を担い、次期 5 ヶ年間計画策定時に際し、本学におけるマネジメントスタッフの養成方針を具体的に明示する必要がある。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎等の側面からみる研究環境の整備と適切な運営・管理については、基準 2-5-①で既に記述しているとおりである。特に、平成 17(2005)年度以降、6 号館、大学院棟（7 号館）を新築、研究室の増室を行い、研究環境の充実を図ってきた。教員数 39 人（教授 12 人、准教授 6 人、講師 9 人、助教 8 人、助手 4 人）に対し、講師以上の教員に対し研

研究室 33 部屋（2 号館：約 21 m²×12 室、6 号館 2 階：約 20 m²×9 室、7 号館約 21 m²×12 室）を配置している。助教及び助手においては、6 号館 3 階に約 140 m²の部屋 2 室を配置しており、1 部屋に複数人の配置となるが、パーティションで分けた構造となっており、視覚的プライバシーに配慮した研究環境を提供している。更に室外には学生との面談スペースも設け、演習や実習の担当の比重が大きい助教・助手職の教員の研究環境を整えるように配慮している。なお、できる限り静かな環境を保つべく、学生が通常使用する教室から離れた場所に研究室を設けているが、学生に対しても、研究室を訪問する際や付近を通る際は注意を払うよう掲示等で周知している。

更に、大学院棟（7 号館）については、他の建物（2・3・6 号館）と連結しておらず、金丸川を挟んだ少し離れた場所に建設されているため、入退管理を IC カードで行うこととし、教職員は教職員カード、学生は学生証の携帯、非常勤講師や外部者は事務室で外来者用の IC カード貸出手続きを行わないと入棟できない構造とした。その他、大学院棟 5 階には生理運動実験等も可能な看護専用研究室や心理領域の研究の為の防音室、2 号館 2 階には小規模ながら生化学実験等も行える基礎実験室を配置している。更に、研究室に配置している教員ごとのデスクトップパソコン以外に、研究時の大量のデータ入力・処理のために、7 号館 5 階に大学院生と共用ではあるが、データ・解析処理の為の情報処理機器を配備した専用研究室を配置している。なお、同室には研究データ原票等の保管も行えるようにし、研究倫理（機密保持）にも対応出来るよう配慮した。

また、平成 29(2017)年 10 月には新図書館（St. Mary's Library）が開館し、図書館の収容可能冊数が約 10 万冊となり、研究活動を支援する環境がさらに整備された。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学組織倫理の上位概念である「カトリックの愛の精神」は、本法人の設立理念の中核を成すものである。平成 22(2010)年度に、より具体的な組織倫理に関する規程となる「学校法人聖マリア学院行動規範」【資料 4-4-1】を制定し、実践に努めてきた。研究倫理に関しても、開学以来、本学の教育・研究の運営や方向付けを実施しながら組織的に社会的責務を全うすべく努力を続けており、平成 28(2016)年度には「聖マリア学院大学学術研究活動における行動規範」【資料 4-4-2】を制定し、研究者が遵守すべき行動や姿勢をより明確に示している。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に基づき、関係諸規程やマニュアル等を整備・運用することにより研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止することを基本方針として掲げており【資料 4-4-3～12】、大学ホームページにも明示している（大学ホームページ 大学案内 学術研究）。学内の研究実施者（教員・大学院生）には定期的な研究倫理研修の受講を義務化しており、「研究倫理審査委員会」外部委員による研修会等を開催するなど、全学的な意識向上を図っている【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】。

また、「研究倫理審査委員会」にて「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省告示）等に基づく研究倫理審査が行われており、研究者は適宜審査を受け、承認を得てから研究を開始することとなっている【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】。

さらに、科学研究費補助金（以下、科研費）等の外部資金獲得者に対し、科研費の使用

ルールや関係諸規程等を周知するコンプライアンス説明会を開催し、公正な研究費使用の意識付けを図った【資料 4-4-17】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 4-4-1】 学校法人聖マリア学院行動規範
- 【資料 4-4-2】 聖マリア学院大学学術研究活動における行動規範
- 【資料 4-4-3】 聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針
- 【資料 4-4-4】 聖マリア学院大学における研究不正防止計画
- 【資料 4-4-5】 組織体制フロー図
- 【資料 4-4-6】 学校法人聖マリア学院公益通報に関する規則
- 【資料 4-4-7】 学校法人聖マリア学院リスク管理規程
- 【資料 4-4-8】 聖マリア学院大学科学研究費補助金経理事務取扱規程
- 【資料 4-4-9】 特定不正行為の告発から認定までの手続き（概要）
- 【資料 4-4-10】 聖マリア学院大学 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程
- 【資料 4-4-11】 公的研究費に係る内部監査実施手順（マニュアル）
- 【資料 4-4-12】 研究費利用マニュアル 平成 30 年度版
- 【資料 4-4-13】 研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-14】 研究倫理研修会 周知文
- 【資料 4-4-15】 研究倫理審査委員会の運営に関する内規
- 【資料 4-4-16】 研究倫理審査実施要領
- 【資料 4-4-17】 科研費等利用マニュアル 平成 30 年度版

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員研究費の配分額は、教授 75 万円、准教授 59 万円、講師・助教 47 万円、助手 30 万円となっており、職位に応じて適切に配分されている。また、前年度の研究費残高は次年度へ繰り延べし、利用できるようになってきている。さらに、下位職者が上位職者から研究費の配分を受けることができる制度を設け、中堅・若手研究者の研究活動支援に対する方策を講じている。

なお、従来は外部研究費を獲得した場合は、その同額（但し上限 100 万円）を本学より上乗せ支給することより、外部研究費獲得に対してインセンティブを働かせるように制度を整え数年経過した。幸い、外部研究費の獲得は順調に伸び、現在ではこの制度は不要になり廃止に至った。

科研費等の外部資金獲得においては、公募が開始される時期に、教職員連絡会議において、その年の変更点や注意事項を周知し、学部長による申請書の教員間による相互チェックの呼び掛けや、事務局による確認作業等、獲得への支援を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質保証の側面からみる研究環境の整備と適切な運営管理については、将来構想として、国の大学教育改革及び看護界の看護系人材養成の在り方の動向等を踏まえた中長期

的カリキュラム及び教員組織の見直しを行うこととし、その結果を踏まえた教員の適正配置を検討し、組織・研究活動の活性化を図っていく。

今後も横断的な研究支援体制や研究費枠の検証等の環境整備を進めていき、特に、中堅・若手教員に対する研究支援策の拡充を図り、研究活動の更なる活性化を行っていく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を行うため、教学マネジメント委員会及び IR 室の設置並びに特命名学長補佐の役職を設けるなど支援体制を構築し、また、学内教職員に対し、教学マネジメントに関する PDCA サイクルを図表化し説明することで全学的共通認識を図っている。

教員の採用・昇任に関しても規程に基づき適切な基準・手続きにより実施され、教員数に関しても大学及び大学院設置基準を満たしている。

また、FD・SD 委員会を設置し、教職員の資質・能力向上への取組みを組織的に実施している。

大学開学以来、快適な研究環境の提供を目指し、順次整備がなされている。平成 29(2017)年度は新図書館が開館し、さらなる学術機能の充実を図ることができた。

また、研究倫理に関する規程の整備も適切に行われており、研究者が遵守すべき行動や姿勢は明確に示されている。また、研究費の分配も適切になされており、十分に研究への支援がなされていると判断できる。

科研費獲得については、平成 29(2017)年度は申請者 16 人に対し 5 人が採択された（採択率 31%）ことから、獲得支援に対する学内の取組みが一定の成果を得たと考える。

以上のことから、「基準 4 教員・職員」を満たしていると判断する。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学の設置者である学校法人聖マリア学院は、「学校法人聖マリア学院寄附行為」第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、「カトリックの愛の精神」を基調とした学校教育を行い、篤実有能な人材を育成することを目的とする」と規定しており、法令遵守を明文化し、その他の諸規程と併せて堅実な経営に努めている。同様に「聖マリア学院大学学則」第1条においても、教育基本法及び学校教育法に則り、「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行うことを規定している【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。また、経営の規律と誠実性を維持するため、理事会並びに評議員会、そして教授会において、毎回「建学の精神」「教育理念」「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」「行動規範」（教授会のみ）を明示しており、大学構成員の自覚と責任ある行動を促している【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】。

「カトリックの愛の精神」という建学の精神に基づき、寄附行為を誠実に実行することで、社会からの要請に応えることができる教育機関として適切な運営を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-1-1】 学校法人聖マリア学院 寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-1-2】 聖マリア学院大学 学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 5-1-3】 日本カトリック学校としての自己点検評価基準

【資料 5-1-4】 学校法人聖マリア学院 行動規範

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の特色の一つとして、建学の精神を継承し大学の教育に浸透させるため「学院長」を置いている。学院に功労のあった者の中から理事会において選任し、建学の精神を継承し設置校の教育に浸透させることを目的としている。

また、大学の設置者である学校法人聖マリア学院における最高意思決定機関として理事会を、諮問機関として評議員会を設置しており、経営に関する重要事項を審議、決定している。

主たる実習施設である聖マリア病院及び聖マリアヘルスケアセンターとの協働体制の構築、及び学則附置研究所として開設したロイアカデミア看護学研究センター関連事項について、特命学長補佐の役職を設け、理事長を兼務している学長のサポート体制を強化した。

大学の使命・目的の実現に向けては、教授会（学部・研究科）や教学マネジメント委

員会などにて多角的に検討を重ねている【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-1-5】 学校法人聖マリア学院 組織規程

【資料 5-1-6】 教授会の運営に関する規程（看護学部看護学科、看護学研究科）

【資料 5-1-7】 教学マネジメント委員会規程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では法人として法令に定められている消防計画を策定し、防火管理業務について必要な事項を定め、火災や災害等の予防及び人命安全対策、並びに被害の極限防止を図っている。「リスク管理委員会」において様々な検討を行い、学生や教職員に携帯式の大地震対応マニュアルを配布、また学内に防災用掲示板を設置するなど災害時への啓蒙活動を行っている【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】。

ハラスメントについては、大学設置と同時に「聖マリア学院大学ハラスメント防止等に関する規程」が施行され、各種ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し、解決するための措置を定めている。ハラスメント防止に関する懲戒規定等を条文に明記する改正を行い、平成19(2007)年4月1日から施行している。この規程に基づき、学長を委員長とする「ハラスメント防止委員会」を設置している。学生への周知方法としては、入学時のオリエンテーションにおいて説明するとともに、学生便覧にも規程を掲載している【資料 5-1-13】。

その他、学内2ヶ所のAED(自動体外式除細動器)設置や外部カウンセラーによる学生への継続的なカウンセリングの実施など、安全なキャンパスライフを目指した取組みを行っている。

上記内容については、全学生に配布しているキャンパスライフサポートブック「M Pass」にも記載しており、広く周知している【資料 5-1-14】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-1-8】 学校法人聖マリア学院 消防計画

【資料 5-1-9】 学校法人聖マリア学院 リスク管理規程

【資料 5-1-10】 学校法人聖マリア学院 リスク管理委員会規程

【資料 5-1-11】 大地震対応マニュアル

【資料 5-1-12】 震災対応マニュアル（教職員向け）

【資料 5-1-13】 ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-14】 M Pass（【資料 2-2-6】と同じ）

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

引続き、経営と規律と誠実性を十分に保ち、大学の使命・目的を果たすべく、関係法令を遵守し、諸規程の整備や関連規則等の見直しを行っていく。また、学内外における危機管理や防災対策についても、地域や関係諸機関との連携を強化し、万が一の場合に備えた実効性のある対策を検討していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「学校法人聖マリア学院寄附行為」に基づき、法人における最高意思決定機関として理事会を、また諮問機関として評議員会を定期的に開催し、経営に関する重要事項を審議、決定している【資料 5-2-1】。

理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な運営について学識及び見識を有した理事で構成されており、6人以上8人以内と同第6条第1項第1号に規定され、現在6人が選任されている【資料 5-2-2】。

理事会は、寄附行為第16条に基づき開催、議決されており、理事が欠席する場合は、理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示すれば出席者とみなすこととしている。なお、理事会の委任出席を除く理事の出席状況は、平成27(2015)年度81.0%、平成28(2016)年度90.5%、平成29(2017)年度90.0%である。委任出席を加えると100%となり、適切である。書面による理事会並びに評議員会の開催はない【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】（図表 5-2-1）。

（図表 5-2-1） 理事会における理事の出席状況

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	6 / 7	6 / 7	5 / 7	6 / 7	6 / 7	7 / 7	6 / 7	7 / 7	5 / 6
実出席／定員数	6 / 7	6 / 7	5 / 7	6 / 7	6 / 7	7 / 7	6 / 7	7 / 7	5 / 6
出席率 (%)	85.7	85.7	71.4	85.7	85.7	100	85.7	100	83.3

また、教育研究及び管理運営に関する重要事項を協議するため「運営会議」を原則月1回開催している。同会議は理事長や学長（現在理事長が兼任）、学部長、研究科長（現在学部長が兼任）などで構成されており、教学部門と経営部門の意思疎通を図ることにより理事会機能を補佐している【資料 5-2-5】。

なお、理事会での決定事項等については、教授会で報告されるとともに、原則として教職員全員が出席する教職員連絡会議にて伝達される。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-2-1】 学校法人聖マリア学院 寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-2】 理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-2-3】 理事会、評議員会の前年度開催状況（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-2-4】 書面議決書（様式）

【資料 5-2-5】 学校法人聖マリア学院 運営会議規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き理事会の適切な開催・運営に努めるとともに、大学との情報共有を密にしながら、大学運営に資する学識と実績豊富な理事の選考に努めるなど、より戦略的な意思決定ができる体制を向上させる。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は「学校法人聖マリア学院寄附行為」第7条により理事に選任され、大学の代表として理事会に出席することで、法人と大学間の円滑なコミュニケーションに寄与している。現在、理事長が学長を兼務しており、法人及び大学における各管理運営機関の意思決定の円滑化に資していると言える。

評議員会の構成員として、学長を含む学内教職員6人が選任されており、大学の教学部門との連携や意見収集などが図られている【資料 5-3-1】。

また、教育研究及び管理運営に関する重要事項を協議するため設置した「運営会議」は、理事長、学院長、学長（現在理事長が兼任）、学部長、研究科長（現在学部長が兼任）、特命学長補佐、法人事務局長、及び事務部課長級2人にて組織されていることから、教学部門と経営部門の意思疎通を図るとともに、迅速かつ臨機応変な意思決定に貢献している【資料 5-3-2】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-3-1】 学校法人聖マリア学院 寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-3-2】 学校法人聖マリア学院 運営会議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会、評議員会、運営会議などの構成員が複数の組織に出席することで、情報交換や意思疎通に大きな役割を果たすとともに、相互チェックを機能させている【資料 5-3-3】。

また、「学校法人聖マリア学院寄附行為」第6条にて選任された監事は、現在2人が就任しており、その構成は税理士並びに他学校法人理事（法人本部長兼務）となっている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、毎回総括を行っており、ガバナンス機能の一翼を担っている。

評議員会は、寄附行為第20条に基づき理事長が召集し、理事長は、同第22条規定の重要事項について諮問するなど適切に開催しており、チェック機能を果たしている。

月1回開催される教職員連絡会議は、原則として教職員全員が出席することとなってお

り、教授会や各種学内委員会における報告連絡事項の周知による学内者の共通認識醸成に資するとともに、教職員側からの提案や情報発信ができる場にもなっている【資料 5-3-4】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-3-3】理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-3-4】教職員連絡会議議事録

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の相互コミュニケーションとガバナンスが引き続き適切に行われるよう、その橋渡しの役割を担っている「運営会議」について、今後はより機動的な組織として調整機能を発揮させていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 18(2006)年度に前身の聖マリア学院短期大学を改組転換し、4 年制の聖マリア学院大学として誕生した本学は、完成年度を迎えた平成 21(2009)年度より、本法人の中で唯一の設置校である。平成 22(2010) 年に設置した大学院看護学研究科（修士課程：2 年課程）、及び平成 25(2013)年に設置した専攻科助産学専攻（1 年課程）においては、年度より定員未充足があるものの、大学（看護学部看護学科）においては、開学時より今年度に至るまで、定員充足率 100%を超過し続けており、安定した財源を確保している【資料 5-4-1】。

また、本学では第三次 5 カ年計画として、平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度における中長期構想を策定している。その中で「経営基盤・組織の強化」を重点項目の一つとし、中期目標・計画として、安定的財政基盤の維持、充実のための単年度収支における厳格な予算管理並びに長期的戦略的ファイナンス・マネジメントやキャンパス環境の更なる整備・充実などを挙げている【資料 5-4-2】。

さらには、予想される校地取得に備えて第 2 号基本金も計画的に組入れており、将来計画に支障がないよう取り計らっている。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-4-1】学部、学科別在籍者数（【表 2-1】と同じ）

【資料 5-4-2】学校法人聖マリア学院 第三次 5 カ年計画

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 29(2017)年度における学校法人全体の事業活動収入計は、9 億 8,587 万円となった。主な支出項目としては、人件費 5 億 2,130 万円、教育研究経費 2 億 7,883 万円、管理経費 8,522 万円であり、事業活動支出計として 8 億 8,621 万円を計上した。また将来構想に係る校地取得計画に則り、第 2 号基本金も計画的に組入れており、大学の教育研究目的を達成するために必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているといえる【資料 5-4-3】。

また、図表 5-4-1 に示すとおり科学研究費助成事業をはじめとした外部研究費を例年数多く獲得しており、外部資金の導入の努力がなされている。

(図表 5-4-1) 外部研究費採択件数 (継続課題を含む)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担	代表	分担
科学研究費 (文科)	10	6	12	12	14	11	11	12	12	7
その他	2	3	5	3	2	2	1	1	0	0

なお、当該決算額を日本私立学校振興・共済事業団における「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 (法人全体)」で見た場合、トップランクの<A1>となっており、4 年制大学開学年度である平成 18(2006)年度と平成 29(2017)年度における主な財務比率を比較すると、人件費比率：55.3% → 52.9%、教育研究経費比率：25.6% → 28.3%、管理経費比率：8.9% → 8.6%、消費収支比率：90.1% → 89.9% (※新会計基準；基本金組入後収支比率) となった。すべて好転していることから、大学の教育研究の目的を達成しつつ健全な収支状況を維持・継続できていると考えられる【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-4-3】 各年度決算書 (【資料 F-11】と同じ)

【資料 5-4-4】 消費収支計算書関係比率 (【表 5-2】と同じ)

【資料 5-4-5】 事業活動収支計算書関係比率 (【表 5-3】と同じ)

【資料 5-4-6】 貸借対照表関係比率 (【表 5-6】と同じ)

【資料 5-4-7】 貸借対照表関係比率 (【表 5-7】と同じ)

【資料 5-4-8】 日本私立学校共済・事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

財政基盤安定化の継続が今後の課題となる。社会のニーズへのさらなる対応と他学との差別化を図り、引き続き学生定員の充足に努めていく。また、競争的外部資金の獲得や寄付金などの学生納付金以外の収入を安定的に確保できるよう、学内体制を構築した上、全

学を挙げて取り組むものとする。

また、学修環境整備を促進するため、将来的な支出増加に備えた新たな第2号基本金の組入計画を立案し、今後とも収入と支出のバランスを考慮した財政を目指すものとする。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、「学校法人会計基準」及び「学校法人聖マリア学院経理規程」をはじめとした学内諸規定に準拠した適正な会計処理を行っている。会計処理上、不明な点や判断が難しい場合については、本学の運営方針などを熟知し、また学校法人会計基準に精通している公認会計士や税理士に随時質問や相談をし、または日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターに照会し、その指導や助言をもとに、適切な処理に努めている【資料5-5-1】【資料5-5-2】【資料5-5-3】。

予算編成については、年内開催の理事会・評議員会において審議、決定される次年度における「予算編成方針」に基づき、3月理事会・評議員会にて当初予算を作成している。その後、前年度決算の確定や学生数などの人員確定を受けた補正予算を5月に編成し、予算執行の円滑化を図り、決算との乖離がないように努めている【資料5-5-4】。

[エビデンス集資料編]

【資料5-5-1】 学校法人聖マリア学院 経理規程

【資料5-5-2】 学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則

【資料5-5-3】 学校法人聖マリア学院 資金運用規程

【資料5-5-4】 平成30年度予算編成方針

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士による会計監査及び監事による監査、そして内部監査を実施している。公認会計士の監査は、毎年度、期中(9月)・期末(3月)・決算期(5月)の3回に分けて実施されており、「私立大学振興助成法」に基づくもののほか、法人運営全般についてその管理運営が適正に行われているか監査している【資料5-5-5】【資料5-5-6】。

また、法人の監事には外部者2人が就任している。専門性の高い実務経験者の立場から、それぞれ経理・管理運営の分野における豊富な経験を活かした監査を実施し、経理関係のみならず法人における各業務についても多角的な意見が述べられ、5月の決算期には「監査報告書」を作成している【資料5-5-7】。

さらに、監事は理事会並びに評議員会へも出席を常としている。学校法人の適切な業務

執行に対する監査役としても尽力しており、「監事よりの意見事項」として、毎回意見表明をしている。

決算時には、公認会計士と監事との意見交換会を毎年度実施しており、双方が緊密な連携を図る体制を整えている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 5-5-5】 独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-6】 内部監査報告書

【資料 5-5-7】 平成 29 年度監事監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準や関連法令の改正動向にも留意しながら、学内諸規程の適切な見直しを検討する。

また、経理・会計担当者の知識向上を図りながら、引き続き適正な会計処理を行うよう努めることとし、今後も一層の研鑽に励む。

〔基準 5 の自己評価〕

経営の規律と誠実性については、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法規を遵守し、寄附行為及び学内諸規程に基づき、適切に運営している。

また、理事会は寄附行為に従って適切に運営しており、運営会議に補佐機能を持たせることで、戦略的意思決定のための体制を確立している。

法人及び大学の管理運営は、理事会や評議員会、教授会等を通じて、理事長、学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定と適切な業務執行が行われている。

財務に関しては、主幹である看護学部の定員充足率は開学以来 100%を超えており、財務基盤が安定的に維持されている。借入金などの金融外部負債もなく、収支バランスも良好である。

会計については、「学校法人会計基準」や「学校法人聖マリア学院経理規程」などに従い、また、公認会計士の指導や指摘には真摯に対応しながら、適正な会計処理を行っている。

以上のことから、「基準 5 経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学学則第 1 条の目的を踏まえ、第 2 条において「本学は、その教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに改善に向けて努力する」と記載し、大学院学則第 3 条においても同様に自己点検・評価に関し規定している【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】。

自己点検・評価に関しては、自己点検・評価総括委員会を設け、その任務を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価、結果の公表及びこれに関連する事項を行う」としている。

自己点検・評価総括委員会では、管理運営専門委員会（「建学の精神・教育理念・教育の目的・目標」「教員組織・事務組織」「施設設備」「管理運営」「財政」「社会貢献・社会との連携」「国際交流」「自己点検・評価の組織体制」に関すること）、教育研究専門委員会（「教育研究上の組織」「教育研究の内容・方法と条件整備」「教育課程」「教育研究活動」「図書館及び図書等の資料・学術情報」に関すること）、学生専門委員会（「学生の受け入れ」「学生生活への配慮（就職活動支援等）」「個人情報保護」に関すること）を置き、関連する各種委員会との連携の下、自己点検・評価を行っている【資料 6-1-3】。

また、基準 4-1-②で記載のとおり教学マネジメントに関する PDCA サイクル（大学運営全体を含む）を図式化し、全教職員を対象とした教職員連絡会議において説明することにより、各種委員会における役割・責任を明確にし、大学全体としての共通認識を図っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記記載のとおり、学内における内部質保証体制は構築されている。

本学は、設立の経緯（母体となる聖マリア病院が地域からの要請に応じて設立）から、高等教育機関として地域貢献を果たし、地域の文化創造の一翼を担うことを目的とする地域密着型の大学を目指している。これらを踏まえ、平成 30(2018)年度からは、大学運営に関する内部質保証において地域の意見を反映できるよう、地元自治体、地元産業界からも外部評価委員としての参加を依頼し、地域の意見を踏まえた点検・評価を実施する。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-1-1】 聖マリア学院大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 6-1-2】 聖マリア学院大学大学院学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 6-1-3】 自己点検・評価総括委員会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、4-1-②で記載のとおり、第一次的には教務委員会、学生委員会、FD・SD 委員会など各種委員会において、6-2-②に記述する収集データ等も踏まえ、委員会業務内における課題の把握と、それら課題に基づき改善を図っている。

更に、自己点検・評価総括委員会において各種委員会と連携し、指定した基準項目について取組み状況の確認と、課題・改善方策の提示を求め、自己点検評価報告書として取り纏めている。なお、平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構の新基準（平成 30(2018)年度受審大学から適用）に基づき点検を行い、評価基準ごとに自己点検・評価総括委員会の各専門委員会（管理運営専門委員会・教育研究専門委員会・学生専門委員会）を設定し、責任体制を明確にした上で自己点検・評価を実施した。更に日本高等教育評価機構の基準と本学の自己点検・評価総括委員会規程における項目を比較し、不足する項目については、独自基準として自己点検評価を実施した【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】。

結果の共有に関しては、学内教職員に対しては全教職員を対象とした教職員連絡会議において「自己点検評価報告書」を配布し、取組み状況や課題の共有認識を行い【資料 6-2-3】、学外者に対しては、「自己点検評価報告書」及び「大学機関別認証評価・評価報告書及び自己評価報告書（平成 23(2011)年度受審）」をホームページにおいて公表している【資料 6-2-4】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 6-2-1】 自己点検・評価総括委員会規程

【資料 6-2-2】 平成 28 年度自己点検評価報告書における評価項目と自己点検・評価総括委員会における担当専門委員会

【資料 6-2-3】 教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）

【資料 6-2-4】 大学ホームページ（自己点検評価報告書、大学機関別認証評価
掲示箇所）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

各種情報・データの収集、分析は各種委員会が中心となり実施している。具体的には、

基準 2-6（学生の意見・要望への対応）、基準 3-3（学修成果の点検・評価）において記載した、卒業時到達目標アンケート、授業評価アンケート、学修行動調査、学生満足度調査及び入試区分別成績比較等の入試関連分析などが挙げられる。

平成 28(2016)年度からは IR 室を設置し【資料 6-2-5】、各種委員会における IR を活用した調査・分析の支援を行う体制を整えている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 6-2-5】 IR (Institutional Research) 室規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学内の諸活動に関する情報の収集・分析に関しては、関連する各種委員会及び IR 室で実施している。

今以上に各種委員会等が有効に情報分析を行い、委員会自身の改善の他、学長が大学運営の方針を決定する際の支援を可能とするためには、教職員が IR に関する認識と知識（有効な分析を行うための視点・手法）を身につけることが重要である。

これらに対応するため、平成 30(2018)年度より、IR 室が主体となり IR に関する人材育成プログラムを開始する。実施初年度となる平成 30(2018)年度は IR 室員（室員は IR 室以外の各種委員会にも所属）を対象に実施する。

IR を有効に活用するための視点と手法を身に付けることにより、大学全体として IR を活用する土台作り及び意識向上を図る。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、小規模大学（1 学科、1 専攻科、1 研究科）であることから、自己点検・評価総括委員会をはじめ、学内委員会等の組織は、学部、専攻科、研究科単位でなく大学全体としての組織としている（ただし、教授会については研究科教授会を実施）。また、学科に特化した課題検討や情報交換を行うため、平成 29(2017)年度より任意組織として看護系教員（教授・准教授）を構成員とした看護系領域会議を実施している。

前述、基準 4-1-②（図表 4-1-1）に記載のとおり、内部質保証に関する PDCA サイクルを図式化し教職員連絡会議で通知することにより教職員の共通理解の下、責任・役割体制を明確化している。

具体的取組みとしては、6-2-①において記載のとおり、自己点検・評価総括委員会にお

いて各種委員会と連携の下、自己点検評価報告書を作成し、全教職員を対象とした教職員連絡会議において説明を実施。全教職員への説明に際しては、自己点検報告書における「改善・向上方策（将来計画）」に記載されている事項について、所管の委員会等学内組織における改善を求め、PDCA サイクルを稼働させることにより次回自己点検報告書までの改善を促している【資料 6-3-1】。

また、本学では基準 1-2-③において記載のとおり、「教育の質保証」「学生支援策の充実」「入試改革の推進」「社会連携」「経営基盤・組織の強化」の 5 項目について第三次 5 カ年年計画（平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度）を作成している。更に 5 カ年計画に基づき、毎年、各委員会において、年度単位での実施計画、実施報告、更にその結果を踏まえた年度事業計画を立てることにより中長期的計画を踏まえた改善・向上を図り、内部質保証を機能させている。なお、中長期計画及び年度単位での実施計画、実施報告、事業計画については、教職員連絡会議において報告し、教職員の共通認識を図っている。【資料 6-3-2】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 6-3-1】 教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）

【資料 6-3-2】 教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 7 月 12 日資料）

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記記載のとおり、内部質保証のための各組織の役割・責任体制は明確化され、全教職員を対象とした教職員連絡会議で周知することで共通認識化されている。

平成 32（2020）年度から始まる第四次 5 カ年計画の策定に向け、前述の基準 4-1-②（図表 4-1-1）の内部質保証に関する PDCA サイクルを十分に稼働させ、全教職員がそれぞれの役割と責任を果たし、参画意識を持ち、学長のリーダーシップの下、新たな 5 カ年計画を策定するものとする。そのためにも、学長が次期 5 カ年計画の策定を含め、大学方針を決定するにあたり、学内の状況・課題、また各種委員会における改善策・改革案などに関する情報を得た上で決定ができるよう、教学マネジメント委員会・運営会議において、前述の図式化した PDCA サイクルをより効果的に機能させる、その運用システムの詳細を検討する。また、基準 1-2-①；使命・目的において記載した、教職員の建学の精神に基づく教育理念の共通理解を基盤とし、三つのポリシーを踏まえた内部質保証となるよう留意する。

また、大学におけるガバナンス改革の観点から、新たな取組みとして、特に米国において採用されている理事会・評議員会の意向を受け、その施策化を図るための全学的、組織横断的な調整機能を担う役職としての「プロボスト (Provost)」の制度導入の検討を始め、実際に導入を行っている米国ロサンゼルス Mount Saint Mary's University を本年 6 月に訪問、情報の収集を行う予定である。

【基準 6 の自己評価】

本学では、学則第 2 条及び大学院学則第 3 条において自己点検・評価に関し規定し、また、自己点検・評価総括委員会を設け、各種委員会と連携の下、自己点検・評価を実施し

ている。また、内部質保証に関する PDCA サイクルを図式化し教職員連絡会議で説明することにより、全学的共通認識を図っている。

IR に関しては、IR の活用を促進するため、平成 30(2018)年度より IR 室が主体となり、IR 人材育成プログラムを開始し、大学全体として IR を活用する土台作り、意識向上に取り掛かっている。

自己点検・評価し取りまとめた自己点検評価報告書は、学内向けには教職員連絡会議で全教職員に説明し、課題の共通認識を図り、次回報告書作成時までの改善を促している。また、学外向けには大学ホームページにおいて自己点検評価報告書及び大学機関別認証評価・評価報告書及び自己評価報告書（平成 23(2011)年度受審）を公表している。

中長期計画に基づく内部質保証に関しても教職員連絡会議で説明することにより全教職員の共通認識を図り、また、年度単位での実施報告を作成、更に進捗状況を踏まえた年度計画を立てることにより、改善を意識した自己点検・評価としている。

以上のことから、「基準 6 内部質保証」を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・社会との連携

A-1 地域貢献の方針と体制

A-1-① 地域貢献に関する方針の明確化

A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域貢献に関する方針の明確化

建学の精神、教育理念の下、本学の構成員（役員、教職員）として、その日々の活動における倫理的指針を「行動規範」として明文化し、条項の一つとして「地域連携・社会貢献」への積極的な取り組み姿勢を掲げるとともに、理事会、評議員会、並びに教授会、教職員全体会議において、都度、提示し、反復的な周知を行っている【資料 A-1-1】。

また、本学の中長期事業構想（第三次 5 ヶ年計画／平成 27(2015)～平成 31(2019)）においては、重点的に取り組むべき五つの課題項目として、教育の質保証、学生支援策の充実、入試改革の推進、経営基盤・組織の強化、これらに並び、社会連携を位置付け、大学として組織的な社会参加の推進、地域貢献への寄与方針を明確化している【資料 A-1-2】。

加えて、任期制雇用を前提とした教員の任用・昇任に際しては、その選考基準として、教育研究活動状況と併せ、社会貢献への取り組みを必須要件とする規程へと改め、教育研究成果を地域社会へ還元する意識改革を醸成している【資料 A-1-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料 A-1-1】 行動規範

【資料 A-1-2】 中長期構想（第三次 5 ヶ年計画）

【資料 A-1-3】 教員の採用及び昇任に係る選考基準細則

A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

本学において、広く社会連携に関わる活動への取り組みは、開学（既設短大からの改組）当初より「地域貢献・国際交流委員会」を所轄組織とし、全学的な取り組み方針の明確化を行うことで、積極的な対外的交流・地域貢献活動への方向付けを行った。

その後、組織的な地域貢献、社会連携への取り組み強化のため、既存の「地域貢献・国際交流委員会」を発展的に分離・独立させる形で、平成 20(2008)年度より社会連携活動に特化した「地域貢献・公開講座委員会」を設置、これを基に、平成 28(2016)年度、広報、大学間連携等を含めた地域貢献事業を包括的に掌握するための組織改編を行い、「地域貢献センター」として改組・発足、学内横断的な組織下での運用を図っている。

これらのことから、本学においては社会連携を推進・所轄する学内組織を発展的に改組しながら、より積極的な活動体制の構築へ向けた取り組みを継続的に推進してきた経緯があり、国際交流事業（後掲：基準 B）と併せ、本学の特色ある事業展開の一つとして地域貢

献事業を挙げることができる。

なお、本学内における各種委員会の発令については、慣例的に教員（教育職員）中心とし、事務職員は補佐的に事務取扱を担当する委員会構成傾向にあったところ、いわゆる教職協働の観点から、教員、事務職員ともに委員会の正規構成員としての発令に改めてきた経緯があり、地域貢献事業の推進に際しても、相当人数の事務職員を委員会発令し、教員、事務職員が相互に主体的な取組みを行う組織体制としての動機付けを図っている【資料 A-1-4】。

また、本学の中長期事業構想（第三次 5 ヶ年計画／平成 27(2015)～平成 31(2019)）における重点項目の一つとして明示される、地域貢献・社会連携に係る取組みについては、定例的に学内所轄委員会において、その取組み内容の点検・評価を行い、理事会へ報告することにより、見直し、改善へと繋げている【資料 A-1-5】。

[エビデンス集資料編]

【資料 A-1-4】 地域貢献センター発令書

【資料 A-1-5】 中長期構想（第三次 5 ヶ年計画）進捗状況

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、社会貢献への取組みに関する方針化については、本学における主要事業の一環として中長期事業計画に位置付けられており、また、組織体制の明確化については、所轄組織としての地域貢献センターが設置されている。

今後、より組織的な活動へ向けた方策として、対外的なネットワークの充実、例えば、行政や非営利活動法人、一般企業等との連携事業への取組みの再構築、また、その活動方針の策定については、例えば、短期・中長期別の到達目標の設定や重点的活動項目の明示等、より具体的な方針化の必要があると考えられる。

このことについては、所轄組織である地域貢献センターにおいて、本学の中長期事業構想（第三次 5 ヶ年計画／平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度）に基づく年度事業計画の立案時に際し、項目別あるいは進捗度別の活動計画として具体化していくことが必要となる。

A-2 地域貢献への取組み

A-2-① 大学の人的・物的資源の社会への還元

A-2-② 生涯学修支援

A-2-③ ボランティア活動等

A-2-④ 大学間等の機関連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学の人的・物的資源の社会への還元

- ア>まちなか保健室事業（健康相談）の継続
- イ>行政や各種団体へ専門家委員としての教員の派遣等
- ウ>図書館の開放

行政機関（久留米市）との包括的事業連携協定に基づく取組みの一環として、市内商店街の空き店舗活用事業の運営委託を受け、平成 21(2009)年、商店街の一角に地域住民のための健康相談窓口を開設し、本学教員（看護師、保健師、及び助産師等の有資格者）が、健康管理への助言、様々な疾病相談に応じるとともに本学看護学生の学外活動の場として運用中である【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】。高齢化が進む地方都市において、市民の憩いの場、繋がり場として、中心市街地における交流スペースを提供しており、行政が進めるコンパクトシティー構想の一端を担いつつ、大学と行政がそれぞれの人的・物的資源を提供し合うことで、地域住民、特に高齢者や障がい者等へ対する相談窓口的役割として、地域社会に根差した活動を継続している。

また、行政機関等からの要請に基づく、保健・医療・福祉分野を中心とした各種専門委員会等における本学教員の派遣についても、従前からの連携体制の下、継続的な協力支援を行っている【資料 A-2-3】。

なお、平成 29(2017)年に竣工した新図書館棟の設計施工に際しては、近接する県営河川の遊歩道整備事業、市営道路の改修工事期と前後し、本学の正門通用路（北側構内）施工・植栽事業計画との一体的整備を行うことで、近隣区域の景観向上に資するとともに、新築の図書館棟運用については、市民へも開放している【資料 A-2-4】。

[エビデンス集資料編]

- 【資料 A-2-1】久留米市との包括事業協定書
- 【資料 A-2-2】まちなか保健室 ほっとステーションマリア
- 【資料 A-2-3】専門家委員としての教員派遣等の状況
- 【資料 A-2-4】図書館利用案内

A-2-② 生涯学修支援

地域住民を対象とした公開講座の開催については、年度ごとのテーマ（主に保健・医療・福祉に係る内容）を設定し、数回にわたるシリーズ企画として立案、開催している【資料 A-2-5】。開催内容に関しては、実施後の受講者アンケート【資料 A-2-6】に基づき、より地域社会のニーズにあったものとなるよう、定期的な見直しを行っている。

グループ法人である聖マリア病院等との共催による聖マリア医学会学術集会については、従前から年間学事計画として位置付け、これまでに通算 68 回の開催実績を有し、現在も定例的に開催されている【資料 A-2-7】。

他方で、平成 29(2017)年度からの新規事業において、いわゆる「履修証明プログラム（学校教育法第 105 条）」として、社会人を対象とした「EBM データ解析プログラム」を開講

し、保健・医療・福祉の現場における疫学的実践力を養うことを目的に、疫学・統計の知識に基づいた科学的分析思考と、コンピュータを用いた解析技術を教授している【資料 A-2-8】。

本学に社会人を積極的に受入れることにより、大学としての社会貢献をより一層進めるものである。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 A-2-5】 公開講座の開催要項（平成 29 年度）

【資料 A-2-6】 公開講座受講者アンケート（平成 29 年度）

【資料 A-2-7】 聖マリア医学会学術集会の開催資料

【資料 A-2-8】 履修証明プログラム関係資料

A-2-③ ボランティア活動等

近年相次ぐ大規模災害（東日本大震災／平成 23 年、熊本地震／平成 28(2016)年、九州北部豪雨／平成 29(2017)年）に際しては、その被害の甚大さに鑑み、グループ法人（聖マリア病院等）との協働支援体制を含め、本学の看護学生並びに教職員の自主的な活動を支援する形で、義援金としての募金活動、被災地への看護専門職者（看護師、保健師、助産師資格を有する本学教員）や看護学生の派遣等、ボランティア活動への取組みを継続的に行っている【資料 A-2-9】【資料 A-2-10】【資料 A-2-11】。加えて、これらの様々なボランティア活動については、実施後に参加者が活動内容を取りまとめ、学内外への情報発信・共有を行うことで、これまでの活動を振り返り、より現地の要請に基づく活動への見直しへと繋げる機会としており【資料 A-2-10】、継続的、組織的、かつ改善的な取組みに努めている。

なお、本学においては、カリキュラム上の学部 1 年次選択科目に「サービス・ラーニング」を開講し【資料 A-2-12】、建学の精神である「カトリックの愛の精神」を実践する機会としてもボランティア活動を位置付けており、前記の災害支援活動を含め、地域社会での日々の様々な奉仕活動を通して、思いやりや信頼、他者へ向かう愛（アガペー）、これらの実践的な学びの場としている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 A-2-9】 東日本大震災被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）

【資料 A-2-10】 熊本地震被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）

【資料 A-2-11】 九州北部豪雨被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA／抄）

【資料 A-2-12】 シラバス（授業科目概要「サービス・ラーニング」）（【資料 F-12】と同じ）

A-2-④ 大学間等の機関連携

本学においては、関係する各機関・団体等との連携体制により、それらの機関等との補完的な関わりを通して、広く社会貢献に取り組んでいる。

現在における主たる連携機関や活動等については、以下に示すとおりである。

- ア>大学間連携における協働事業展開【資料 A-2-13】
 - －1.久留米市内高等教育機関コンソーシアム
 - －2.九州沖縄地区看護大学コンソーシアム
- イ>久留米市との各種連携事業等【資料 A-2-14】
 - －3.学術研究都市づくり推進協議会への参画
 - －4.久留米市セーフコミュニティ推進協議会への参画
 - －5.地域の防災機能としての大学施設の供用（大規模災害時の避難施設）
- ウ>高大連携（特にカトリック教育）の観点からの系属校協定【資料 A-2-15】
- エ>障がい児を持つ家族間のネットワーク構築支援事業【資料 A-2-16】
- オ>リサイクル活動を通じた社会貢献【資料 A-2-17】
- カ>外部評価委員会（行政、企業）【資料 A-2-18】

[エビデンス集資料編]

【資料 A-2-13】 大学間コンソーシアム活動

高等教育コンソーシアム久留米
ケアリングアイランド九州沖縄大学コンソーシアム
多価値尊重社会の実現に寄与する学生を養成する教育共同体の構築

【資料 A-2-14】 久留米市との各種連携事業等

久留米学術研究都市づくり推進協議会
久留米市セーフコミュニティ推進協議会メンバー表
地域の防災機能としての大学施設の供用（災害時指定避難所）

【資料 A-2-15】 明光学園中学校・高等学校との系属校協定書

【資料 A-2-16】 厚生労働省委託事業「平成 29 年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」分科会「輪をつくろう」事業関係資料

【資料 A-2-17】 リサイクル活動を通じた社会貢献事業

【資料 A-2-18】 外部評価委員会規程

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携、地域貢献の取組みについては、これまで組織的かつ継続的な取組みの成果が認められ、本学における特色ある活動の一つとして、前述のとおり一定の実績を有してきたものと考えられる。

一方で現状において、事業内容・項目が経過的に拡大化、分散化する傾向にあり、今後、将来にわたっては、大学の中長期事業計画における社会連携事業を、より具体的に項目化することで、それぞれの取組みが総花的ではなく、一貫した教育理念の下で重点的あるいは選択的に実施され、本学の教育研究との連動性、還元性が担保されるような改善・向上へと繋がっていくことが期待される。

そのためには、地域貢献センターにおいて、本学の中長期事業構想（第三次 5 ヶ年計画／平成 27(2015)～平成 31(2019)）の最終事業年度に際し、中長期計画の重点項目の一つとして位置付けられている社会連携への取組みに関するその総括と達成度評価を行い、次

期中長期事業構想へと改善的に継続されていくことが必要となる。

【基準 A の自己評価】

社会貢献・社会との連携に関しては、大学構成員としての「行動規範」や大学における「中長期事業構想（第三次 5 カ年計画）」に項目として位置付けられた上で、事業推進を担う地域貢献センターが設置されており、その方針化と組織化が明確となっている。

また、実際の取組み内容については、大学が有する人的、物的資源を社会へ広く還元する形で、保健・医療・福祉分野を中心に、地域のニーズに応じた継続的な活動が認められる。

以上のことから「基準 A 社会貢献・社会との連携」を満たしていると判断する。

基準 B. 国際交流

B-1 国際交流の方針と体制

B-1-① 国際交流に関する方針の明確化

B-1-② 国際交流を円滑に進めるための組織体制の明確化

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 国際交流に関する方針の明確化

本学は、国際交流委員会を設置している。当委員会では、「カトリックの愛の精神に基づき、本学の教育・研究両面における国際協力を推進すること」を目標と設定し【資料 B-1-1】、カトリック系看護大学との連携を基盤とした学生・教職員の相互交流、JICA 青年研修事業母子保健事業に対する全学的な取り組み、広報紙である国際交流だよりの発刊を継続した。

国際交流委員会では、上記のとおり方針が明確化されており、その下で国際交流事業を展開している。

[エビデンス集資料編]

【資料 B-1-1】 国際交流委員会規程

B-1-② 国際交流を円滑に進めるための組織体制の明確化

国際交流推進のため、国際交流委員会を学長、学部長、研究科長、その他学長の指名した者から組織し、国際交流事業の運営にあたっている（国際交流委員会規程第 5 条）。必要に応じ、グループ法人である社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院、NPO 法人 ISAPH と連携、協力のもと、円滑に事業が実施できる体制を整えている（グループ法人については別紙【資料 B-1-2】を参照）。

国際交流委員会が組織化、グループ法人間の連携等、国際交流を円滑に進めるための組織は明確化されている。

[エビデンス集資料編]

【資料 B-1-2】 グループ法人一覧

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり国際交流の方針、組織体制については明確化されている。今後、方針や組織体制について変更が必要となった場合は、運営会議、国際交流委員会等で検討することとする。

B-2 国際交流への取り組み

B-2-① 大学組織としての国際交流

B-2-② 教職員の国際交流

B-2-③ 学生の国際交流

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 大学組織としての国際交流

古くは聖マリア病院付属の看護専門学校時代から、同病院の先進的な国際交流事業に参画し、約 30 年以上の国際交流の実績を持つ。我が国の保健医療の分野において、国際を標榜する学部・学科が無い頃の平成 2(1990)年 4 月に、本学の前身である聖マリア学院短期大学専攻科地域看護学専攻に国際看護コースを設置した。JICA のエジプト・カイロ小児病院からの研修員の受入れに続き、教員をパキスタンに長期派遣した。これに先立ち、米国・ロサンゼルス Mount St. Mary's College (現 Mount Saint Mary's University)、及びハワイ・ホノルル St. Francis Medical Center と姉妹大学や姉妹施設の提携を行った。加えて、韓国・ソウルカトリック医科大学 (現 The Catholic University of Korea) とも姉妹大学提携を行い、米国や韓国に学生や教員の派遣・交流を行った。これらの国際交流は、現在の聖マリア学院大学においても継続され、平成 30(2018)年度に交流 30 周年を迎える。

現在、韓国のカトリック大学のグループとは、6 大学と姉妹大学提携を結んでおり、韓国カトリック大学、インチョンカトリック大学及びプサンカトリック大学の看護学部の学生の研修を受け入れている。当初からの日韓カトリック看護大学間の交流は継続し、日本側のカトリック看護大学の参加も得て、平成 30(2018)年 6 月、韓国側より 8 大学の看護大学長の参加のもと、日韓カトリック看護大学協議会を開催する予定である。また一昨年度より、韓国カトリック系大学協議会主催のフランシスコプログラムの下、日韓のカトリック大学が連携し、学生の共同ボランティアプログラムがスタートされた。更に本年度は、台湾のカトリック大学も参加し、アジアにおける学生のボランティアプログラムとカトリック大学の連携・交流強化が進められることとなった。

以上の他に、JICA による教員の中南米への長期派遣や、同青年研修事業母子保健事業の研修生 (現在はアフリカ諸国より) の受け入れ、新たな姉妹大学提携をタイの St. Louis College、フィリピンの Canossa College 及び Xavier University と締結を行った。これらの姉妹大学や、聖マリアグループの聖マリア病院国際事業部及びグループ法人で国際協力活動を行っている NPO 法人 ISAPH の協力も得て、本学・看護学部の国際看護コース学生の海外臨地実習をフィリピン、ラオス、タイで実施できる体制を構築している。

昨年度には、ASEACCU (The Association of Southeast and East Asia Catholic Colleges and Universities) に加盟を行い、ASEAN 諸国の多くのカトリック大学と学生の交流を更に強化した。

直近の具体例は以下のとおりである。

平成 29(2017)年 7 月 3 日から 7 月 7 日までプサンカトリック大学 (学生 10 人、引率教員 1 人)、平成 30(2018)年 1 月 14 日から 1 月 19 日まで韓国カトリック大学 (学生 10 人、引率教員 2 人)・インチョンカトリック大学 (学生 2 人、引率教員 1 人) からの研修生を受け入れ、本学及び聖マリア病院での実習を行っている。

平成 29(2017)年 8 月 16 日から 8 月 23 日まで、第 2 回フランシスコボランティアキャンプが長崎・福岡で行われ、日本、韓国、台湾、タイのカトリック系大学から学生 49 人（日本 21 人、韓国 23 人、台湾 3 人、タイ 2 人）及び教職員が参加した。日本側の担当大学である本学からは、学生 9 人のほか教職員 13 人、聖マリア病院から 3 人がスタッフとして参加した。

なお、同キャンプ開催中に、参加大学の総長、学長が一同に会し、相互の交流を図っている。

本学は、平成 29(2017)年 10 月に東南・東アジアカトリック大学連盟（ASEACCU）への加盟が認められ、当該地域での大学間交流を促進する基盤を構築している。

平成 29(2017)年 11 月 8 日から 11 月 20 日には、JICA「青年研修事業母子保健実施管理コース」において、アフリカ 6 カ国からの研修生 11 人を大学として受け入れ、開発途上国の母子保健の向上に一定の役割を果たしている。

平成 30(2018)年 1 月 18 日には ISAPH 事業に関連し、ラオスの関係者 5 人（カムアン県保健局長、サイブートン郡保健局長、同郡保健局長、ISAPH スタッフ 2 人）が本学を訪問している。

また、平成 30(2018)年 3 月 11 日から 3 月 18 日まで、姉妹校の見学・交流を目的の一つとしたアメリカ研修旅行を実施し、姉妹校提携に基づく、相互交流の促進が図られている。

B-2-② 教職員の国際交流

教職員の国際交流としては、例年 7 月のプサンカトリック大学、1 月の韓国カトリック大学・インチョンカトリック大学の日本実習（本学、聖マリア病院）に合わせ実施している。平成 29(2017)年度は、ランチョンミーティングを開催し、双方の教職員が情報交換を行い、交流を深めた。

JICA 研修生については、教職員連絡会議において、研修生と本学教職員との間で交流の場を設けた。また、最終日の茶話会において、学院長、助産学領域の教員と助産学専攻の学生による骨盤位分娩の介助方法のデモンストレーションを行い、交流を深めた。

第 2 回フランシスコボランティアキャンプでは、全体の統括だけではなく、各班の引率・監督まで各国の混合チームが結成され、各国のスタッフが協働で運営に当たることで交流の機会が図られている。

本学国際看護コースのフィールドスタディ時には、受け入れ大学、修道女会との意見交換、情報収集を引率担当者に加え本学教員 1 人が行った。

平成 29(2017)年 10 月には本学教員が姉妹校である St. Louis College 及び St. Louis Hospital を訪問し、親善交流を行っている。

B-2-③ 学生の国際交流

学生の国際交流としては、例年 7 月のプサンカトリック大学、1 月の韓国カトリック大学・インチョンカトリック大学より学生の日本実習に合わせ実施している。平成 29(2017)年度は、交流会を学生が中心となって企画・実施したところ、委員の学生以外にも参加があり、交流の場として一定の成果をあげていると言える。

また、フランシスコボランティアキャンプに9人の学生が参加し、開催地の長崎・福岡において様々なボランティア活動に従事した。その際、国籍をまたいだ学生の混合チームが結成され、相互の学生の密な交流が行われた。また、同キャンプ終了後、タイの St. Louis College の学生2人を本学に招待し、交流を促進した。

11月には、学院祭において「ナースィング・キャリアカフェ」を開催し、アフリカ6カ国からの助産師や看護師である JICA 研修生をスペシャリストとして迎え、出身地域や国の状況、母国の過酷な状況下での母子保健活動について学生たちに紹介を行い、交流を図った。本学から学生20人、教職員18人の他、一般参加で5人の参加があった。

平成29(2017)年度のアメリカ研修旅行には12人の学生が参加し、姉妹校である Mount Saint Mary's University をはじめ現地の病院やホスピスなどの見学や学生との交流を行った。

本学国際看護コースの学生については、「フィールドスタディ I」(フィリピン)において現地を訪問し、実習を実施した(8月)。また、大学院生が同実習に同行し、カノッサ大学・カノッサ修道女会の活動に参加。助産師として交流を行った。

聖マリア病院が実施している JICA 病院経営(C)コースの研修生と1年生、2年生の学生が、講義の中(1年生は11月15日、2年生は11月22日)で研修生の出身国の紹介を基に意見交換を行うことで、相互理解を深めた。

以上のように、学生が参加できる国際交流の行事も設定され、学生が主体的に運営する交流会等も開催している。

(3) B-2 の改善・向上方策(将来計画)

大学組織としての国際交流は活発に推進されている。その中で、教職員の国際交流及び学生の国際交流についても年を追うごとに活発化している。海外からの研修生及び実習生との交流会については、確実な実施及び参加者の増加に向けて国際交流委員会で検討・準備を行い、ワーキンググループを立ち上げ、周知方法や実施時間、実施方法の改善等を行ってきた。今後は、更なる改善を目指し、この結果を基に国際交流委員会が中心となり、平成30(2018)年度も引き続き実施方法の検証等を行うことで、参加者の増加と交流の深化を目指してしていく。

【基準Bの自己評価】

国際交流に関する方針は、国際交流委員会規程において明文化され、当委員会を中心として全学的に国際交流事業を運営している。事業の実施にあたっては、聖マリア病院や NPO 法人 ISAPH 等のグループ法人の協力の下、円滑に実施できる体制を整えている。

国際交流への取組みについては、韓国の姉妹校より実習生の受け入れや JICA 青年研修事業母子保健事業研修生の受け入れ、本学学生のアメリカ研修や東南アジア地域での臨地実習の実施など多岐にわたっており、大学、教職員そして学生の国際交流は活発に行われている。

以上のことから、「基準B 国際交流」を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. カトリック大学としての看護大学

天文 18(1549)年、フランシスコザビエルにより戦国時代の日本にキリスト教が伝えられた。しかし、その後、天正 15(1587)年の秀吉のバテレン追放令以降、明治時代のはじめまで 250 年もの間キリシタン迫害が続いた。宣教師不在の中、信徒たちは神の国への希望を失わず、愛の実践のため「ミゼリコルディア（慈悲）の組」を作り、教理書「ドチリナキリシタン」に慈悲の所作として示されている 14 の身体的および精神的行為を信心行として行い、潜伏キリシタンとしての信仰を貫いた。ミゼリコルディアはラテン語で神の「憐れみ」「いつくしみ」を意味し、隣人愛を実践するミゼリコルディアの組織は中世イタリアで始まったものである。本学ではこれを看護の原点としている。日本におけるカトリックの信徒数は人口の 3%強にすぎず、カトリック大学もわずか 18 校で、そのうち 5 校が看護学部を持つ。「人間は神の子でありすべてのものがかけがえのないいのちを持っている」というキリスト教の基本的考えのもとに本学はいのちの尊厳を第一義とし、病人や幼子、高齢者、地域の中での弱者に対する看護を建学の精神であるカトリックの愛の精神の実践としている。

2. ロイ適応看護モデル

キリスト教的人間観を基盤とするロイ適応看護モデルは、本学の建学の精神と合致することから、前身である聖マリア学院短期大学開設当初より本学の教育に取り入れられている。看護学部開学後も、ロイ適応看護モデルに基づく教育は継続され、実践分野においては、基礎分野で教授される「キリスト教概論」や「カトリックの愛の精神」の科目との関連について教授している。学生は、人間の理解、人間と環境の関係、人間の環境への適応、適応を促進するための看護について講義・演習・実習・ボランティア活動を通して理解を深めている。特に、臨地実習におけるロイ適応看護モデルに基づく実践を通して、看護師に最も必要とされることは様々な状況に置かれた人々を理解すること、環境への適応はその人の持つ対処能力が大きく影響すること、また、適応を促す看護について学んでいる。本学は平成 2(1990)年当初より、ロイ適応看護モデルの発生の地である Mount Saint Mary's University と姉妹校提携を結び、両校の学生・教員の交流が行なわれている。平成 30(2018)年 4 月には「ロイアカデミア看護学研究センター」を設置し、米国の Roy Adaptation Association によって承認された。

3. 地域の中の看護大学としての聖マリア病院との協働

本学の看護教育は、本学の設立母体であり理念を共有する聖マリア病院との協働により、地域に開かれ、地域の人々に貢献する人材の育成を行なってきた。これまで、数多くの卒業生が福岡県南地域を中心とする地域医療を担う聖マリア病院に就職し、地域医療における中核的存在として活躍している。実習科目のほぼ全般は聖マリア病院で行なわれ、継続教育についても、大学と病院が協働して教育を行なっている。平成 29(2017)年からは、臨床と大学の協働による看護基礎教育における最適な臨床教育／学習環境と学修モデルの構築を目指して、大学教員と聖マリア病院の看護部長、副看護部長、聖マリアヘルスケアセンターの看護部長らと共に教育モデル病棟の設置や臨地実習指導者に対する新たな教育を実践し、より質の高い教育を提供できるよう連携を強化している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、カトリックの愛の精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的にしている。(学則第 1 条)	1-1
第 85 条	○	看護学部を設置している。なお、看護学部のほか、助産学専攻、看護学研究科を設置している。	1-2
第 87 条	○	本学看護学部の修業年限は 4 年である。	3-2
第 88 条	—	該当しない	3-2
第 89 条	—	該当しない	3-2
第 90 条	○	看護学部の入学資格は、次の各号の 1 に該当する者としている。 ①高等学校を卒業した者。②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。③外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者。④文部科学大臣の指定した者。⑤大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。⑥高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。としている。(学則第 9 条)	2-1
第 92 条	○	本学では教授(学長、学部長を含む)、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学部教授会、研究科教授会を置いている。	4-1
第 104 条	○	学部を卒業した者には看護学士、研究科を修了した者には看護学修士を授与している。	3-1
第 105 条	○	社会人向け履修証明プログラムを実施し、修了の事実を証する証明書を交付している。	3-1
第 108 条	—	該当しない	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び大学院学則第 3 条に自己点検・評価に関し規定し、自己点検・評価総括委員会及び各種委員会における自己点検・評価を実施している。 点検・評価の結果を自己点検報告書として取り纏め、学内教職員に説明を行うとともに学外(ホームページ)において公表している。 また、文部科学大臣の認証を受けた者(日本高等教育評価機構)による評価を受審している。(平成 23 年度、平成 30 年度)	6-2

聖マリア学院大学

第 113 条	○	大学ホームページにおいて各教員の研究者情報として所属学会、業績（著書等）、担当科目等を掲載している。また、FD・SD 委員会において活動報告書を取り纏め、本学図書館、近隣大学、国立図書館に配布している。	3-2
第 114 条	○	本学は事務職員を配置している。 なお、技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当しない	2-1
第 132 条	—	該当しない	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>以下のとおり記載している。</p> <p>〔大学学則〕</p> <p>修業年限（第 4 条）</p> <p>学年・学期（第 5・6 条）</p> <p>授業を行わない日（第 7 条）</p> <p>部科及び課程の組織に関する事項（第 3 条）</p> <p>教育課程及び授業日数等に関する事項（第 22 条、23 条）</p> <p>学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 26 条、31 条）</p> <p>収容定員及び職員組織に関する事項（第 3 条、第 38 条、38 条の 2）</p> <p>入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 （第 8 条～20 条、第 31 条）</p> <p>授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 33 条～37 条）</p> <p>賞罰に関する事項（第 46 条～47 条）</p> <p>寄宿舍に関する事項（第 50 条）</p> <p>〔研究科学則〕</p> <p>修業年限（第 5 条）</p> <p>学年・学期（第 14 条・15 条）</p> <p>授業を行わない日（第 16 条）</p> <p>部科及び課程の組織に関する事項（第 4 条）</p> <p>教育課程及び授業日数等に関する事項（第 30 条、31 条）</p> <p>学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 34 条、39 条）</p> <p>収容定員及び職員組織に関する事項（第 4 条、第 6 条～8 条）</p> <p>入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 （第 17 条～28 条、第 38 条～39 条）</p> <p>授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 41 条～45 条）</p> <p>賞罰に関する事項（第 48 条、49 条）</p> <p>寄宿舍に関する事項（第 51 条 ※詳細は学生寮規程）</p>	3-1 3-2

聖マリア学院大学

第 24 条	○	成績原簿（成績表）及び健康診断書、身上書、面談記録を作成している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 47 条及び大学院学則第 49 条に処分の手続きを記載している。	4-1
第 28 条	○	文書保存規程に基づき保存している。	3-2
第 143 条	—	該当しない	4-1
第 146 条	○	科目等履修生が正規課程に入学した場合の取り扱いについては、大学院に関しては学則第 33 条の 2 により単位を認定している。 但し、修業年限の短縮は認めていない。 学部に関しては、他大学における既修得単位認定と同様の取り扱いとしている。	3-1
第 147 条	—	該当しない	3-1
第 148 条	—	該当しない	3-1
第 149 条	—	該当しない	3-1
第 150 条	○	本項で規定されている項目について、出願資格として本学の学生募集要項に明記されている。	2-1
第 151 条	—	該当しない	2-1
第 152 条	—	該当しない	2-1
第 153 条	—	該当しない	2-1
第 154 条	—	該当しない	2-1
第 161 条	—	該当しない	2-1
第 162 条	—	該当しない	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は学則で定めている（学則第 5 条、大学院学則第 14 条） なお、学期途中での入学制度は設けていないが、9 月卒業・修了は認めている。（9 月修了・卒業に関する規程）	3-2
第 164 条	○	履修証明プログラム（120 時間）を開設し 5 項に該当する内容をホームページで公表している。	3-1
第 165 条の 2	○	本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を一体として策定し公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価総括委員会を設定し、委員会内に点検項目に応じた専門委員会（管理運営専門委員会、教育研究専門委員会、学生専門委員会）を置いている。	6-2
第 172 条の 2	○	該当項目に関してはホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1

聖マリア学院大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 31 条、32 条、大学院学則 38 条～40 条に基づき学長が卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	該当しない	2-1
第 186 条	—	該当しない	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	この省令で定めるところにより設置している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条、大学院学則第 2 条及び研究科規則第 2 条に記載している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学では、入学者選抜試験委員会を設置し、公正かつ妥当な方法で、入学者選抜試験を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	教職協働を図るため、各種委員会においては教員及び事務職員に委員発令を行い、委員会内容に応じ、事務職員においても委員長・副委員長発令を行っている。各種学内ワーキンググループメンバーにおいても教員・事務職員ともに参画し教職協働を行っている。また、月 1 回の教職員連絡会議においては教員・事務職員全員を対象に実施し、協働体制を築いている。	2-2
第 3 条	○	本学は大学の目的（学則第 1 条）を達成するため看護学部を置いている。看護学部は 1 学年 100 名定員としており、教育の質保証からも適正規模である。また、教員組織、施設面積等、大学設置基準を十分に満たしている。	1-2
第 4 条	○	本学は大学の目的（学則第 1 条）を達成するため看護学部看護学科を置いている。また、専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	○	学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると判断し専攻科助産学専攻を設置している。	1-2
第 6 条	○	助産学専攻は、文部科学省から助産師学校として認定を受けており、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準を満たし、本条に規定された内容を備えている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学の教員組織は、教授 12 名、准教授 6 名、講師 9 名、助教 8 名、合計 35 名（助手 4 名を含め 39 名）で構成しており、設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める教員数を十分に満たしている。また、年齢構成も適正な構成となっている。	3-2 4-2
第 10 条	○	科目担当に関する申し合わせ事項を作成し、概論科目については、	3-2

聖マリア学院大学

		原則として教授、准教授としている。概論科目以外の専門科目については、なるべく専任教員が担当するものとしている。(但し、科目内容・専門性に応じ非常勤講師に依頼する場合がある)	4-2
第 11 条	—	該当しない	3-2 4-2
第 12 条	○	他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。	3-2 4-2
第 13 条	○	平成 30 年 5 月現在の教員数は 35 名（教授 12）であり、設置基準 19 名（教授 10）を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長候補者選考内規実施要領に「学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学の運営に識見を有し、本学の建学の精神とする「カトリックの愛の精神に基づく教育」に深い理解を有する者でなければならない」と明記し、「学長候補者選考内規」に基づいた手続きを踏み決定している。	4-1
第 14 条	○	「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」を定め、第 2 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」を定め、第 3 条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」を定め、第 4 条に大学設置基準を踏まえた講師又は助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」を定め、第 4 条に大学設置基準を踏まえた講師又は助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」を定め、第 5 条に大学設置基準を踏まえた助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	看護学部収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し、学則第 3 条において収容定員 400 名と定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は、本学の目的達成のため、建学の精神の理解につながる科目を配置し、加えて学士課程として幅広く深い教養を身につけることができる教養科目を配置している。また、保健師・看護師養成課程として、保健医療福祉分野の動向や本学の特色を踏まえながら「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を踏まえた内容としている。	3-2
第 20 条	○	開設科目を必修・選択・自由科目に区分し、各科目に配当年次を定め編成している。	3-2
第 21 条	○	1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を持って構成し、講義・演習については 15 時間～30 時間、実験・実習及び実技に関しては 30 時間から 45 時間までの範囲で定めている（学則第 24 条）。なお、履修の手引きにおいて、授業内と授業外学修を含め	3-1

聖マリア学院大学

		1 単位 45 時間の学修が必要であることを説明し、シラバスにおいて授業外学修の内容と時間を明記することで 1 単位当たりの必要学修時間の周知を行っている。	
第 22 条	○	1 年間の授業期間は定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則としている。(学則第 22 条)	3-2
第 23 条	○	本学では、1 単位 15 時間の科目は 8 週、30 時間の科目は 15 週、30 時間以上の科目については週複数回実施により 15 週での実施を原則としている。但し科目の内容に応じ、他の期間単位で実施することが有益と判断する場合はこの限りではない。	3-2
第 24 条	○	通常の講義は 1 学年合同 (約 110 名) の合同講義で実施するが、科目内容に応じ 2 クラス制、少人数制で実施する場合がある。	2-5
第 25 条	○	授業は講義・演習・実習、又はこれらの併用で実施し、各科目のシラバスに授業区分を明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対し「履修の手引き SYLLABUS 授業概要」を配布し、全科目のシラバスを掲載している。シラバスでは 1 年間の授業の方法及び内容・計画を記載している。また、学年全体の年間スケジュール (時間割) を配布している。 学修の成果に係る評価基準については、学則第 26 条、試験および評価規程第 4 条に定め、また具体的評価方法は各科目のシラバスに明記している。卒業の認定については、学則第 31 条に明記している。 評価基準、卒業の認定については、「履修の手引き」にも記載している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学では FD・SD 委員会を設置し、定期的な研修会、公開授業等を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない	3-2
第 27 条	○	本学では単位認定試験 (レポートを含む) を実施し単位を認定している。なお、科目内容に応じ、授業への関わり (プレゼンテーションの状況等) 等、総合的に判断する場合がある。	3-1
第 27 条の 2	○	1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限を 48 単位と定めている。(科目の履修および進級に関する規程第 3 条の 2)	3-2
第 28 条	○	他の大学等との協定に基づき、学生に当該大学等の科目を履修させることができ、修得した単位は前項 (入学前既修得) により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定できると定めている。(学則第 30 条 2 項)	3-1
第 29 条	○	他の大学等との協定に基づき、学生に当該大学等の科目を履修させることができ、修得した単位は前項 (入学前既修得) により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で認	3-1

聖マリア学院大学

		定することができるかと定めている。(学則第 30 条 2 項)	
第 30 条	○	本学に入學する前に大学または短期大学において履修した科目について本学において修得したものとみなし、60 単位を超えない範囲で認定することができるかと定めている。(学則第 30 条 1 項)	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない	3-2
第 31 条	○	科目等履修制度を設けている。(学則第 45 条)	3-1 3-2
第 32 条	○	本学の卒業要件は 4 年以上在學し、126 単位以上の単位修得を条件としている。(学則第 31 条)	3-1
第 33 条	—	該当しない	3-1
第 34 条	○	本学は空地を有する。	2-5
第 35 条	○	本学は校舎と同一敷地内に運動場(フットサルコート)及び体育館を有する。	2-5
第 36 条	○	本学は、学長室・会議室・事務室・研究室・教室(講義室・演習室・実習室)・図書館・医務室・学生自習室・学生控室等を有する。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は 19,002 m ² であり、設置基準 4,000 m ² を上回る。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は 12,418 m ² であり、設置基準 4,958 m ² を上回る。	2-5
第 38 条	○	本学には図書館を設置し教育研究上必要な資料を備えている。また、専門の司書を配置し、ラーニングcommons機能、閲覧室、個別学修室、書庫等を有し、十分な座席数(208 席)を備えている。更に九州地区の大学に属する学生の図書館相互利用を認め、また他大学図書館間において図書相互貸借を実施している。	2-5
第 39 条	—	該当しない	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない	2-5
第 40 条の 3	○	図書館の新設、学生ラウンジの改修等、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の大学名「聖マリア学院大学」は「カトリックの愛の精神」を建学の精神とする本学に適切な名称であり、また「看護学部看護学科」は看護師養成課程の大学として適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	本学は専任の事務職員を 19 名配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	本学は厚生補導の組織として学生委員会(教員・事務職員)、健康管理センター(教員・事務職員)、学生課(事務職員)等を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育課程の実施に関しては教学マネジメント委員会・教務委員会、厚生補導に関しては学生委員会及び	2-3

聖マリア学院大学

		学生課が中心となり、また全教職員を対象とした教職員連絡会議で各種報告を行って情報共有、連携を図っている。	
第 42 条の 3	○	本学は FD・SD 委員会を設置し、SD に関しても必要な研修会を実施するとともに、学外における研修会の参加、大学経営に関する大学院への派遣（正規履修者・科目等履修生）等を行っている。	4-3
第 43 条	—	該当しない	3-2
第 44 条	—	該当しない	3-1
第 45 条	—	該当しない	3-1
第 46 条	—	該当しない	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない	2-5
第 48 条	—	該当しない	2-5
第 49 条	—	該当しない	2-5
第 57 条	—	該当しない	1-2
第 58 条	—	該当しない	2-5
第 60 条	—	該当しない	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	本学看護学部看護学科を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与している。（学則第 32 条）	3-1
第 10 条	○	看護学部看護学科（看護師課程）として適切な学士の名称（看護学）としている。	3-1
第 13 条	○	大学・大学院設置以降、本条に関する変更は行っていない。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 35 条	○	理事 6 人（うち、1 人は理事長）、監事 2 人が就任している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事をもって組織された理事会を設置し、適正に運営している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事は、その職務を適正に果たしている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任は、適正に行われている。	5-2
第 39 条	○	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはいない。	5-2
第 40 条	○	役員の補充は適正に行われ、理事は忠実に職務を行っている。	5-2

聖マリア学院大学

第 41 条	○	評議員会を置き、適正に運営している。	5-3
第 42 条	○	予算等、規定の重要事項については、事前に評議員会の意見を聞いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会は、適正にその職務を果たしている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は、適正に行われている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等は、適正に行われている。	5-1
第 46 条	○	理事長は、決算等を評議員会に報告し意見を徴している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等を適正に作成し、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わっている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本学大学院の目的は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としている。（大学院学則第 2 条）	1-1
第 100 条	○	本学は看護学研究科を置いている。（大学院学則第 4 条）	1-2
第 102 条	○	看護学研究科の出願資格は、大学を卒業もしくは卒業見込みの者。もしくは本学の個別審査により同等以上の学力を持つと認められた者と定められている。（大学院学則第 18 条）	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	本項で規定されている項目について、出願資格として本学の学生募集要項に明記されている。	2-1
第 156 条	—	該当しない	2-1
第 157 条	—	該当しない	2-1
第 158 条	—	該当しない	2-1
第 159 条	—	該当しない	2-1
第 160 条	—	該当しない	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	この省令で定めるところにより設置している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	人材の養成に関する目的を大学院学則第 2 条に記載し、教育研究	1-1

聖マリア学院大学

		上の目的を研究科規則第2条に記載している。	1-2
第1条の3	○	入学者選抜試験委員会を設置し適切な体制で実施している。	2-1
第1条の4	○	教職協働を図るため、各種委員会においては教員及び事務職員に委員発令を行い、委員会内容に応じ、事務職員においても委員長・副委員長発令を行っている。各種学内ワーキンググループメンバーにおいても教員・事務職員ともに参画し教職協働を行っている。また、月1回の教職員連絡会議においては教員・事務職員全員を対象に実施し、協働体制を築いている。	2-2
第2条	○	本学大学院の課程は修士課程である。	1-2
第2条の2	—	該当しない	1-2
第3条	○	本学大学院（修士課程）の目的は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし（大学院学則第2条）、修業年限を2年としている。（大学院学則第5条）	1-2
第4条	—	該当しない	1-2
第5条	○	本学大学院は看護学研究科のみで組織し、1学年定員を12名とし、適当な規模内容とし、大学院設置基準を満たしている。	1-2
第6条	○	本学は第6条但書に基づき看護学専攻一個の専攻のみを設置している。	1-2
第7条	○	本学学部（看護学部）と研究科（看護学研究科）は同じ看護分野の課程であり、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	該当しない	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない	1-2 3-2 4-2
第8条	○	本研究科では規模（入学定員12名）に応じた専任教員（学部併任）を配置している。 また、年齢構成も適切な構成となっている。	3-2 4-2
第9条	○	研究科教員のうち、第9条1項に該当する教員については、教授、准教授に限定するなど条件を設けた上で決定し、また、基準数を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	専攻単位で収容定員が定められており、入学者が著しく定員を超えないよう適切に管理されている。	2-1
第11条	○	研究科規則第2条に記載する教育研究上の目的を達成するための教育課程（カリキュラム）を編成し、研究科規則第5条に学位論文の指導について記載し、学生に配布する履修の手引きにおいて	3-2

聖マリア学院大学

		論文作成について説明している。 また、カリキュラム編成では専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させる専門教育科目及び専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する基盤教育科目を配置する。	
第 12 条	○	本学教育は、学則第 30 条別表第 1 に記載する科目を配置し、授業および研究指導（課題研究・特別研究）で構成している。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究科規則第 4 条において、指導教員は専任の教授又は准教授をもって充てるとしている。但し、必要があるときは、研究科教授会の意見を徴して学長が認めた教員を持って充てることができる。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるとしている。（大学院学則第 31 条の 2）	3-2
第 14 条の 2	○	学生に対し「履修の手引き SYLLABUS 授業概要」を配布し、全科目のシラバスを掲載している。シラバスでは 1 年間の授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画を記載している。また、時間割表を配布している。 また、学修の成果に係る評価基準については、大学院学則第 34 条、研究科規則第 8 条に定め、また具体的評価方法は各科目のシラバスに明記している。修了の認定については、大学院学則第 38 条・39 条、研究科規則第 10 条に明記している。 評価基準、卒業の認定については、履修の手引きにも記載している。	3-1
第 14 条の 3	○	本学では FD・SD 委員会を設置し、定期的な研修等を行っている。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位認定、長期に渡る教育課程の履修、科目等履修生に関しては、基準に基づき運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 30 条第 2 項に規定する授業科目について 32 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないとしている。（大学院学則第 38 条）	3-1
第 17 条	—	該当しない	3-1
第 19 条	○	本学では、大学院の講義・演習・実習室及び教員研究室を中心とした大学院棟を有し、また、別棟（別館 1 階）に院生個々の専用机を配置した院生研究室を有している。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5

聖マリア学院大学

第 21 条	○	研究科及び専攻の種類に応じた図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	本学では、教室等により主に利用する課程（学科、研究科等）を定めているが、主に利用する課程に支障を来たさない範囲で、他の課程の学生の利用を許可する場合がある。	2-5
第 22 条の 2	—	該当しない	2-5
第 22 条の 3	○	図書館の新設、学生ラウンジの改修等、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本学大学院の研究科および専攻の名称は看護学研究科看護学専攻であり、研究科規則第 2 条に記載する教育研究上の目的（人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする）にふさわしい名称としている。	1-1
第 23 条	—	該当しない	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない	2-5
第 29 条	—	該当しない	2-5
第 31 条	—	該当しない	3-2
第 32 条	—	該当しない	3-1
第 33 条	—	該当しない	3-1
第 34 条	—	該当しない	2-5
第 42 条	○	事務部（大学全体）として事務職員を 19 名配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	本学は FD・SD 委員会を設置し、SD に関しても必要な研修会を実施するとともに、学外における研修会の参加、大学経営に関する大学院への派遣（正規履修者・科目等履修生）等を行っている。	4-3
第 45 条	—	該当しない	1-2
第 46 条	—	該当しない	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	本大学院の課程を修了した者に対し、修士（看護学）の学位を授与するものとしている。（大学院学則第 40 条）	3-1
第 4 条	—	該当しない	3-1
第 5 条	—	該当しない	3-1
第 12 条	—	該当しない	3-1

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人聖マリア学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019 看護学研究科 パンフレット 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	聖マリア学院大学学則 聖マリア学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	看護学部看護学科 平成 30 年度学生募集要項 看護学研究科 平成 30 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	看護学部看護学科 学生便覧 2018 看護学研究科 学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ 大学構内案内図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人聖マリア学院規程一覧 聖マリア学院大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員） 理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書（平成 25 年度～平成 29 年度） 監事監査報告書（平成 25 年度～平成 29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	看護学部看護学科 三つのポリシー一覧 看護学研究科 三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査の結果について（通知）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果の条件に対する改善報告書	

聖マリア学院大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	看護学部看護学科 学生便覧 2018	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 1-1-5】	看護学研究科 学生便覧 2018	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	大学ホームページ (看護学部看護学科)	
【資料 1-1-7】	大学ホームページ (看護学研究科)	
【資料 1-1-8】	近年の主なカリキュラム改正の状況	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	理事会・評議員会・教授会・教職員連絡会議資料	
【資料 1-2-2】	カトリックセンター規程	
【資料 1-2-3】	カトリックセンター主催研修会案内	
【資料 1-2-4】	聖マリア学院のルーツを辿る巡礼の旅案内	
【資料 1-2-5】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 1-2-6】	カリキュラム改正ワーキンググループ会議録	
【資料 1-2-7】	キリスト教文化研究所規程	
【資料 1-2-8】	「Our St. Mary's Heritage」小冊子	
【資料 1-2-9】	広報誌「MADONNA」	
【資料 1-2-10】	大学ホームページ (看護学部看護学科・看護学研究科)	
【資料 1-2-11】	ほっとステーションマリア冊子	
【資料 1-2-12】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-13】	開学 10 周年記念事業学術講演会チラシ	
【資料 1-2-14】	理事会・評議員会資料 (第三次 5 年計画)	
【資料 1-2-15】	看護学部看護学科 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-16】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-17】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学部看護学科)	
【資料 1-2-18】	看護学部看護学科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-19】	看護学部看護学科 アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-20】	看護学研究科 ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-21】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-22】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 1-2-23】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学研究科)	
【資料 1-2-24】	看護学研究科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-25】	看護学研究科 アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-26】	ロイアカデミア看護学研究センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	看護学部看護学科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	看護学研究科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ	

聖マリア学院大学

【資料 2-1-5】	入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	入試戦略室規程	
【資料 2-1-7】	看護学部看護学科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	看護学研究科 平成 30 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生委員会規程	
【資料 2-2-2】	学生指導及び支援に関する規程	
【資料 2-2-3】	学修支援室規程	
【資料 2-2-4】	学修行動調査	
【資料 2-2-5】	ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-6】	M Pass	
【資料 2-2-7】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018 看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生委員会規程	
【資料 2-3-2】	チューターの役割	
【資料 2-3-3】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-3-4】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-5】	卒業生進路状況一覧	
【資料 2-3-6】	平成 29(2017)年度キャリア支援計画	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	健康管理センター運営委員会規程	
【資料 2-4-3】	保健室の利用状況、学生相談室利用者数	
【資料 2-4-4】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-4-5】	チューターの役割	
【資料 2-4-6】	奨学金受給状況	
【資料 2-4-7】	自治会および学年運営委員について	
【資料 2-4-8】	新入生オリエンテーションスケジュール、アンケート結果	
【資料 2-4-9】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-10】	聖マリア学院大学大学院 長期履修規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ICT (Information and Communication Technology) 委員会規程	
【資料 2-5-2】	防災関連資料 (ガイダンス、消防訓練に関する資料)	
【資料 2-5-3】	認証評価で指摘された事項への対応状況	【資料 F-15】と同じ
【資料 2-5-4】	大学と主たる実習施設 (聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター) の位置関係及び実習施設における施設認定の状況	
【資料 2-5-5】	連絡協議会規程	
【資料 2-5-6】	臨床教授等の称号付与に関する規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学修支援に関連する意見	
【資料 2-6-2】	学修支援室規程	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-4】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	
【資料 2-6-5】	保健室の利用状況、学生相談室利用者数	
【資料 2-6-6】	奨学金受給状況	
【資料 2-6-7】	自治会および学年運営委員について	
【資料 2-6-8】	クラブ活動状況	

聖マリア学院大学

【資料 2-6-9】	FD 活動報告書 第 11 号 (平成 28 年度)	
------------	----------------------------	--

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学部看護学科)	
【資料 3-1-2】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	大学ホームページ (看護学部看護学科)	
【資料 3-1-4】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-5】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学研究科)	
【資料 3-1-6】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	大学ホームページ (看護学研究科)	
【資料 3-1-8】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	試験および評価規程	
【資料 3-1-10】	看護学部看護学科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	シラバス記載依頼様式	
【資料 3-1-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 3-1-13】	看護学部看護学科 履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-14】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 3-1-16】	看護学研究科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-17】	学位規程	
【資料 3-1-18】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-19】	看護学研究科 履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-20】	GPA 制度に関する実施要項	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	看護学部看護学科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ (看護学部看護学科)	
【資料 3-2-3】	看護学部看護学科 キャンパス・入試ガイド 2019	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-4】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学部看護学科)	
【資料 3-2-5】	看護学研究科 カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-6】	看護学研究科 履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2018	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	大学ホームページ (看護学研究科)	
【資料 3-2-8】	教育目標と三つのポリシーの関連性 (看護学研究科)	
【資料 3-2-9】	看護学部看護学科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	看護学研究科 各科目シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	シラバスチェック表	
【資料 3-2-12】	科目の履修および進級に関する規程	
【資料 3-2-13】	連絡協議会規程	
【資料 3-2-14】	臨床教授等の称号付与に関する規程	
【資料 3-2-15】	特別聴講学生募集案内	
【資料 3-2-16】	看護学部看護学科 授業評価アンケート様式及び集計結果通知様式	
【資料 3-2-17】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-2-18】	看護学研究科 授業評価アンケート様式	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	卒業時到達目標アンケート様式	

聖マリア学院大学

【資料 3-3-2】	授業評価アンケート様式	
【資料 3-3-3】	学修支援に関するアンケート様式	
【資料 3-3-4】	学修行動調査様式	
【資料 3-3-5】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-6】	聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則	
【資料 3-3-7】	授業評価アンケート集計結果通知様式	
【資料 3-3-8】	「優秀授業」「改善要請」通知文書	
【資料 3-3-9】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-10】	学修支援室規程	
【資料 3-3-11】	専門看護師資格取得状況	
【資料 3-3-12】	看護学研究科 授業評価アンケート様式	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 4-1-2】	教授会資料表紙及び教職員連絡会議資料表紙	
【資料 4-1-3】	IR (Institutional Research) 室規程	
【資料 4-1-4】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	教授会の運営に関する規程	
【資料 4-1-6】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	研究科教授会の運営に関する規程	
【資料 4-1-8】	教職員連絡会議議事録及び資料	
【資料 4-1-9】	ワーキンググループへの検討依頼内容及びその構成員	
【資料 4-1-10】	教育改革推進に係る助成制度規程	
【資料 4-1-11】	教育改革推進助成事業一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	聖マリア学院大学 教員選考基準	
【資料 4-2-2】	聖マリア学院大学 教員選考規程	
【資料 4-2-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 4-2-4】	教授会の運営に関する規程	
【資料 4-2-5】	研究科教授会の運営に関する規程	
【資料 4-2-6】	FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-7】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	【資料 2-6-4】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD 活動報告書 第 12 号 (平成 29 年度)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-3-2】	各種セミナー・研修会等への派遣状況一覧	
【資料 4-3-3】	教員の任期制に関する規則	
【資料 4-3-4】	SD 研修会 (出張報告による業務改善提案)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 4-4-2】	聖マリア学院大学 学術研究活動における行動規範	
【資料 4-4-3】	聖マリア学院大学 研究活動における不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-4】	聖マリア学院大学における研究不正防止計画	
【資料 4-4-5】	組織体制フロー図	
【資料 4-4-6】	学校法人聖マリア学院 公益通報に関する規則	

聖マリア学院大学

【資料 4-4-7】	学校法人聖マリア学院 リスク管理規程	
【資料 4-4-8】	聖マリア学院大学 科学研究費補助金経理事務取扱規程	
【資料 4-4-9】	特定不正行為の告発から認定までの手続き（概要）	
【資料 4-4-10】	聖マリア学院大学 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-11】	公的研究費に係る内部監査実施手順（マニュアル）	
【資料 4-4-12】	研究費利用マニュアル 平成 30 年度版	
【資料 4-4-13】	研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-14】	研究倫理研修会 周知文	
【資料 4-4-15】	研究倫理審査委員会の運営に関する内規	
【資料 4-4-16】	研究倫理審査実施要領	
【資料 4-4-17】	科研費等利用マニュアル 平成 30 年度版	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	日本カトリック学校としての自己点検評価基準	
【資料 5-1-4】	学校法人聖マリア学院 行動規範	
【資料 5-1-5】	学校法人聖マリア学院 組織規程	
【資料 5-1-6】	教授会の運営に関する規程（看護学部看護学科、看護学研究科）	
【資料 5-1-7】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 5-1-8】	学校法人聖マリア学院 消防計画	
【資料 5-1-9】	学校法人聖マリア学院 リスク管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人聖マリア学院 リスク管理委員会規程	
【資料 5-1-11】	大地震対応マニュアル	
【資料 5-1-12】	震災対応マニュアル（教職員向け）	
【資料 5-1-13】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	M Pass	【資料 2-2-6】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会、評議員会の前年度開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	書面議決書（様式）	
【資料 5-2-5】	学校法人聖マリア学院 運営会議規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人聖マリア学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人聖マリア学院 運営会議規程	
【資料 5-3-3】	理事、監事、評議員の名簿（外部役員・内部役員）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	教職員連絡会議議事録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学部、学科別在籍者数	【表 2-1】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人聖マリア学院 第三次 5 ヶ年計画	
【資料 5-4-3】	各年度決算書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	消費収支計算書関係比率	【表 5-2】と同じ
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率	【表 5-3】と同じ

聖マリア学院大学

【資料 5-4-6】	貸借対照表関係比率	【表 5-6】と同じ
【資料 5-4-7】	貸借対照表関係比率	【表 5-7】と同じ
【資料 5-4-8】	日本私立学校共済・事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人聖マリア学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人聖マリア学院 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人聖マリア学院 資金運用規程	
【資料 5-5-4】	平成 30 年度予算編成方針	
【資料 5-5-5】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-6】	内部監査報告書	
【資料 5-5-7】	平成 29 年度監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	聖マリア学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	聖マリア学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	自己点検・評価総括委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価総括委員会規程	
【資料 6-2-2】	平成 28 年度自己点検評価報告書における評価項目と自己点検・評価総括委員会における担当専門委員会	
【資料 6-2-3】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）	
【資料 6-2-4】	大学ホームページ（自己点検評価報告書、大学機関別認証評価揭示箇所）	
【資料 6-2-5】	IR（Institutional Research）室規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 12 月 13 日資料）	
【資料 6-3-2】	教職員連絡会議議事録、資料（平成 29(2017)年 7 月 12 日資料）	

基準 A. 社会貢献・社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献の方針と体制		
【資料 A-1-1】	行動規範	
【資料 A-1-2】	中長期構想（第三次 5 ヵ年計画）	
【資料 A-1-3】	教員の採用及び昇任に係る選考基準細則	
【資料 A-1-4】	地域貢献センター発令書	
【資料 A-1-5】	中長期構想（第三次 5 ヵ年計画）進捗状況	
A-2. 地域貢献への取り組み		
【資料 A-2-1】	久留米市との包括事業協定書	
【資料 A-2-2】	まちなか保健室 ほっとステーションマリア	
【資料 A-2-3】	専門家委員としての教員派遣等の状況	
【資料 A-2-4】	図書館利用案内	

聖マリア学院大学

【資料 A-2-5】	公開講座の開催要項（平成 29 年度）	
【資料 A-2-6】	公開講座受講者アンケート（平成 29 年度）	
【資料 A-2-7】	聖マリア医学会学術集会の開催資料	
【資料 A-2-8】	履修証明プログラム関係資料	
【資料 A-2-9】	東日本大震災被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA/抄）	
【資料 A-2-10】	熊本地震被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA/抄）	
【資料 A-2-11】	九州北部豪雨被災地ボランティア活動（大学広報誌 MADONNA/抄）	
【資料 A-2-12】	シラバス（授業科目概要「サービス・ラーニング」）	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-2-13】	大学間コンソーシアム活動	
【資料 A-2-14】	久留米市との各種連携事業等	
【資料 A-2-15】	明光学園中学校・高等学校との系属校協定書	
【資料 A-2-16】	厚生労働省委託事業「平成 29 年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」分科会「輪をつくろう」事業関係資料	
【資料 A-2-17】	リサイクル活動を通じた社会貢献事業	
【資料 A-2-18】	外部評価委員会規程	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の方針と体制		
【資料 B-1-1】	国際交流委員会規程	
【資料 B-1-2】	グループ法人一覧	
B-2. 国際交流への取組み		
	[該当なし]	